

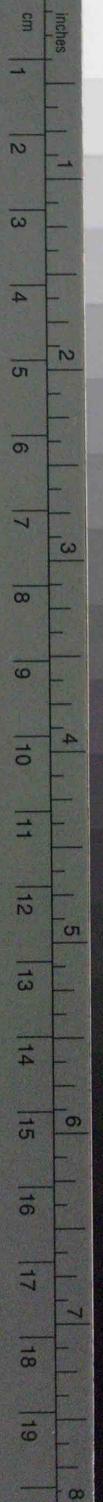
40785

教科書文庫

4
370
42-1926
20000
38042

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



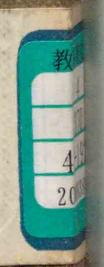
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



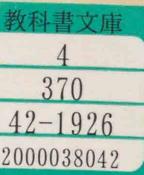
© Kodak, 2007 TM: Kodak



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

文 部 省 檢 定 濟

用科實教校學女等高 日九月二十年五十正大



資料室

370.9
07/15

新子文教育園

士博學文
著造岩竹乙

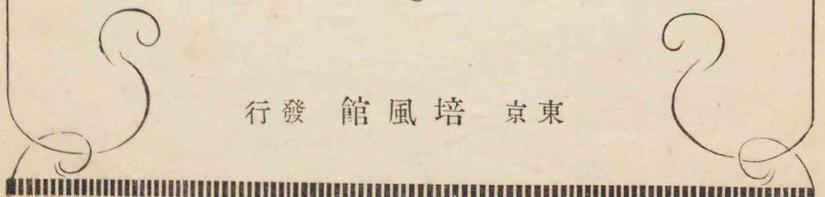


広島大学図書

2000038042



京東 培風館發行





慈母觀音之圖



慈母觀音は狩野芳崖の絶筆である。芳崖は、明治大正の繪畫藝術に新生面を拓いた人で、父母に事へて至孝、又よく子弟を撫育し、温情眞に掬すべき人格者であった。愛妻と愛孫とを喪つて、孤獨哀愁のやるせない感を近い動機として、母性愛の理想表現に凝心し、窮乏不給の生活苦と鬱ひつつ、全我を傾け盡して描き上げたのが、この大傑作である。その積勞の爲病に冒され衰弱甚だしいのに、猶紙帳の中に端坐して専念傳彩の技を揮つたのである。今は東京美術學校の所蔵に係り、世界的名畫として海の内外に知られてゐる。

改訂版凡例

一、本書は、高等女學校に於ける教育科の教科書として、文部省所定の教授要目に準據して編纂したものであるが、大正十五年四月及び同六月に於ける小學校令及び同施行規則の改正、並びに幼稚園令及び同施行規則の發布等に基き、更にこれを改訂したものである。

一、本書の編纂及び改訂に當つて、特に注意したのは左の諸點である。

イ、文化生活に於ける女子の貴い天職に目醒めて、これに必要な教

養が自らに積まれるやうに努めたこと。

ロ、児童生活の純眞な展開が統一的に眺められるやうにしたこと。

児童尊重の考を十分に吹込んだのは言ふまでもない。

ハ、斬新な材料を取り、平明な口語を用ひ、且挿繪を多くし、然かも入り易いことと纏まりのつき易いことには、殊に注意を拂つた

こと。高等女學校に於ける教育科の課業は、かくの如くにして樂しい課業となるであらうと信ずる。

二、修身科・家事科等との關聯を重んじ、然かも重複を避け、寧ろ相待つて的確な理會の出來るやうに工夫を凝らしたこと。

ホ、啻に母たる爲の讀本としてのみならず、教師となる爲にも亦最も適切な講座たらせるやうに、最新の教育思潮の一斑をも網羅したこと。そしてそれは、將來の母たる人にも必要なことなのである。

大正十五年十月

著者識す。

目次

第一篇 緒論

一

第一章 教育の意義

一

第二章 教育の效果

一

第三章 遺傳と環境

三

第四章 教育の目的

六

第二篇 児童の身體

一

第一章 發育とその時期

二

第二章 身體の發育

二

第三章 各部機關の發育

三

第四章 身體の疾病・負傷及び異常

三

第三篇 児童の精神

第一章 精神作用の概説	四四
第二章 認識	四五
第一節 感覺	四五
第二節 知覺	五三
第三節 記憶	五三
第四節 想像	五九
第五節 思考	六三
第六節 言語	六五
第七節 注意	七一
第三章 感情	七五
第一節 簡單感情	七五

第二章 感覺	六
第一節 複合感情	六
第二節 感覺	六
第三節 情緒	九
第四節 情操	九
第三章 意志	八三
第一節 意志發動	八三
第二節 衝動及び本能	八七
第三節 意志	九三
第四節 習慣及び品性	九七
第四章 精神的素質	一〇〇
第一節 精神的素質の概説	一〇三
第二節 智能の検査	一〇六
第三節 情意的素質	一一四
第五章 作業能率及び疲労	一二五

第四篇 家庭教育 一六

第一章 家庭と教育 一六

第二章 家庭教育の任務 二三

第三章 家庭教育の方法 二三

第一節 胎教 二六

第二節 養護 二六

第三節 経験 二六

第四節 訓練 二六

第五篇 幼稚園教育 一五

第一章 幼稚園及び託児所 一五

第二章 保育の任務 一五

第三章 保育の方法 一五

第一節 保育上の施設 一五

第二節 保育の項目 一五

第六篇 學校教育 一三

第一章 小學校教育の目的 一三

第二章 學校に於ける養護 一三

第三章 教授 一三

第一節 教授の任務 一七

第二節 教科課程とその實施 一七

第三節 學級の編制 一七

第四節 學習と指導 一七

第五節 教授の方法 一八

第六節 學習法の指導 一八

第四章 學校に於ける訓練 一九

第五章 學校教育の種類と學校系統	一九三
第七篇 社會教育	一九七
第一章 社會と教育	一九八
第二章 社會教育の任務	一九九
第三章 社會教育の方法	二〇〇
第四章 家庭教育・學校教育・社會教育の關係	二〇三
附錄 小學校及び幼稚園教育關係法規抄	
小學校令摘要	二
小學校令施行規則摘要	三
幼稚園令摘要	六
幼稚園令施行規則摘要	七

〔目次終り〕



改訂女子新教育學

文學博士 乙 竹 岩 造 著

第一篇 緒論

第一章 教育の意義

教育の仕事

廣義の教育 教育とは、人間の進歩發達を助けて、より優れた人間に仕上げる仕事である。それ故に、凡そ人の生長發育に與つて良い影響を及ぼすものは、一切これを教育と呼ぶことが出来る。例へば、一枚の新聞紙、一冊の書籍も、これを讀む者の知識を進め、展覽會・共進會の如きも、これを觀る者の趣味を養ふ時は、孰れも皆教育の仕

文部省発行

事である。即ち教育とは、人生を發達させ、社會を進歩させる爲に、文化を傳達・擴充する一切の働きを意味するもので、これを廣義の教育といふ。例へば、家庭の様方、公開の講演等も皆廣義の教育である。**狹義の教育**かかる廣義の教育の中で、左の三箇の要件を備へたものを、狹義の教育といふ。

- 一、子女の生長發育を助けるといふ目的が明かであること。
- 二、成熟者が未熟者を導く働きであること。

三、一定の計畫を立てて引續き及ぼされる影響であること。

即ち、狹義の教育とは、子女の生長發育を助ける目的で、成熟者が未熟者を導き、一定の計畫を立てて、引續き文化の傳達・擴充をする働きであつて、學校教育の如きはこれである。

廣義の教育と狹義の教育との關係 教育といふ言葉は、時と場合とによつて、或は廣義に用ひられたり、或は狹義に用ひられたりする。

けれども、廣義の教育と狹義の教育とは、性質の違つたものではなく、却つて互に密接な關係を有つてゐる。私達は、學校に入る前に家庭の様方を受け、又學校を出た後も書籍・新聞紙・展覽會・共進會・公開の講演等によつて、絶えず知識を研ぎ、趣味を養ふものである。即ち人は、一生を通して教育を進めるもので、その行はれる場所によつて、これを家庭教育・學校教育・社會教育等と名づけるのである。

第二章 教育の效果

著しい事實の一 今から百年程前に、北米合衆國にローラー・ブリッヂマンと呼ぶ婦人があつた。生後約一年半で、盲となり啞となり又聾となつて、知識の入る窓ともいはれる窓は殆ど皆閉ざされたのである。然るにホーエといふ教育家が、憐れなこの兒を引取つて、これに周到な教育を加へた。その法は、一方には身の廻はりの種々

な實物に觸れさせると同時に、他方にはそれ等實物の名や働きを凸型に現はした文字を撫でさせ、そして手近な事物を理會せることから始めて、次第に普通の國語・算術にと進んだのである。その上、ピアノの彈奏や裁縫の技能をも練習させ、遂には簡単な詩歌をさへ作ることが出来るやうになつた。これは、全然の盲聾啞者でありながら、十分な教育を受けた米國に於ける第一人者であつて、ブリッヂマンは、後には聾啞學校の教師となつて、可憐な同胞の教育にその清い一生を委ねたのである。

その二 それより少し前に、諾威國にラーンヒルド・カーターといふ男子があつた。これは生來の盲聾啞者であつたが、エリヤス・ホフガードといふ教育家が、教育の力を試みる爲に、この兒を引取つて教育を加へたのである。その方法は、一方には實物に觸れさせると共に、他方には教師がその名や働きを發音して、その口形や發聲機

關をカーターに撫でさせて、その情態を仔細に知らせることに努めたのである。これは、前者の如き顯著な發達を示すには至らなかつたけれども、然かし或程度までは他人と思想・感情の交換をすることが出来るやうになり、生來の盲聾啞者でありながら、教育を受けて若干の效果を現はした世界に於ける最初の實例である。

その三 今も現に生きてゐる人には、レン・ケラーといふ人がある。北米合衆國の婦人であるが、生後約一年半で大患に罹り、その病は幸に癒つたが、盲聾

第一圖 第一シメとカラケ



啞となつてしまつた。然るにその親戚にメー・シーと呼ぶ女教師があつて、全力を込めてこれに教育を加へ、その結果ケラーは、普通の教育は勿論、高等の教育までも受けて立派な婦人となり、その上音樂の如きは優に上手の域に入り、殊に麗はしい文學上の材能を發揮して、多くの著述をも世に公にしてゐる。或人はこれを評して、「十九世紀の世界に二つの驚異がある。一つはナポレオン・ボナパルトの事業であり、今一つはヘレン・ケラーの發達である。」と言つたが、實は私達の注目すべきは、ケラーそれ自身の發達よりも、それを發達させたメー・シーその人の力である。否メー・シーによつて働くされた教育の力そのものこそ、眞に驚異ではあるまいか。

その四 これも現に生存してゐて、然かも教育を受けつつある者で、同じく北米合衆國のモード・スコットと呼ぶ男子である。生來の盲聾啞である上に、六歳の頃までは常に搖籃の中に横はつてゐて、

歩行は勿論匍匐さへも叶はず、唯飲食物を受ける時だけ僅に口を開けたといふのであるから、その心身の發育がいかに後れてゐたかは、これを想像するに決して難くはない。然るに、十二歳に達して始めてミソリーヌのジャクソン學校に入り、専ら皮膚覺・運動感覺の練習によつて、漸次に諸の働きの發達を現はし、これに伴つてその心情も亦次第に爽快となり、遂に多くの師友から最も愛憐されてゐる學童となつた。

その五 以上は、失官の甚だしい者が、教育を受けて效果を現はした目醒ましい事實であるが、次に更にその精神の方面に著しい障礙のあつた者が、教育を受けた一例を擧げやう。今から二百年程前に、佛國アヴァイヨン地方で、強盜が一人の白痴を誘拐して来て、これを深山幽谷の中に捨てたのである。一日この地方の獵師が、獸を追つて山奥深く分入つた所が、木の間の岩蔭にこの兒を見出した

ので、携へて歸つたのであるが、元來の白痴である上に、長い間野獸同様の姿で僅にその露命を繋いでゐたのであるから、かかる者は縱令教育を加へてもその效果は無からうと思はれた。然るにイタリといふ特志の教育家があつて、様々に工夫を凝らしてこれに教育を加へた所が、その結果若干の發達を見るに至つたのである。これ實に世界に於ける白痴教育の發端である。

人生の發達 これ等は、甚だしい缺陷障礙のある者が教育を受けた實例であるが、況して一般普通の者にあつては、教育の效果の顯著であることは、文明諸國に於ける教育事實の明かに示す所である。即ち、教育が人生を發達させる道であることは、毫もこれを疑ふべくもない。

更に一步を進めて考へると、教育の效果は箇人の上からのみではなく、國家・社會の上から見てもその關係は極めて大きいもので

ある。これに就ても論よりは先づ證據を擧げやう。

驚くべき一族 今から二百年程前に、北米合衆國にジュークといふ者があつた。元來和蘭の產で米國に移住したものであるが、人となり極めて放逸で職業を勤めず、その妻も亦甚だ懶惰で家を整へず、その間に多くの子が生れたけれども、夫婦共にその子の教育には毫も注意せず、孰れも野放し同様に捨てて置いたのである。子供等も亦これに倣ひ、その遺傳がかくの如く悪かつた上に教育とては殆どこれを受けなかつたのである。かかる有様でその生活を續けること七八代の間に、その子孫後裔の者は殆ど全部を擧つて放逸無賴の群となつてしまつたのである。即ちその一族千二百四十餘人の中、

嬰兒の頃に死亡した者

三〇〇人

不具又は低能・白痴となつた者

三〇〇人

殺人犯を犯した者

七人

懲役十二年以上の刑に處せられた者

六〇人

その他の犯罪者

三〇〇人

乞食・浮浪の徒となつた者

三一〇人

一技一藝を覚えて正しい職業に生活した者

二〇人

であつて、千二百四十餘人の中、一技一藝を覚えて正しい職業に生活の道を辿つた者が僅に二十人に過ぎないので、他は舉つて、或は嬰兒の中に死亡した者か、或は不具又は低能・白痴となつた者か、或は乞食・浮浪の徒乃至は輕重の犯罪者である。そして彼等の救濟・監禁等の爲に費された公費だけでも、約二百五十萬圓の巨額に達してゐるのである。實に驚くべき一族ではあるまい。

感すべき一族 恰もこれと正反対の實例がある。これも北米合衆國にあつた事實で、ジョナサン・エドワードと呼ぶ人の子孫の一族

である。ジョナサンは英國に生れて、亦千七百年代に米國に移住した人であるが、人格高く材能秀で、その夫人も亦優れた素質の人であつたのみならず、夫婦心を協せて子孫の教育に力を注ぐことをその傳家の家風としたのである。そして子孫も亦これに倣ひ、遺傳の良い上に十分の教育を受けた爲、その一族縁者の中からは、揃ひも揃つて多くの優れた人材を輩出させたのである。即ちその子孫後裔千四百餘人中、

大學長となつた者

一三人

大學教授となつた者

六四人

大學・師範學校の創立に多大の盡力を與へた者

一七人

牧師となつた者

一〇〇人

醫師となつた者

六〇人

判・檢事・辯護士となつた者

一八〇人

士官以上の軍人となつた者

七五人

その他の官公吏となつた者

八〇人

この一族の手に成つた有益な著述

一三五部

この一族の手に經營された有益な雑誌
ヘラジカ 三五種
である。そしてこれ等の人々の中には、副大統領となつた者もあれば、大使・公使になつた者もあり、大都の市長に擧げられた者もあれば、上・下兩院の議員に選ばれた者も多く、世に名高い人も實に少くないのである。そして北米合衆國の西南部から中央部にかけて、一般文化の發達がこの一族の貢献に負つた所は甚だ大きいといはれてゐる。眞に感ずべき一族ではあるまいか。

社會の進歩 これ等二つの實例の比較は、頗る興味の深い對照である。一は、千二百四十餘人の一族を舉つて不良の群となり、その國家・社會に及ぼした損害が夥しいのに反して、他は、千四百餘人の一

族から非常に多數の人材を輩出させて、國家・社會に著しい貢献をしたのである。これ一つには遺傳の良否により、又一つには、集團の上から眺めた教育の效果を如實に語るもので、教育が社會を進歩させる道であることは、これによつてもよく判かる。

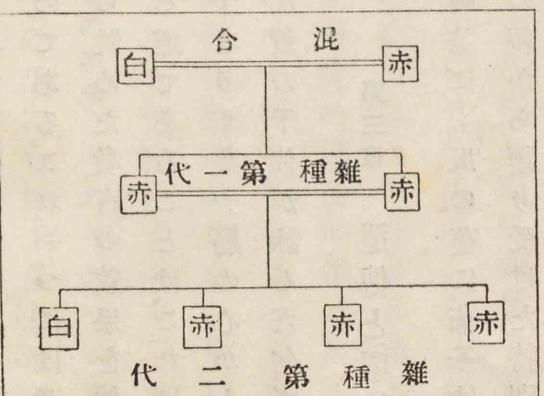
千なりや蔓一筋の心から。

とは加賀の千代が詠んだ句である。

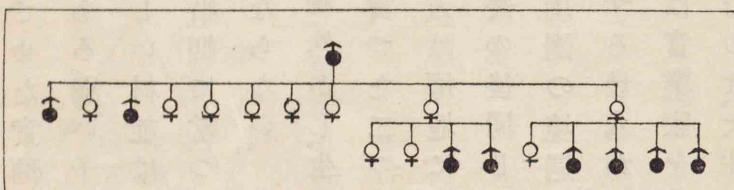
第三章 遺傳と環境

遺傳諺にも「瓜の蔓に茄子は生らぬ」といふ通り、生物にはそれぞれその親から譲り受けた特別の性質がある。猫の子は代々猫であつて、朝顔は常に朝顔の種から出る。人も亦これと同じく、皆親・先祖からの性質を譲り受けてこの世に生れて來たものである。これを遺傳といふ。

圖二第
則法傳遺



圖三第
傳遺の盲色



なるものではなく、一時隠れてゐても、いつかは明るみに取出されるものである。

上圖は、或學校の兒童に就て調べた色盲遺傳の實例である。色盲は女子には極めて稀なものであるが、この實例の如く、祖父の色盲が、健眼の女子を介して男孫に現はれることが、實に少くないのである。

犯罪者の心理を研究した學者の說によれば、罪人の中には、種々の事情に迫られて不圖惡事をした者が多いけれども、又生れつき罪を犯す者も少くない。これに反して、前に挙げたジョナサン・エドワードの一族の如く、同じ血統の中から、揃ひも揃つて優良な人材を

遺傳の力

輩出させた實例も世には珍らしくない。孰れも遺傳の現はれたものである。弱い子供や愚かな子供は持ちたくはないし、強い身體や輝かしい材能は子孫に傳へたいのが誰れしも同じ願である。それに、婚姻に當つては、配偶者の血統にはよくよく注意を拂はなければならない。

環境の力

○ 環境然かし、生長發育は遺傳ばかりによるものではない。一つの木に實つた二つの種が、一方は沃土に育つて豊かに雨露の恵に浴し、他方は瘠地に落ちて日光をさへ十分には受けなかつたとしたら、生長の後同じ種類とは思へない程も變はり果てるであらう。これは周圍の境遇によるものでそれを稱して環境といふ。父母を同じうする幾人かの兄弟姊妹が、互にその志を異にし、或は軍人を望み、或は實業家を希ひ、或は教師或は藝術家と、それぞれ違つた方向に進むのは、天性にも基づくけれども、又環境による所も多いのである。

諺にも「氏より育ち」などといつて、昔からも環境の力は大きいものと考へられた。孟子の母が孟子をよく育てやうとして三たびその居を移したといふことも、名高い話である。私達が日頃使つてゐる言葉も、文字も、さては學問上の知識も、生活上の風習も、大抵は周圍の人々から習ひ覚えたものである。さうして見ると、環境の力の大きいことは毫もこれを疑ふべくもない。

遺傳と環境と教育

教育は、環境を最も適當に整理して、成るべく遺傳を調整し、そして人の生長發育を助ける仕事に外ならない。生長發育の完成に對しては、遺傳・環境・教育の三つは上圖に示したやうな三角關係に立つてゐるものと言つてよい。



第四章 教育の目的

體育

心身の調和的發達

身體と精神 教育の目的に就ては、昔から或は専ら身體を丈夫にすることを企てたことがある。これを體育といふ。又主として精神の發達を圖つたことがある。これを心育といふ。けれども元來身體と精神とは、相合して人を形造くるもので、格言にも「健康な精神は健康な身體に宿る」といふ通り、身體が丈夫でなければ精神を十分に發達させることが出來ず、又精神が發達しなければ精神を十分に發達させることが出來ず、又精神が發達した精神とを併せ有つた者であつて、な身體を有つても、それは「獨活の大木」にも等しい。畢竟健全な人物とは、丈夫な身體と發達した精神とを併せ有つた者であつて、教育は心身の調和的發達を圖らなければならぬ。

○箇人と國家の一員 魚が水に棲む如く、人は國家・社會に住むものである。私達は、生れると直ぐ家族の一人となり、又國家の一員としての力

箇人としての力
と國家の一員としての力

て生活するものであるから、國家の關係を離れては箇人の生活は殆どその意味を失ひ、又箇人の關係を離れては國家の進歩はこれをお期することが出來ない。即ち教育は、國家の盛衰と極めて密接な關係を有つもので、隨つて箇人としての力と共に、國家の一員としての力を十分に具へるのでなければ、眞に教育を受けた人とは言はれない。

國民の精神と現時の大勢

箇人としての力と共に國家の一員としての力を具へるには、國民精神を體得し、現時の大勢に通曉しなければならない。現時の世界には、多くの國家が相對峙して立ち、各その國力を充實發展させて、人類文化の進運に寄與しようと努めないものはない。そして我が大日本帝國は、東西兩半球の要樞に位置し、世界の文化を包摶して宇内の文運に貢献すべき天職を有つてゐる。然かも大震火災の慘害を受けて、大に國民精神の振作更張を

善良有爲・強健優美な日本國民

圖らなければならぬ眞に非常の秋に際會してゐる。今日及び將來の日本國民は、よくこの精神を體し、よくこの大勢に通ずる善良・有爲・強健・優美な國民でなければならぬ。

~~教育の目的の要約~~ 以上述べた所を併せて考へると、教育の任務は自ら明かである。即ち纏めていへば、子女の心身を調和的に發達させて、箇人としての力と共に國家の一員としての力を養ひ、特に國民精神を體得して現時の大勢に通曉する善良・有爲・強健・優美な日本國民を教養するのが、教育の目的である。

第二篇 児童の身體

第一章 發育とその時期

~~人の發育~~ 凡そ動物は、高等なものほどその生長發育に長い期間を要するものである。下等な動物は生れると直ぐ自活するのが普通であるが、人類ではその自活し得るまでには長い期間を要し、その長い期間を通して、人の心身は生長發育するものである。

~~發育の四期~~ 心身の生長發育は、さながら水の流の如く、常に絶えまのないものではあるが、その變化の情況によつてこれを四期に別けることが出来る。一は誕生から三歳頃までの間であつて、これを嬰兒期といひ、二は、四歳頃から十歳頃までの間であつて、これを幼兒期といひ、三は、十一歳頃から十五歳頃までの間であつて、これ

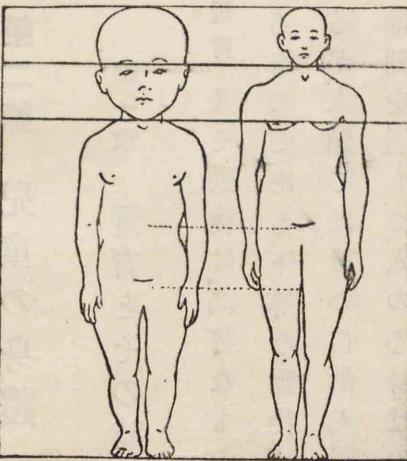
嬰兒期

少年少女期
青年處女期

を少年・少女期と稱し、四は、それから後身體の成熟するまでの時期であつて、これを青年・處女期と名づけるのである。

第二章 身體の發育

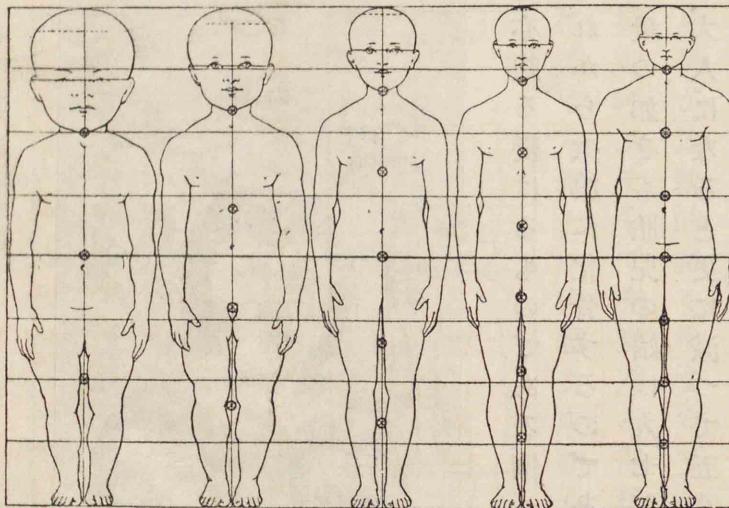
圖五 第
較比の體身のと人成と兒生初



身體發育の概況 子供は大人を小さくしたものではない。その身體に於ける各部の釣合も、筋骨の成分も、大人に比べると著しい違がある。初生兒は、頭が大きくて顔は短く、胸が高く腹が大きくて脚は短く、これをそのまま擴大すると、上圖に示した通り寧ろ一種の畸形を呈するのである。

日本人初生兒の
身體

圖六 第
較比の體身の發育



専門家の調査によれば、月満ちて生れた日本人の初生兒は、身長一尺五寸、體重七八百匁内外で、頭の高さは、身長の約四分の一、上肢と下肢とは略同長で頭の高さの約一倍半、軀幹の長さは頭の高さの約一倍三分の二の割合である。それが健全に發育した成人となるには、頭は二倍、軀幹は三倍、上肢は四倍、下肢は五倍そして全身長は三倍五分の三の發育を遂げなければならぬ。即ち身體發育の割合は、そ

成人に對する發育の割合

第七圖の説明
数字は變化の順を示したるもので1は胎兒始5は誕生前6は幼兒7は處女8は老年で無論同一の人である。

第六圖 变化の容貌



その發育の割合が違ふ。或時期には體重が比較的多く増すのである。前者を充實期と稱し、後者を伸長期と呼ぶ。そして充實期と伸長期とが交代して起つて、遂に成熟期に達することは、大體次の如くてある。

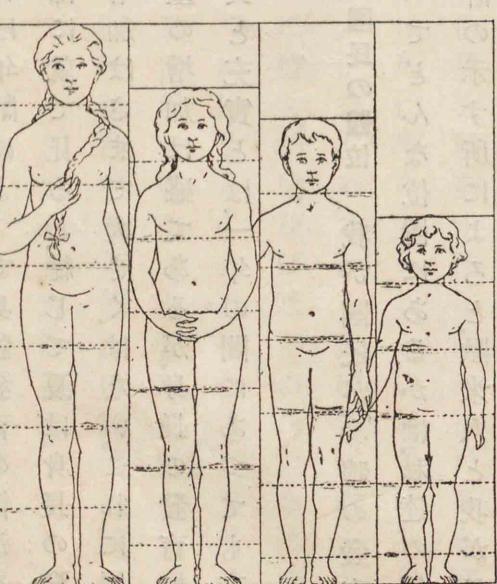
身長體重の發育 子供の身長・體重は、年齢により又季節によつて、

充實期と伸長期

その發育の割合が違ふ。或時期には體重が比較的多く増すのである。前者を充實期と稱し、後者を伸長期と呼ぶ。そして充實期と伸長期とが交代して起つて、遂に成熟期に達することは、大體次の如くてある。

年齢に於ける充實と伸長

圖八 第各期に於ける童兒の身體



年齢	時期
四歳まか	第一充實期
五歳まか	第一伸長期
十八歳まか	第二充實期
十一歳から	第二伸長期
十六歳から	成熟期

これは年齢によつて身體發育の情況を示したものであるが、更に季節に就て見ると、總じて夏は、身長の發育が著しいけれども、體重の增加はさまで大きくはない。これに反して、秋から冬にかけては、體重の增加は盛であるが、身長の發育は比較的に遅い。即ち、身體の伸長と充實とは、一年の間にあつても亦交代して起るものである。

我が國民の體位 我が國民が、身體の發育に於て世界の他の國民と比べて、どんな位置にあるかは、私達の知つてゐるべきことである。統計の示す所によると、歐米人と我が日本人とは、身長に於ては、七歳では男女を通じて僅に一寸四分乃至三寸の差であり、十四歳乃至十六歳では殆ど大差のないまでに相近づくのであるが、それから後は非常な懸隔を生じ、歐米人は益々旺盛な發育を遂げるのに反して、我が日本人は急にその發育を停止し、かくて二十一歳にな

日本人歐米人體
重發育の差

ると、彼我の間に約三寸八分の差を示すに至るのである。次に體重に就ても亦略々同様の傾向を現はしてゐるので、即ち十二歳頃までは兩者の線は殆ど並行してゐるのに、それ以後は次第に多く離れて來て、遂に顯著な相異を示すに至るのである。

更に、世界大戰前十箇年間に於ける各國民の死亡率を見ると、我が國民は死亡率の多いことに於ては、世界の統計ある國民二十六中の第六位を占めてゐる。殊に青年・處女の死亡率に於ては、實に世界第一に位し、幼兒及び壯年の死亡率に於ても、亦その最も高い國民の一つに屬することは、孰れも目を着けずにはゐられない現象である。又世界大戰後の四箇年間即ち大正八・九・十・十一年に亘つて、日・英・佛・獨・伊・蘭・西・澳の八箇國に於ける國民の死亡率を較べると、他の諸國では、それが一・一%から二・一%の間に上下してゐるのに、我が邦のみは、二・三%に達してゐる。その上、英・佛・獨の諸國では、國民の

日本人歐米人死
亡率の差

日本人歐米人身
長發育の差

完全命數

死亡率が漸次減少に向つてゐるのに、我が邦では大體に於て増加の傾を示し、そしてその原因の主なものは、結核死亡率及び乳兒死亡率が他國では減りつつあるのに、我が邦では増しつつあるからだといふに至つては最も寒心すべきことといはなければならぬ。

この外學者の研究した結果によると、國民の完全命數に於ても、我が邦の現在の有様では、これを歐米烈強のそれと比べて決して樂觀することの出來ない情態にあるといふことである。完全命數といふのは、壽命即ち人がその天壽を全うする所の年齢をいふのである。

學校兒童・生徒・學生の身體發育 勿論、國民の體位は、人種・民族の相異に基づき、又風土・氣候等の關係にもよるけれども、然かし養護・衛生等教育の力によつて、これを向上改善させ得る所も決して少なく

本邦學校兒童生
徒學生身體發育
の實況

はないのである。今文部省の調査によつて、最近二十一年間に於ける各年度全國學校兒童・生徒・學生の身長・體重及び胸圍の統計を三年毎に區別し、各三箇年の平均を算出して並べて見ると、男女孰れも七歳にあつては、身長體重・胸圍共に始ど何等の變りもないが、八歳乃至十一歳にあつては、男女孰れも身長・體重・胸圍共に年度を累ねるに隨つて概して増大の傾向を現はし、殊に十二歳以後に於ては、その傾向が頗る顯著である。さうして見ると、我が邦學校兒童・生徒・學生の身體發育の實況は、就學の當初に於ては、二十一年間を通じて毫も進歩の跡を示さないので、小學校の高學年に進み、又中等高等の學校に進んだ者にあつては、概して年と共に漸次向上の域に進みつつあることが判かる。殊に私達女子の身體の發育、就中その身長及び胸圍の增加率が、男子のそれに比べても一層著しいのは實に嬉しいことである。

この事實を考へてみると、私達の胸の中に、眞に悦ばしい希望とそして洵に力強い奮勵とが湧くやうに思はれる。なぜかといふに、始めて小學校へ入學する兒童の身體發育の有様は、最近の二十一箇年間を通じて、少しも進歩の跡を示さないのに拘らず、學校に入つてその教育を受けたものの身體發育の情況は、明かに向上増進の事實を表はしてゐるのである。これは強健な身體の育成に対する教育の効果を如實に語る一つの證據であつて、今後益々體育衛生の方面に力を込めるならば、その効果がもつと擧がるべき見込を私達に告げてゐるからである。

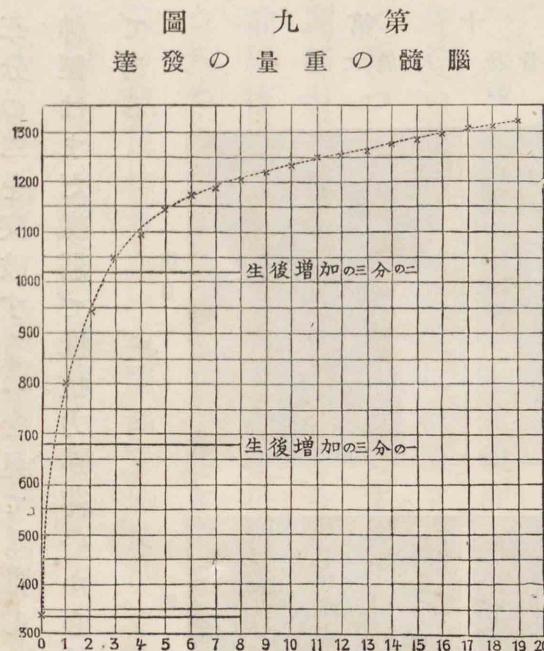
第三章 各部機關の發育

各部發育の相異 兒童身體の發育は、年齢・季節によつて違ふのみならず、身體の部分によつても同じくはない。筋肉の如く、初生から

成熟に至る間に於て、その重量が實に四十八倍に達する部分もあれば、又眼球の如く、二倍にも達しない部分もある。そしてその完成する時期に就ても亦甚だ區々である。

脳髄の發育

第九圖の説明
下の数字は年
齢 下の数字は年
左の数字は重
量のグラム
による ピュ
ーラーに



脳髄 先づ精神の働きに最も密接な關係のある脳髄は、嬰兒期から幼兒期にかけて、目醒ましい發育を遂げるものである。即ちその重量の増加は、上圖に示した通り、嬰兒が満一歳に達する前に既にその生後增加の三分の一を超えて、満三歳に至つては、優にその

三分の二を突破するのを見ても推して知られる。けれども、兒童の神經はまだ纖弱で抵抗力が薄いから、特に注意を要するのは勿論である。

骨骼の發育

一箇月

四歳



圖十 第
樣有の骨化るけ於に手

は、先づ軟骨でその形を整へ、それから次第に化骨するもので、生後一箇月で略々完成するが、骨の上下兩端は軟骨のままで残つて

四肢の發育

みて、その内部にある骨の核が漸次に増大して、除々に化骨するのである。上圖は、人の生活に重大な關係のある手の骨に就て、その骨端が化骨して行く情態を示したもので、年齢と共にその進行く有様が判かる。

四肢健康な嬰兒が、誕生後間もなく手足を動かし、やがて匍匐・掌握等の運動を始め、遂には直立歩行をも學ぶやうになるのは、骨骼に伴つて筋肉が次第に發育するからである。けれども、膝と腿との關節がまだ屈節してゐるから、幼兒の歩く姿は走るに似てゐる。七歳になると、四肢の筋肉が大に發達して、盛に運動を試みる。七つ八つの憎まれ兒。とはこれを言つたものである。十歳頃からは、脚部の伸長は著しいが、胴部の生長がこれに伴はず、又骨骼の割合に内臓その他筋肉の發育が後れてゐる爲、作業に對する持續力がまだ不十分で、その上疲勞も亦早い。但し少女にあつては、十一二歳頃

から四肢の發育が急速の度を加へ、身長も體重も優に少年を凌ぐのである。けれども、やがて段々とその差を少なくして来て、遂には少年に及ばないやうになる。

感官の發育

感官 眼・耳・鼻・口・腔・皮膚等の感官は、通例幼兒に於て既に完成してゐる、殊に皮膚覺の如きは、成人に比べて一層銳敏なのが常である。然かし中には、眼・耳等の感覺の不十分な者や、故障のある者もあり、又皮膚そのものは、兒童にあつては一般に弱いから、これ等に對しては早くから注意を加へなければならない。

内臓 嬰兒は、生後一年の間は専ら哺乳によつて栄養を取るもので、消化と排泄とがその主な働きである。四五歳になつても、頭と共に腹の大きいのが子供の特色で、漢字の子といふ字は、元來この形を象つたものである。そして、その腹の大きいのは、營養を十分に取ることの必要を物語つてゐる。その他、兒童は、概して成人に比べて

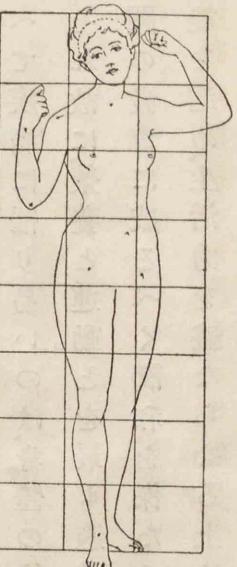
内臓の發育

脈搏が迅く、呼吸の數も多く、總じて心・肺・臓等の發育は、運動系統に較べると稍後れて發達するものである。

身體の發育と生活力 身體各部の發育は、生活力の増進と密接な關係がある。兒童は、七八歳頃から身體の働きが盛となるけれども、前にも述べた通り、外部の障礙に對する抵抗力がまだ弱く、持續力も少ないので、過勞又は疾病によつてその活力を萎靡させる虞も甚だ大きいのである。釣合の取れた成人の身體が、活動に適し健康に協つた構造だとすれば、これと違つた所の多い兒童の身體が、活動上・健康上まだ不十分であることは想像に難くはない。兒童が成人に比べて疾病に罹り易いのは、身體の釣合が缺けてゐるからである。それ故に、營養と運動とを最も適當にして、身長・體重並びに各部機關の發育に成るべく調和を保たせることは、兒童の健康を増し機能を進め、生活力を盛ならせる上に極めて大事なことである。

模範體格
第十一圖の説明
これは十八歳の處女である

第一圖 例一の格體範模



近時模範體格の研究が起つて、身體の理想的發達の企が盛となつて來たのも全くこれが爲である。

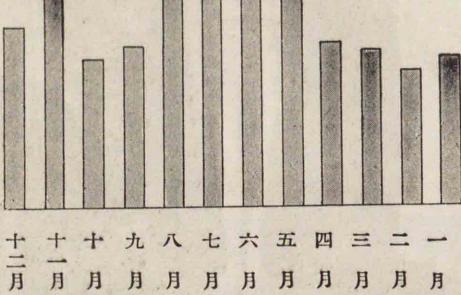
第三章 身體の疾病・負傷及び異常

疾病 幼兒に死亡者の多いことは、生命保險が幼兒を除外してゐるのでも判かる。殊に幼兒期は、人生の中では死亡率の最も高い時期で、出産兒百人中二十人までの死亡者を出すのである。そしてその因由を尋ねると、概ね遺傳と、環境と、そして親の無知・不注意とに基づく。今兒童の死亡原因を擧げると、先づ乳兒にあつては、先天性弱質及び畸形が最も多く、次は胃の疾患・下痢腸炎、次は肺炎氣管枝炎であり、一歳以上五歳未満兒では、最も多いのが胃の疾患・下痢腸炎

兒童の死亡原因

兒童の消化器病

第一圖 合割の病發病器化消るけに間年一



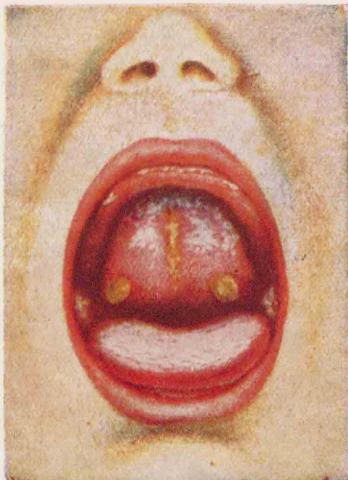
で、これに次ぐのは脳膜炎と急性氣管枝炎である。又五歳以上十五歳未満兒では、脳膜炎が最も多く、肺結核がこれに次いでゐる。

消化器病 兒童に極めて多いものは消化器病であるが、就中乳兒に特有なのは鶯口瘡で、一般に多いのは消化不良症・胃炎・腸炎である。そして、兒童に於けるこれ等の疾病的發病時期に就て調べて見ると、上圖に現はれてゐる通り、初夏から盛夏の候に最も多く、寒くなりかける頃がこれに次いで多いのであるから、特に注意すべきである。

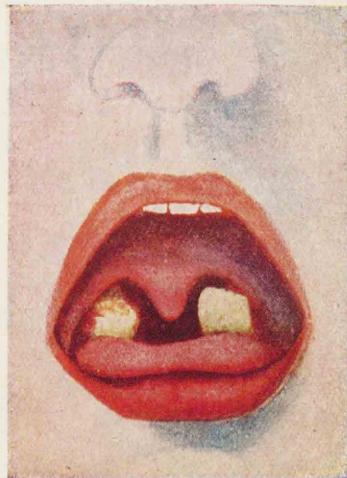
兒童の結核病

結核病 結核菌の怖ろしいことは、今更に言ふまでもないが、殊に

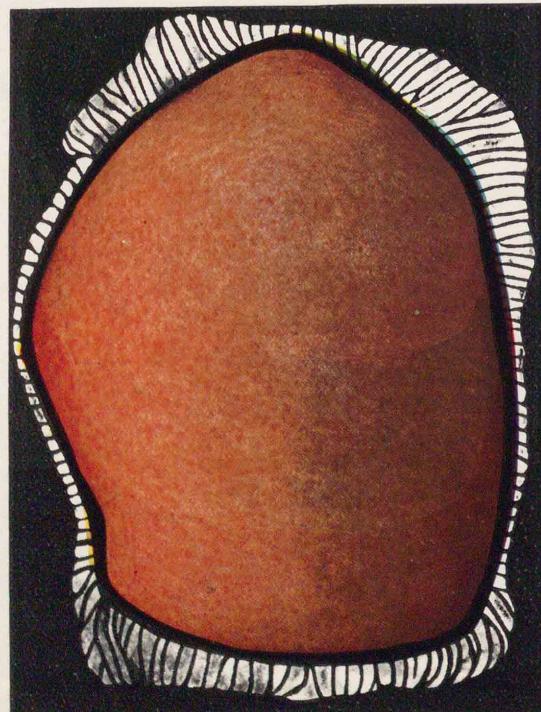
甲の圖四十第一
一のそ状症の病染傳い多に童兒ひ及瘡口齧



瘡口齧



アリテフヂ

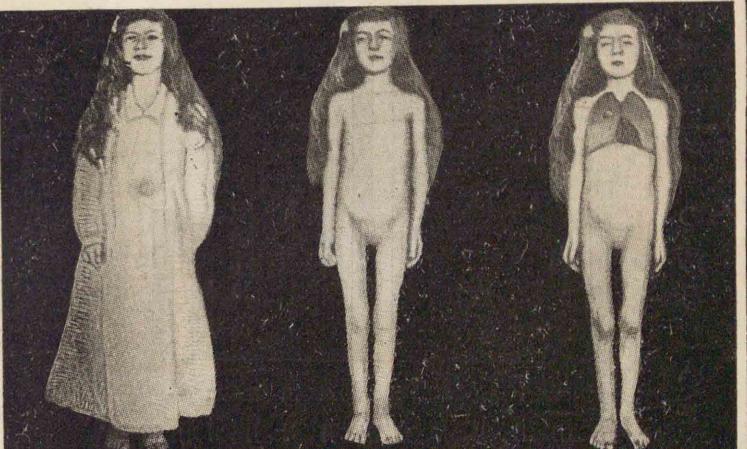


熱紅猩

結核豫防の必要

圖三十第一

カ謹肺の核結少女の圖



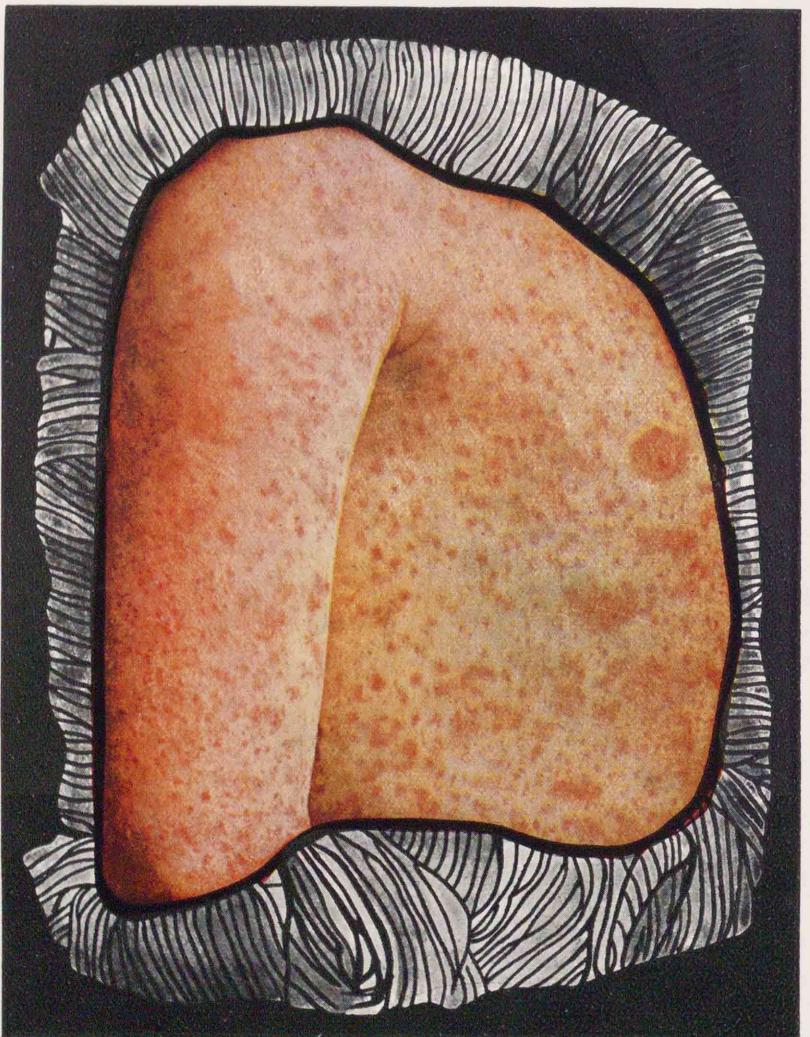
兒童は身體の抵抗力が弱い爲これに犯され易いから、特に怖ろしいのである。兒童の結核病には、腺結核が最も多く、肺結核結核性脳膜炎も亦頗る多い。總じて結核病は漫性であつて、感染してから症状が現はれるまでに數年もかかり、又その症状が現はれてから斃れるまでにも數年かかるのが多い。我が邦の青年壯年に結核死亡率の高いのも、畢竟兒童期に於て、これに感染する者が多いからで、これに感染する者が多いからで、

明左、着物の上から着物を脱げば結核性體質で右、打診をすると肺臟に空洞のあるのが知れた宮島博士による

第十三圖の説明
左、着物の上から着物を脱げば結核性體質で右、打診をすると肺臟に空洞のあるのが知れた宮島博士による

乙の圖四十一第

二のそ 痘の病染傳い多に童兒び及痘口鷺



疹
癰

児童の傳染病

とは、家庭に於ても、學校に於ても、又社會に於ても、極めて緊急な問題である。

その他の傳染病 その他の傳染病で児童に多いものは、癪疹・百日咳・流行性耳下腺炎・水痘・トラホーム・疥癬・ヂフテリア・猩紅熱等である。昔からも「癪疹は子供の運だめし。」などといつて、大抵の児童は一度はこれに罹るものである。百日咳・流行性耳下腺炎・水痘・トラホーム等も、児童には多く、疥癬その他の皮膚病も亦児童を犯し易い。ヂフテリア・猩紅熱に至つては、極めて怖ろしい疾病で、然かも流行毎に先づ犯されるものは概ね児童である。私達は、児童の病疾に當つては常にその症狀に注意し、少しでも疑はしい所があれば、直ぐ醫師の手當を受けることに躊躇してはならない。

寄生蟲から起る疾病 最近の調査によれば、我が邦では、百人中の八十人までは、その體内に寄生蟲又はその卵を有つてゐるといふこ

第十圖 様病蟲に罹つた前後



とであり、隨つて、廻蟲・十二指腸蟲・汲血蟲等の寄生蟲から起る疾病も、頗る多く、児童がそれに犯されると、著しく身體の發育を害し、延いては精神の發達をも妨げる。條蟲の怖ろしいことは上圖を見ても領かれるではないか。私達は児童の大切な身體を、かかる危険な寄生蟲に巣喰はせて置いてはならない。

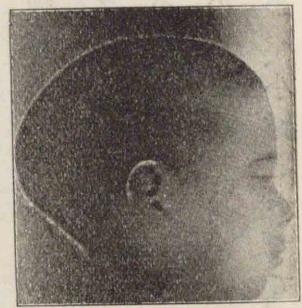
明第十五圖の説
右、罹らない前
左、罹つた後
フェレルによる

負傷 負傷も亦児童には頗る夥しいもので、然かもその手當が悪いと、遂に一生不幸の本となる。我が邦壯丁の盲人三千六百人に就て、その盲となつた原因を調べた結果を見ると、幼時に於ける眼の怪我に因るもののが實に六六%の多きを占めてゐる。又骨折・火傷その他人の一生疵となつてゐる傷痕に就て、男女に亘つて廣く調べた人の報告によると、その大部分は、幼時父母・祖父母・子守等の不注意に起因してゐるのである。その他異物の挿入・嚙下は勿論、児童の自殺さへ、家庭の不注意から起ることがある。子供は家の寶であり、國の寶である。これを尊重しこれを愛護するのは、親の務であり人の務である。

異常然かし子供の中には、生れつき不具その他異常の者もある。生來の盲・聾・啞を始め、大顎といつて、脳水腫等の爲に頭が著しく大きいのや、小顎といつて、頭の甚だしく小さいのがある。共にその能

足の形

第十六圖 頭



第十圖 頭



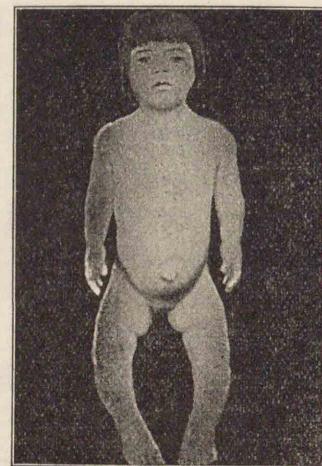
第十七圖 小顎



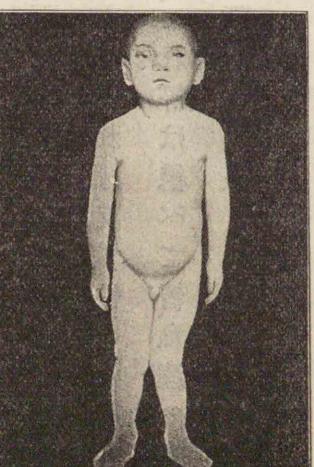
ならない。

力が薄
弱て、渾
に憐れ
なもの
である
から、出
来る限
り、救治
の途を
講じて
やらな

第十九圖 内翻足



第二十圖 外翻足



又佝僂といつて、骨が非常に軟かくつて脊柱・兩脚の曲るのや、内翻足・外翻足といつて、足が内又は外に曲るものもある。これ等は成るべく早くから治療を加へるべきである。

二三の類

第三篇 児童の精神

第一章 精神作用の概説

意識 今私達は教室にあつて、多くの机を見たり、壁間に掲げられた地圖に面したり、或は窓外の景色を眺めたり、或は隣室から響いて来るオルガンの音を聽いたりする。更に眼を閉ぢてみると、私達は、机上の書物の挿繪を思浮べることも出来れば、又愉快な運動場の庭球の有様を考へることも出來る。これ等は總べて皆、私達の意識の働きであつて、意識といふものは暫らくも止まらない流である。

無意識・半意識 然かし、熟睡してゐる間又は氣絶した時には、全く覺えのない情態となる。これを無意識といふ。そして、意識から無意

半意識

識に移る過渡の情態を半意識といふ。例へば夢の如く、又は將に眠らうとする時及び將に醒めやうとする時の如きが、それである。

意識の三作用 意識には三つの働きがある。一を認識といふ。例へば、机を見てこれは机であると認め、地圖に直面して、これは歐洲の地圖であると認めるが如きである。二を感情といふ。例へば、窓外の景色を眺めて爽快の情を起すが如きである。三を意志といふ。今日の課業を十分に済ませた後は、運動場に出て庭球をしようと考えるが如きである。

第二章 認識

第一節 感覺

感覺の意義 認識の働きは、最も簡単なものから次第に複雑なもの

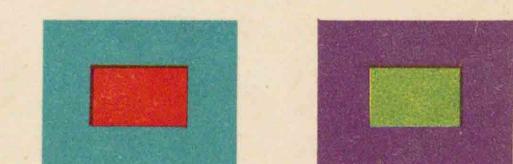
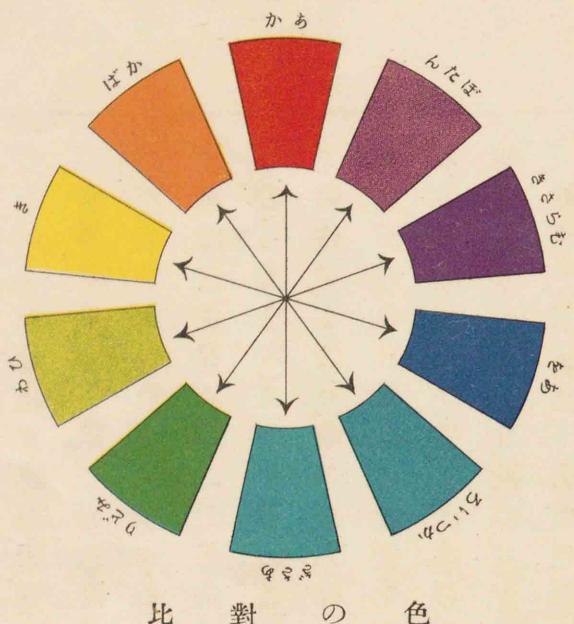
色
盲
色
弱
色
輪

のへと進むので、その最も簡単なものを感覚といふ。感覚とは、眼・耳・鼻・口・皮膚等の感官に受けた刺激を感じる働きで、その感官によつてこれを視覺・聽覺・嗅覺・味覺・皮膚覺等に別ける。

視覺 視覺とは、眼で光・色を感じる働きで、光の感じを光覺といひ、色の感じを色覺といひ、この二つを合せたものが視覺である。然かし、稀には色覺の弱い者がある。これを色弱といふ。又色覺に缺陷のある人もある。これを色盲といふ。色盲は、鐵道員・船員等色彩の信号で動作する者や、教員・軍人等色彩の辨別を要する者には、不適當であるから、色絲又は色彩畫を使つて、直ぐこれを検査することが出来る。但し色盲は、男子には、百人中四五人の割合であるが、女子には前にも述べた通り、極めて少ないものである。

餘色と色の對比 主な色は、似たものから順に並べて、その全部を輪狀に排列することが出来る。その排列したものを作輪といふ。色

第一十二表
色餘圖



例一の用應のそ



餘色
色の對比

輪で向合つてゐる色は、互に最も性質の遠いもので、これを混合すると皆灰色となる。かかる時にその一を他の餘色といふ。餘色を並べると、それが一層引立つて鮮やかに見える。これを色の對比といふ。色の對比は、繪畫・衣裳その他の裝飾に常に應用されるものである。

児童の視覚と教育　眼は、出生時に於て完成してゐるけれども、最初は光を感じるだけである。兩眼で一物を注視し得るのは約五週の後であり、物の運動を追視し得るのは約五箇月の後であり、主な色を見分けるのは二歳頃からである。視覺は、物の位置・形狀・性質・活動等あらゆる外界を認識する上に大部分の働きをするもので、吾等が文字によつて思想・感情の交換をするのも、自然又は藝術の美を味ふのも、多くは眼の働きによる。これに反して、盲人の世界は、ヘン・ケラーが告白してゐる通り、實に闇黒の世界で、その生活の不

自由さは、想像するだに氣の毒の極みである。それ故に、常に眼の衛生に注意すると同時に、よく視覺を練習させることは教育上大切であり、又盲児に對しては、早くからこれに特殊の教育を加へなければならない。

聽覺 聽覺とは、耳で音を聽別ける働きである。音には高低・強弱・音色の三つの性質がある。同じ歌を歌ふにも、男子の聲が女子の聲よりも高いのは高低の差であり、同じ弦でも、彈き方によつて異なるのは強弱の差であり、又同じ高さ同じ強さの音でも、オルガンとヴァイオリンとてその音の違ふのが即ち音色の相異である。

兒童の聽覺と教育 嬰兒は、生後二三週間で始めて音を聽くもので、聽覺は、視覺に比べると稍後れて現はれる。けれども、言語の媒介者として、視覺と並んで人の生活には重要な位置を占めるものである。殊に、美妙な音樂や流暢な談話が私達の心情を動かすことは

音の高低
音の強弱
音色

兒童の聽覺の發達

聽覺の教育の必要

實に大きいものであつて、かかる交渉を全く缺いた聾人に對しては、この樂しい賑やかな世界も、喻方のない淋しい天地であらう。幸に兒童は、天性音樂や談話を好むものであるから、これによつて彼等の耳を練り、又時計などを使つて彼等の聽力を検査するのは、教育上必要なことである。聾兒に對して特殊の教育を加へるべきは、盲兒に於けると同様である。

運動感覺 これは、筋肉・關節・腱等の運動によつて生ずるもので、日用器物の使用を始め談話・書寫・歩行は勿論、體操・遊戯・競技・圖畫・手工・裁縫・唱歌・彈奏等に至るまで、私達の起居動作は、一としてこの感覺の上に成立たないものはない。それ故に、この感覺は、實に藝術活動の基礎ともいふべく、然かもその器用熟練の結果に至つては、靈妙眞に驚くべき域に達するものである。

兒童の運動感覺と教育 運動感覺も、亦兒童には早くから現はれる

兒童の運動感覺の發達

運動感覺の教育
の必要兒童の皮膚覺の
發達

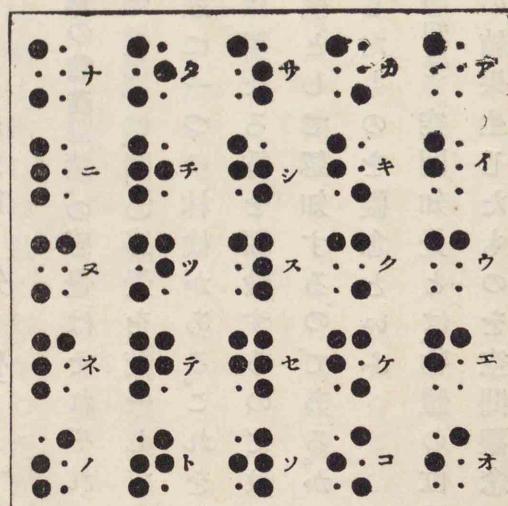
もので、彼等は視たがり聽きたがると共に、又最も多く動きたがるものである。殊に幼兒は、二六時中殆どぢつとはしてゐず、さながら林の小鳥の如くに自由に飛び廻らうとする。運動は實に彼等の生命ともいふべく、心身の發育もこれによつて全うされる。その上、視覺・聽覺によつて得たことも、運動を通して更に確められ、高等な精神作用も、運動に訴へなければ表現出來ないものが多い。教育上、作用を重んじて皮膚覺といふ。

皮膚覺 吾等の皮膚には、温點・冷點・壓點・痛點が分布してゐて、それぞれ温かさ・冷たさ・重さ・痛さを感じる。これを温覺・冷覺・压覺・痛覺といひ、總稱して皮膚覺といふ。

兒童の皮膚覺と教育 皮膚覺は、最も早く發達した感覺で、初生兒はこれに訴へることが最も多いのみならず、兒童の皮膚覺が成人のそれよりも遙に鋭敏であることは、前にも述べた通りである。かの

皮膚覺の教育の
必要

第十二字點表



味覺・嗅覺及び有機感覺 舌は甘・酸・苦・鹹の四味を識別するもので、それを味覺といひ、鼻は物の匂を感じるもので、それを嗅覺といふ。この外、有機感覺といつて消化・呼吸・血行等の働きを感じる感覺がある。有機感覺は、特定の感官を有たないけれども、一般に氣分として

喙味
覺
有機感覺

第三篇 兒童の精神 第二章 認識

五一

児童と氣分

感ぜられ、又饑渴・飽満・倦怠・睡氣等として意識される。これ等の諸感覺は、孰れも生命保存の上に缺くべからざるもので、殊に児童は氣分に動かされ易いものである。

第二節 知 覚

感覚
へんうつぶん所像

觀念

知覺の意義 諸の感覺は、それぞれ別々に感ぜられるのではなく、却つて私達は、諸の感覺を統一して事物を認識するものである。例へば、茲に一つの林檎がある。これを認識する際には、私達は單なる色又は單なる香を経験するのではなく、諸の感覺を統一して、一つの林檎として認知するのである。かかる働きを知覺といひ、その結果生じたものを觀念といふ。

空間知覺 空間知覺とは、物體の位置・距離及び遠近に關する認識で、その結果生じたものを空間觀念といふ。例へば、茲に在る林檎は、

空間知覺測定の
標準

圓くつて拳ほどの大きさを有つて、茲に置かれてあると知覺するが如きである。隨つてこの知覺は、人により場合によつて、多少の差異を來たすことを免れない。そこで、これが測定の尺度を定める必要がある。その標準として、昔は尺骨の長さ〔即ち尺〕・足の長さ〔即ちフト〕等を使つたが、今はメートル法度量衡の如き正確なものを用ひるやうになつた。

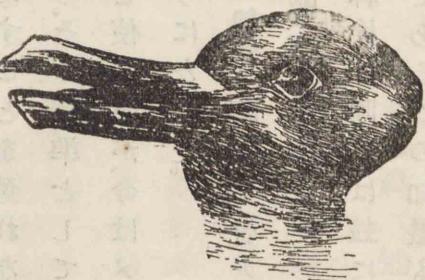
時間知覺 時間知覺とは、或現象の繼續・速度等を始め、過去・現在・未來に關する認識で、その結果生じたものを時間觀念といふ。例へば、この林檎は、昨日は茲に無かつたが、今日は茲に在ると知覺するが如きである。この知識も亦、多少正確を缺くものであるから、一定の標準が要る。例へば、年は四季の變化により、月は月の盈虧により、日は太陽の出没によるが如きてあつて、遂に時計の發明を見るに至つたものである。

知覺の錯誤 知覺は時として誤ることがある。これを知覺の錯誤といふ。知覺の錯誤には、錯覺と幻覺とがある。

錯覺 錯覺にも二種ある。一は上圖の如く、同じ物でも見方によつて、兎とも見え鴨とも見える。又同じ人でも、縦縞の着物を着てゐる時には丈が高く見え、横縞の着物を着てゐる時には丈が低く見える。その他同じ大きさ同じ長さのものも、他との關係上、違つた大きさ違つた長さの如くに感ぜられることがある。これ等は、何人にも免れない所であるから、これを正常錯覚といふのである。正常錯覚は、繪畫や建築や彫刻等から、手品・曲藝の類にも應用される。次に尙多くの實例を擧げてこれを説明しよう。

正常錯覺

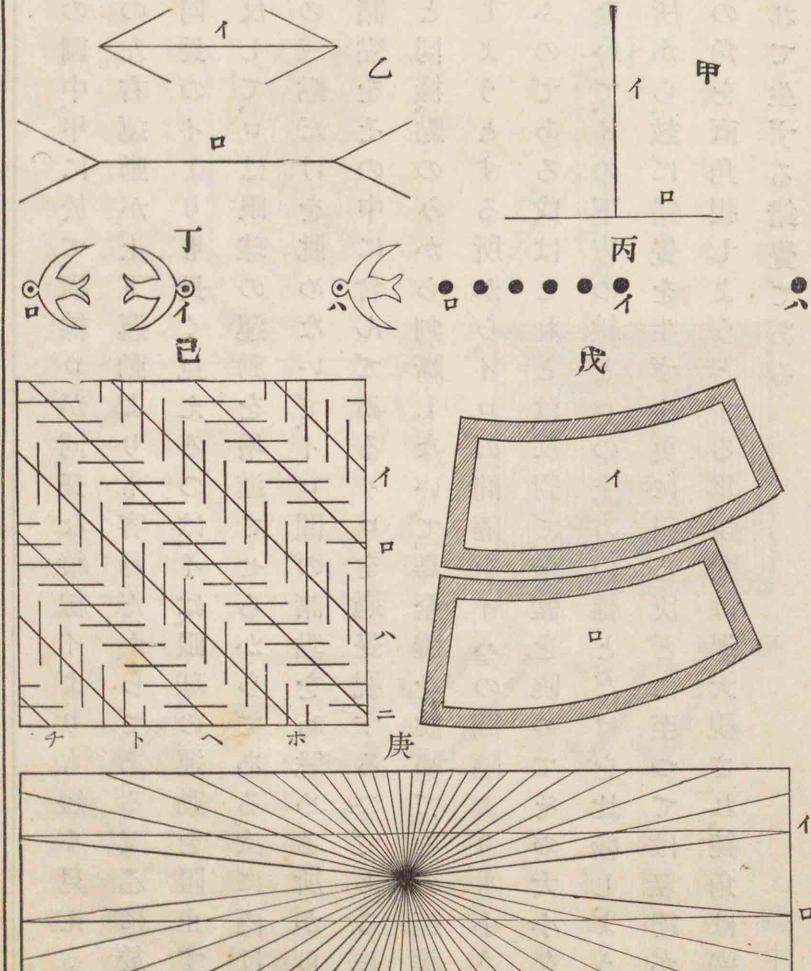
第二十三圖 知覺



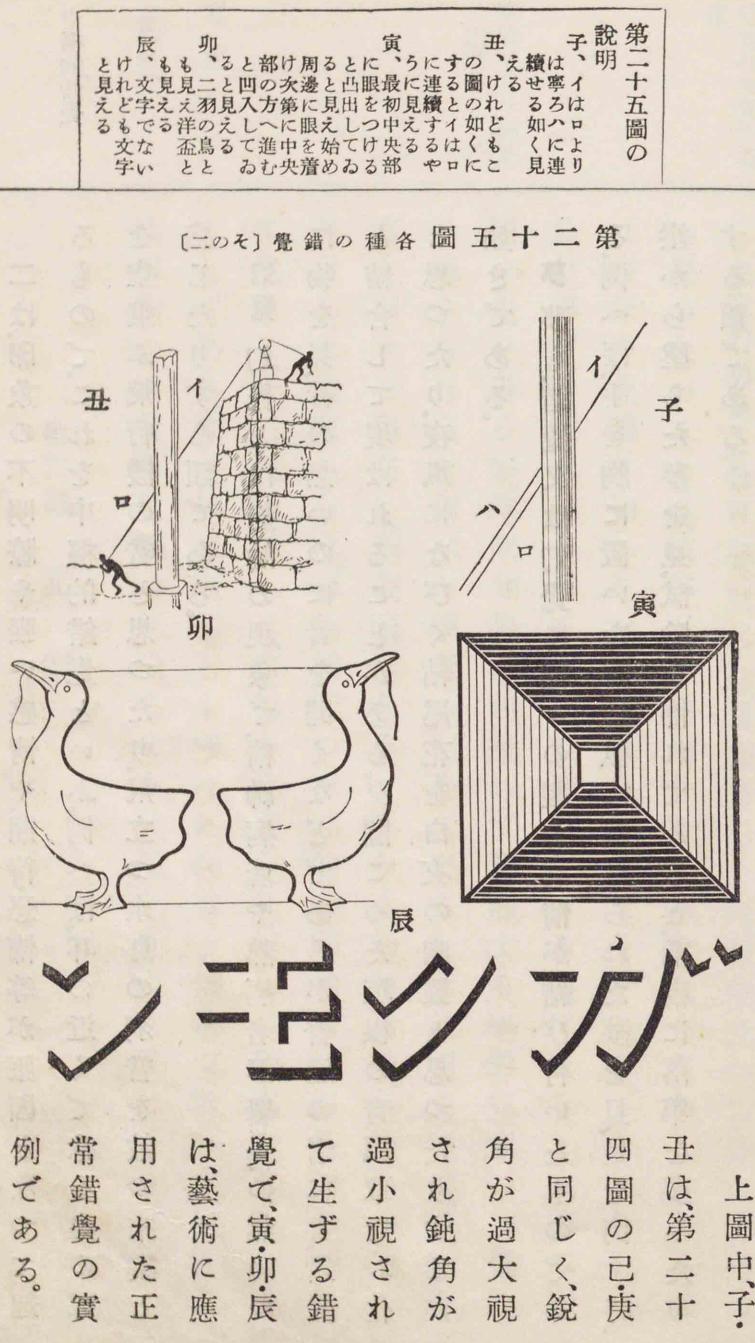
第二十四圖の説明

甲、イはロと同長であるけれども短く見えられ。乙、イはロと同長であるけれども長く見えられる。丙、イはロと同長であるけれども長く見えられる。丁、イはロと同長であるけれども短く見えられる。戊、イはロと同長であるけれども長く見えられる。

【一のそ】錯覚の種各圖四十二第



右の圖中、甲に於て、横線口が同長な縦線イよりも短く見えるのは、眼の左右運動が上下運動よりも容易だからである。又乙に於て、口が同長のイよりも長く見えるのは、イは、眼球の運動を阻止するのに反して、口は眼球の運動を増進させるからである。次に丙は、イ・ロ・ハの三點だけを眺めないで、イ・ロ間の諸點をも眺める所から、かかる諸點をその中に含んでゐるイ・ロを過長視するのであるし、丁は乙と同様、點のみから判断しないで、鳥全體を眺めて、その距離を比較しようとする所から、イ・ロの間隔をイ・ハの間隔よりも小さいと思ふのである。戊はこれとは反対で、全體を眺めてその大小を判断しないで、イの下方の線と口の上方の線とだけを比較しようとする所から、茲に錯覚を生ずる。更に己と庚とに至つては私達が總べての角を直角視しようとする爲、銳角は過大視され、鈍角は過小視されて生ずる錯覚である。



中権的錯覺

二は、印象の不明瞭や強い感情や期待・恐怖等が原因となつて起るもので、これを中権的錯覺といふ。例へば、耳の近くで唸る蟲の聲を空飛ぶ飛行機の音と思つたり、飛立つ水鳥の羽音を敵の來襲と感じたりする類である。

幻覺 幻覺とは、病的の現象で、精神病者や熱病者が屢々物の無いのに物を見、音の無いのに音を聞くなどであるが、普通の者にも、錯覺と結合して現はれることがある。夕闇こめた垣根の青瓢箪をお化と思つたり、夜風になびく枯尾花を白衣の幽靈と思つたりするが如きである。

夢 夢も、錯覺又は幻覺に種々の觀念・感情が結び付いたものである。例へば、手を胸に置いた時、猛獸に壓へられた夢を見、足を倒す時、崖から墜ちた夢を見、試験を怖れてみると、前夜に落第を夢みたりする類である。

兒童の知覺の發達

學齡兒童の知覺の段階

兒童の知覺と教育 嬰兒には、生後暫らくは、距離及び自分の身體の知覺のないことは、彼等が手の届かない物を捉へやうとしたり、或は自分の身體と知らないで顔面を打つたりするのでも判かる。玩具を弄び、四肢を動かして種々の遊戯をする頃になると、次第に空間知覺を得るが、時間知覺は尙後れて發達する。學齡兒童の知覺の發達する有様を調べた學者の報告によると、七歳頃までは、事物を箇々別々に觀察し、八歳頃になると、専ら人物の活動、事物の作用に着目し、九歳頃からは、事物相互の空間的・時間的及び因果的の關係に注意し、十三歳頃からは、事物の性質を分析して觀察するといふことである。知覺は又直觀とも呼ばれ、教育上、知覺に訴へて事物又は事物の性質を直接に経験させる教授を直觀教授といふ。

第三節 記憶

直觀

直觀教授

記憶の三種

記憶の意義 知覺の結果生じた觀念が、何等かの刺激によつて再び喚起される働きを記憶といふ。記憶は、その方法によつて次の三種に別かれる。

一、機械的記憶 これは、記憶しようとする事柄をそのまま記憶するのをいふ。反復によつて言語・文字・名稱等を譜記するのがそれで、九九の如きはその適例である。

二、論理的記憶 これは、記憶しようとする事柄をその理由によつて結び付けて覚えるのをいふ。例へば、物理・數學等の法則、地理に於ける氣候・風土と產物との關係、歴史に於ける原因と結果との關係等は、皆これによつて覚えられる。

三、人工的記憶 これは、人工的に偶然の關係を案出して、記憶しようとする事柄に結び付ける方法である。數・年代・物名等を或符號に聯結するなどがこれで、例へば、富士山の高さ一二四六七尺を「一に

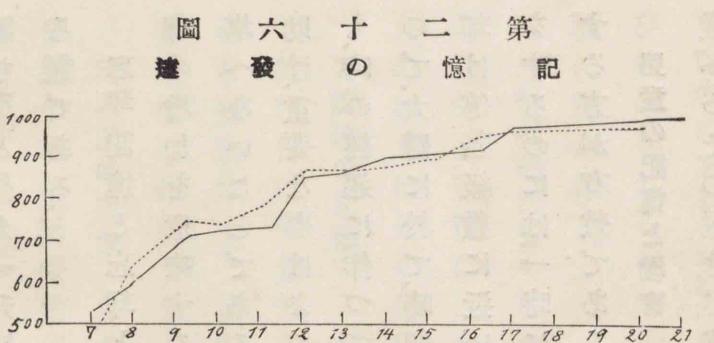
讀むな」と覚え、一升枀の容量六四八二七立方分を「露西亞鮒」と覚える類である。

記憶と忘却

忘却 記憶と忘却とは表裏の關係に立つもので、記憶の減少は忘却の増加を意味する。あらゆる事柄を悉く覚えるのは、人の腦力の堪へないことであるから、不必要的事を忘れて重要な事の記憶を助け、重要な事はよく覚えて忘却を防がなければならぬ。けれども、時の経過に伴つて、重要な事と否とを問はず、次第に忘却するもので、大體に於て、時間の経過が等比級數の割合で増して行くと、忘却は等差級數に近い割合で進んで行くものである。それ故に、暗記をするのには、一時に度々反復するよりは、暫く時間を置いて反復する方が有效である。

兒童の記憶と教育 児童は、三歳頃から記憶の働きを現はし、六七歳からその働きが盛となる。私達が幼時を回想すると、大抵六七歳

第二十六圖の
説明
横の数字は年
縦の数字は記憶價
實線は男子
點線は女子
紹博士による
記憶の箇人差
記憶の教育の必要



以後のことが記憶に残つてゐる稀れには三四歳頃のことを思ひ出すのも、これが爲である。それから後は、上圖に示した如き發達を現はし、殊に十三四歳頃には、機械的記憶が著しく進み、二十歳前後からは、論理的記憶に長ずるから、これに應じて學習を進めがよい。又記憶には箇人差があるもので、視覺的に記憶する者もあれば、聽覺的に記憶する者もあり、又運動的に記憶する者もある。父母や教師はこれ等の點をもよく考へて、適切に兒童を導かなければならぬ。

第四節 想像

妄想

空想

想像の二種

想像の意義 記憶してゐる觀念を材料として、まだ經驗しない新

らしい觀念を造る働きを想像といふ。想像には次の二種がある。

一、受動想像 これは浮かんで來る觀念を自然のままに任かせてゐる場合で、例へば、修學旅行の前夜、明日の旅行地の光景をまざまざと思ひ浮べてゐるが如きは、それである。

二、發動想像 これは、一定の目的企畫に従つて諸々の觀念を結合して想像觀念を構成する場合であつて、談話をして、文章を綴り、藝術上・科學上の仕事をするが如きは、多くこの想像による。

空想・妄想及び理想 想像に空想・妄想及び理想の別がある。發動的想像の程度が餘りに高くつて、事實と懸離れてゐるものを空想といふ。兒童及び青年には空想が多い。これ經驗に乏しく、且事實によつて想像を修正することが少ないのであるが、彼等の知識が進んでも來ると、それが實際に近づくのである。妄想とは、この空想が尙も

理想

その翼を擴げたもので、不合理なものである。理想とは、想像によつて描かれた圓満な目的で、その空想妄想と異なる所は、現實と懸離れず、且眞摯な態度が伴つてゐることである。

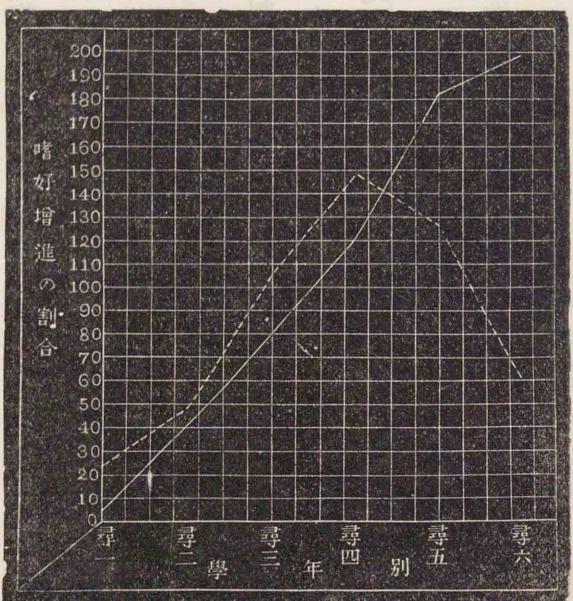
兒童の想像の特
色

兒童の想像の發達

兒童の想像と教育 幼兒は概して想像に富む。けれども、多くは受動的・空想的で、萬物を人と同じく活動するものと想像する。彼等が人形を愛し、或は枕を嬰兒とし、これを寝かせて子守唄を歌ひ、或は竹を馬とし、木を劍として嬉遊に耽るのも、皆さうであり、童話や寓話を悅ぶのも亦さうである。そしてこれが爲に、屢々誤つた知識を抱くこともある。十歳前後に達すると、經驗の功によつて、その想像が次第に確實となり、談話の如きも童話・寓話よりは、歴史譚・人物傳記を嗜むやうになる。その理想の如きも、嬰兒・幼兒にあつては、父母を始とし、學校教師・巡查・兵士等が皆偉いと見えるものであるが、次第に英雄崇拜の念と結合して、歴史譚・人物傳記の中にその対象を求

第二十七圖の
説明
點線は童話
實線は歴史譚

第十二七圖
化變の好嗜童見るす對に譚史歴話童



めて、己が脳裡に理想の人物を描くやうになる。又發動想像の發現が、簡単な遊戯から始まつて、手工・圖畫・綴り方等の作爲的課業をも喜ぶに至る。この發達に應じて、児童の環境を整理して、彼等の正しい想像を豊かに培ひ、その研究の歩みを確かに進めさせるがよい。

第五節 思考

思考の三區別

思考の意義 知覺や觀念は、箇々の事物を對象とするものであるが、更に進んで事物間の關係を定める働きがある。これを思考といふ。思考には概念・判斷・推理の三つの區別がある。

一、概念 黒馬・白馬・日本馬・アラビヤ馬等各種の馬に共通な點だけを取つて、馬といふ觀念とし、又馬・牛・犬・猫等に共通な點だけを取つて、哺乳動物といふ觀念とすることが出来る。かかる觀念を概念といふ。

二、判斷 概念とその屬性即ちそれを構成してゐる要素との關係を確定することを判斷といふ。例へば、「犬は獸である。」は、一つの判斷で「犬」といふ概念とその屬性たる「獸」との一一致を確定したものである。

三、推理 既知の判斷を基礎として新たな判斷を作ることを推理といふ。例へば「昨日は雨が降つた。今日は空模様も風向も溫度も昨

日と似てゐる。故に今日も恐らく雨が降るであらう。」といふが如きである。

児童の概念

児童の思考と教育 概念や判斷の萌芽は、知覺に於て現はれる。幼児が常に母の傍にゐることによつて、何時とはなしに既に母といふ概念を有つてゐる。更に家族と他人とを見分け、繪畫中の物を見分けるやうになると、彼等の概念は大に進んで来る。そして人を精細に見分ける働きは、既に二歳頃から現はれる。けれども、就學前に於ける児童の概念は、猶甚だ不完全で、同一の概念もその内容は區別する。児童の概念は、既に一つの判斷であつて、學齡に達した頃の児童は、相當に發達した判斷の力を有つてゐる。けれども、猶經驗と思慮とが缺けてゐる爲、一部のこととをそのまま全體に及ぼさうとしたり、「さうだらう。」と思はれることを「さうだ。」と判斷したりすることが甚

児童の判断

児童の思考

児童の推理
思考の教育
が多い。推理に於てもその通りで、一度出會つた事實を一般の法則
だと誤つたり、或は一つの類似點を認めて早計な推理をしたりす
る。それ故に、彼等の思考を正しく働かせて、その力を十分に伸ばさ

第六節 言語

思考と言語 言語は思考の符號である。箇々の語が概念の代理で、判斷も推理も、語の連續によつて言表はされる。身振の如きも、亦一種の言語である。

言語の發達　第一期　第二期　兒童の言語　兒童の言語の發達は略^{だい}主期に別かれ。第一期は、叫聲の時期で、生後凡六週間である。そして最初の叫聲は、寒さ・飢えの如き苦痛によつて發せられ、次は怒によつて發せられる。第二期は

	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳
名詞	165	461	981	1237	1364
代名詞	7	19	23	25	29
動詞	57	179	301	366	403
形容詞	20	50	86	98	116
助動詞	11	33	47	50	56
副詞	24	64	129	154	184
接續詞	2	5	10	12	18
助詞	4	44	66	76	86
感動詞	12	31	32	32	33
計	302	886	1675	2050	2289

第三期

	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳
名 詞	165	461	981	1237	1364
代名詞	7	19	23	25	29
動 詞	57	179	301	366	403
形容詞	20	50	86	98	116
助動詞	11	33	47	50	56
副 詞	24	64	129	154	184
接續詞	2	5	10	12	18
助 詞	4	44	66	76	86
感動詞	12	31	32	32	33
計	302	886	1675	2050	2289

が増加される。ヴァントの少女は、十九箇月目に六十六語を語り、その翌月には十二語を加へたといふことであるが、我が邦の児童に就ては、久保教授の調査によれば、幼児の語彙の発達は上表の如くであるし、又橋崎教授の研究に従へば、生後十八箇月から二十三箇月の間が、児童が最もよく言語を覚える時期である。

児童の言語と教育 児童は、その言語を自ら造るものではなく、全く周囲の者から学ぶのである。随つて彼等の言語の発達は、その自然の發達よりも早められるものと言つてよい。そこで、言語はあつてもその意味が充實してゐないことが多々あり、發音上の誤は勿論、言葉のおかしな使ひ方も隨分生じ易い譯である。それ故に、教育上では、一面には、事物の教授を重んじて、確實な内容を得させ、他面では、發音の練習を十分にして、言語の修練をさせなければならぬ。

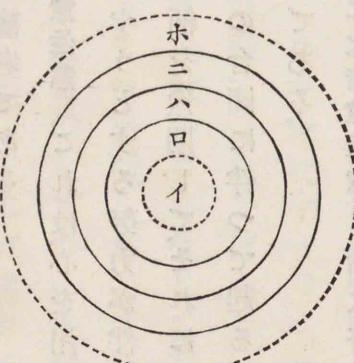
第七節 注 意

注意の意義 総じて認識を明確にするには、意識をその対象に集中し、且これを妨げる他の刺激を排除しなければならない。かかる働きを注意といふ。即ち注意は、意識の焦點で、その周囲には、比較的漠然たる意識を伴つてゐる。例へば、讀書しながら、他人の談話や、明瞭に意識し、尙漠然ながらも、遠くに聽える物音を意識し得るが如きである。注意はその働きの上から眺めると、次の三種に別かれ。

注意の三種

一、無意注意 これにも、その対象が面白い爲め自ら注意が促がされ

第二十八圖の
説明
イ、明意識即ち注意
ロ、稍明瞭な意識
ハ、漠然たる意識
ニ、半意識
ホ、無意識



第十二圖
意注のてしと點焦の意識

る場合と、注意しないで置かうとしても注意しないでゐられない場合とがある。散歩の途中目醒ましい廣告を見ると、足が自らそれに向ふのは前者で、讀書の際砲聲が窓外に轟けば、思はず耳を傾けるのは後者である。

二、有意注意 これは、心を用ひて或事に注意し、且その注意の散亂を抑へやうとする努力が伴つてゐるものである。又將に起らうとする事柄を豫期して、それに注意することがある。學藝會や演奏會で、開演の合圖に伴つて起る注意の如きはこれで、これも有意注意の一種である。

三、第二次無意注意 始は努力を要した注意も、練習するに隨つて、遂には意を用ひずとも注意し得るやうになる。即ち、有意注意が變じて無意注意となつたもので、これを第二次無意注意といふ。

不注意と病的注意 一事に注意するといふことは、同時に他事に

注意の散漫
不注意

放心
病的注意

注意しないことを意味する。課業の際、窓外の蟬や蜻蛉に注意して、教師の説話に注意しないなどがそれである。通例これを不注意と呼んでゐる。然しかし不注意には二つの場合がある。一つは、注意が果てしなく新らしい方面に移るもので、これを注意の散漫といひ、児童にはこれが多い。今一つは、一事に全力を注ぐ結果、他の刺激を受け得ない姿で、これを放心といふ。看板を見詰めてゐて、車馬の近づくのに気が附かないなどである。この放心が度に過ぎると病的注意となり、その極端なものは狂氣である。それ故に、常に心の集中と配分とを適當にして、よい注意の働きを養はなければならぬ。

注意の箇人差 注意の働きには、人によつて色々の差がある。大きな集中力を有つ代りに、その範圍の狭い人があり、學者にこの類が多い。これに反して、範圍が廣くつて集中の浅い人もあり、實業家にこの型が多い。又直ぐ注意が散る者もあれば、容易に注意の奪はれ

注意の發達

ない者もあり、一回の決心で長く注意の續く者もあれば、絶えず他からの鼓舞を要する者もある。これ等は一面天性に基づくけれども、他面練習と修養とによる所も大きいものである。

児童の注意と教育

注意の發達は、無意注意から始まり、遺傳と経験とがそれを助けて、漸次に有意注意に進むものである。嬰兒は強烈な音若しくは玩具等にのみ注意し、生長するに隨つて次第に興味ある事物に注意するが如き、これである。六七歳に達すると、興味の無い事柄にも努力を用ひて注意することが出来、更に進んでは、己が意のままに注意を集中し、又配分し得るやうになり、轉じて第二次無意注意の域に達するものである。林檎が木から落ちることは、太古から變らない現象であるが、ニュートンの注意を待つて、それが引力發見の動機となつた如く、注意は實に知識啓發の關門である。そして注意は、精神の發達によつて發達するのみならず、精神

注意の教育

は注意の發達によつて發達するものであるから、良い注意の力を養ふことには、工夫を凝らさなければならない。

第三章 感情

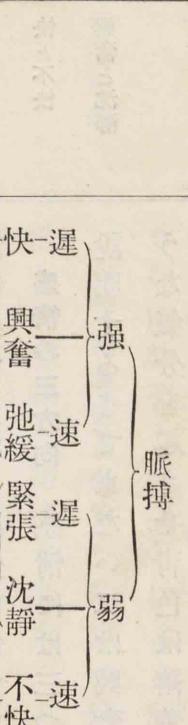
第一節 簡單感情

簡單感情の意義 美しい色を見れば快を感じ、苦味を嘗めると不快を感じる。かく感覺に伴つて起る感情を簡単感情といふ。

感情の三方向 感情には三つの方向がある。一は快・不快で、これは説明するまでもない。二は興奮・沈靜で、例へば赤色は引立たせるやうな氣分を起させ、青色は落着けるやうな氣持を與へる。前者は興奮で、後者は沈靜である。三は緊張・弛緩で、例へば、或刺激が來るか來るかと待つてゐる場合には、張りつめた感じが起り、その刺激が現

快と不快
興奮と沈靜

緊張と弛緩



はれると、直ぐ弛んだ氣持になる。前者は緊張で、後者は弛緩である。
感情の表出 感情は、身體上に種々の變化を及ぼすものである。簡單感情の表出は、顔面に於ける外はさまで明かに見えないけれども、實驗してみると、脈搏や呼吸に強弱・遅速の影響を及ぼしてゐることが判かる。即ち快の時は、脈搏が強くつて遅く、呼吸が速くつて弱く、又不快の時は、これに反するので、右はそれを表示したものである。

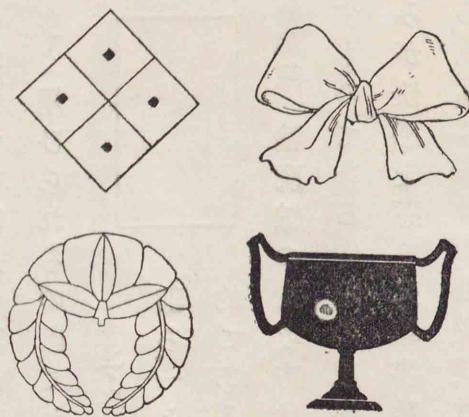
第二節 複合感情

複合感情の意義 感覺の結合によつて生ずる觀念に伴ふ感情を、



圖九十二 第
出表の情感單簡ふ伴に覺味

圖十の實例



初等美的感情

複合感情といふ。即ちこれは、感覺に伴つてゐる簡單感情が結合して生ずるものである。複合感情の中で、視・聽の兩覺から來る觀念に伴ふものは、通例美的であるから、これを初等美的感情といひ、それには左の數種がある。

一 調和色に就いていふと、赤と青

綠、紫と綠、桔梗色と黃色の如く、餘色近傍の配合はよく調和し、音に就ていへば、八度又は三度のものが調和的である。

二 比例 右と左との長さが同等で相揃つた場合には、快感を起すものである。(第三十二圖參照) これを對稱分割といふ。昔からも、蝶の

模様や、相對する花房や、花結びなどが、紋章・裝飾・活花・水引の結び方等に多く用ひられるのは、これである。又縱と横との釣合は、

$$\text{小:大} = \text{大:全}^*$$

*全とは大と小と
を加へたものを
いふ

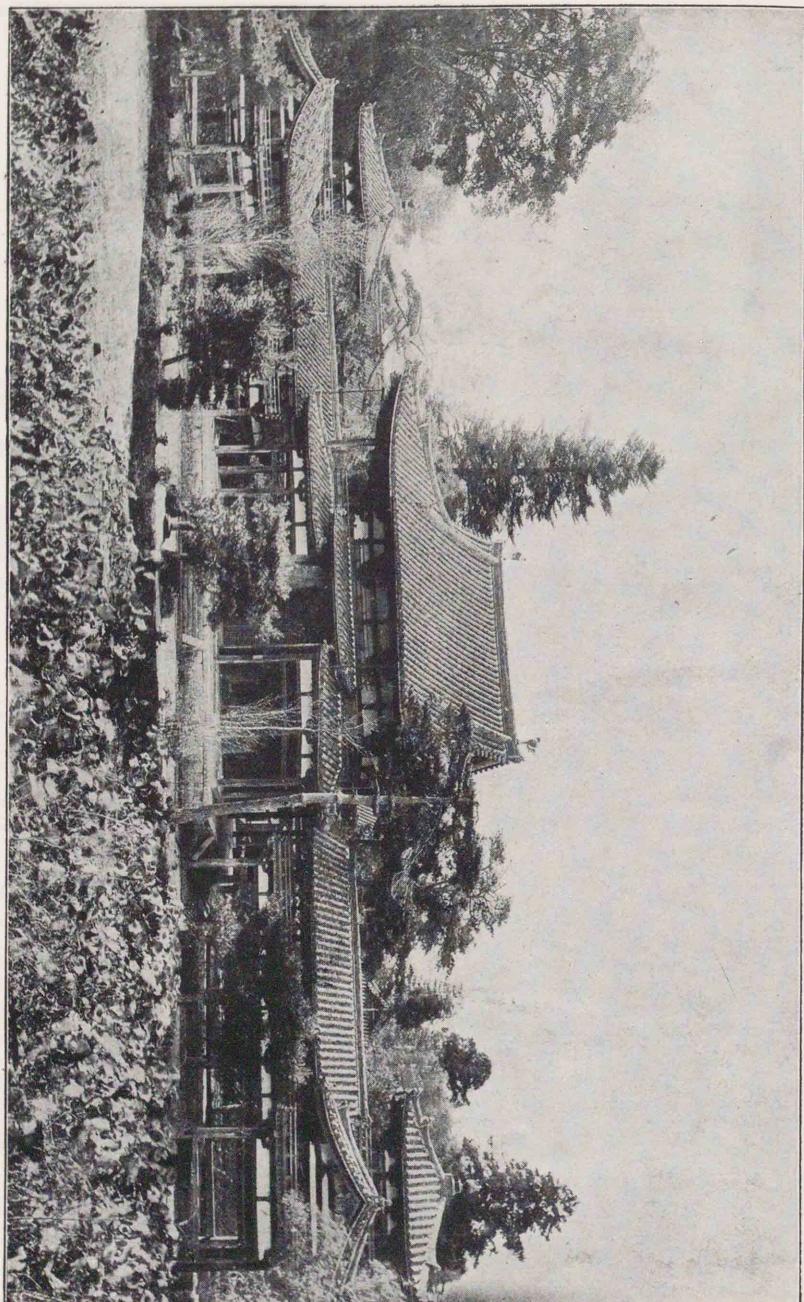
黃金分割

即ち、一と約一・六一との割合にあるものが美的である。かかる分割法を黃金分割と稱する。

三、輪廓線 輪廓線の走り方は、一般に直線よりは曲線の方が美感を起すものである。寺院の屋根の滑らかな勾配や、その柱の穩かな膨らみが快感を惹き、又草書體の文字が美的であるなどは、皆それである。繪畫に於ける曲線美はいふまでもない。(第三十三圖參照)

四、類形の反復 類似した形狀の反復も、亦美感を喚起するものである。五重の塔の如きは、この理を應用したものである。

五、韻律 長短又は強・弱の音が組合されて拍子即ち韻律を作ると、美的快感を覺えさせる。就中短・長〔弱・強〕格は心を引立たせ、長・短〔強・弱〕



怨復
恨讐

主な情緒

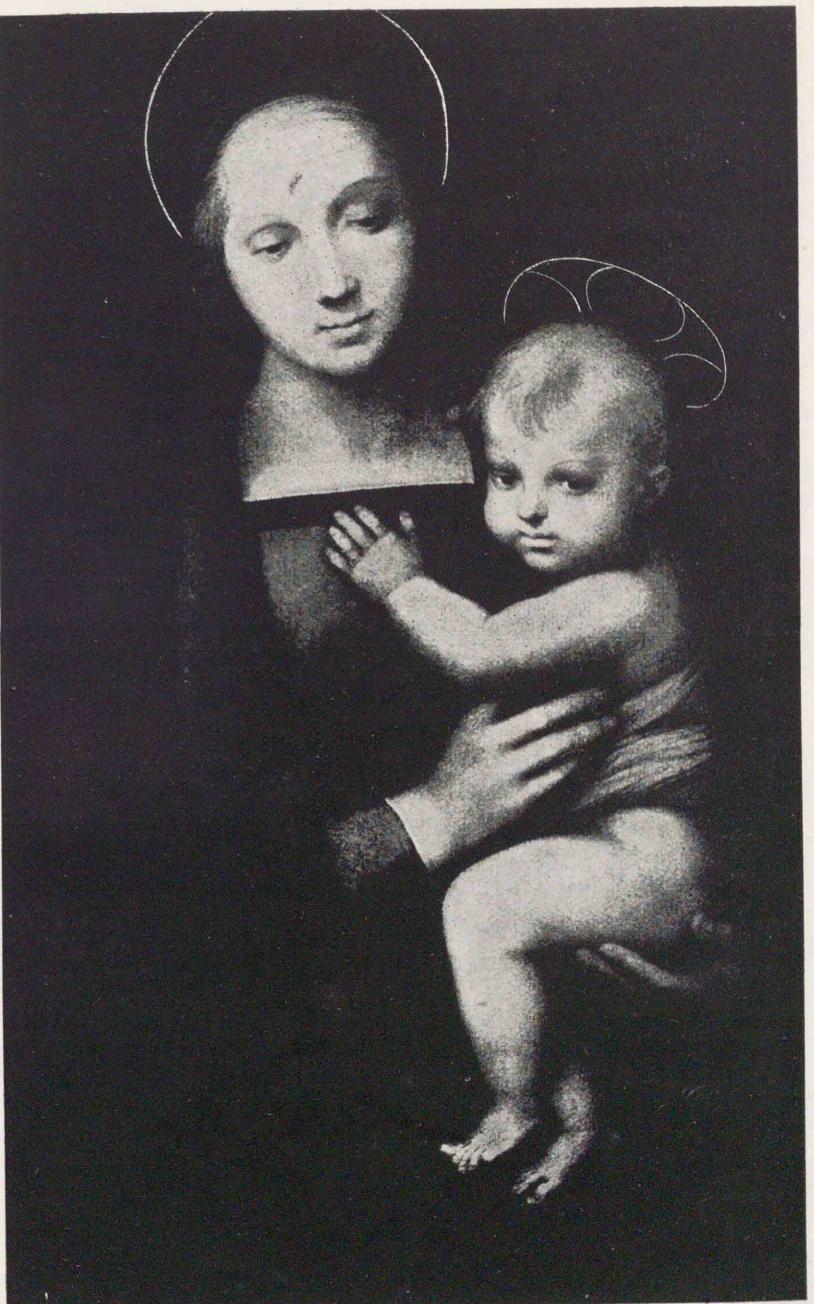
格は心を落着ける。

第三節 情 緒

情緒の意義 簡単感情が結合する姿に二色ある。一は同時的の結合で、それが即ち複合感情であり、二は繼起的の結合でこれを情緒といふ。今情緒の主なものを次に挙げる。

一、恐怖 恐怖は、自己保存に害ある刺激に對して生ずる消極的情緒で、その害の身に及ぼうとするのを豫期すると同時に起る。随つて、危害に對する抵抗力の無い時、又は身體の活動の弱い場合に、それが特に著しいものである。

二、憤怒 憤怒は、自己保存に害のある刺激に對して起る積極的情緒で、進んでその刺激を取除かうとする時に、最も強く現はれる。そして、それが續くと往々復讐となり、直ぐ復讐出來ないと怨恨と



圖三十三第
ナンドマのルエアフラ

欽 友	愛 反	同失憂滿喜憎
仰 愛	情 情	情望愁足 望 悅 哀惡

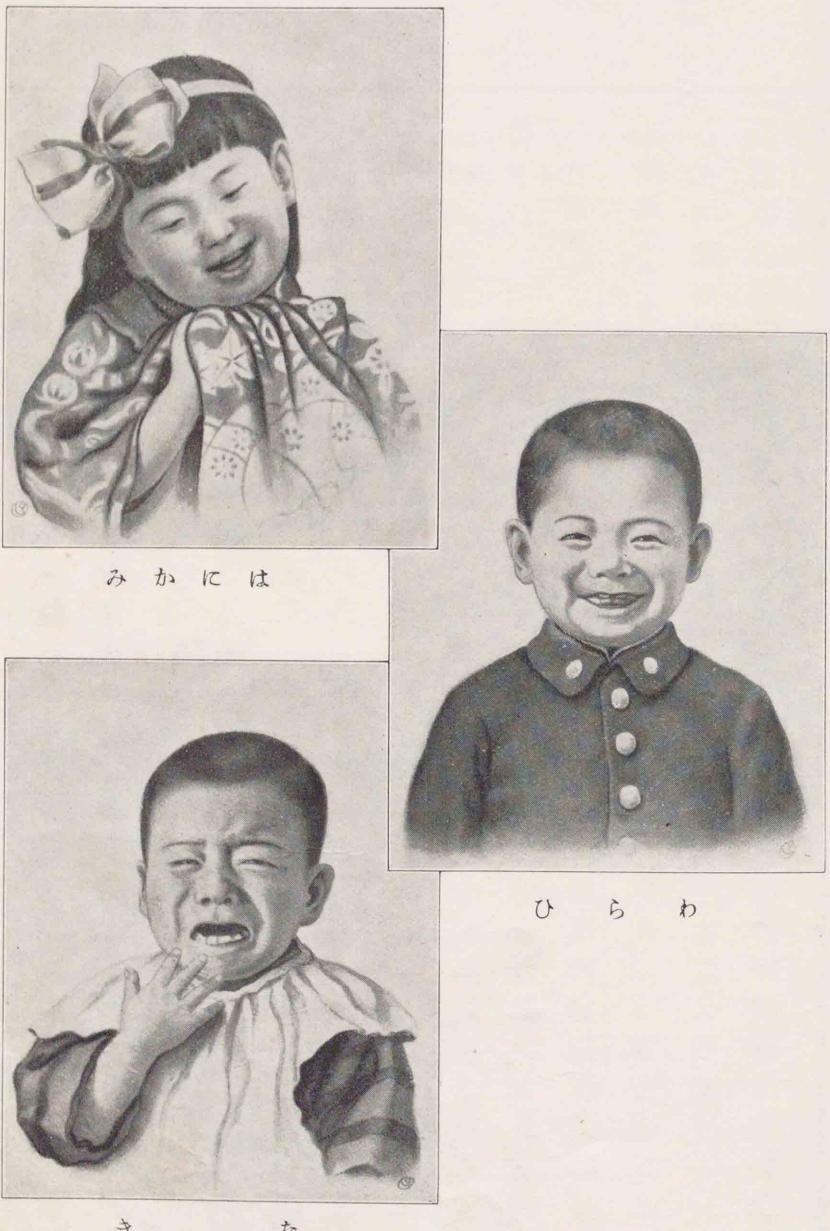
なり、憎悪となり、全く復讐出來ない場合には、悲哀に變する。

三、喜悅と憂愁 自分に快感を與へるものを得た時は、喜悅の情緒を生ずる。これを期待する際には希望となり、希望が達せられると満足となり、さうでなければ憂愁となり、失望となる。

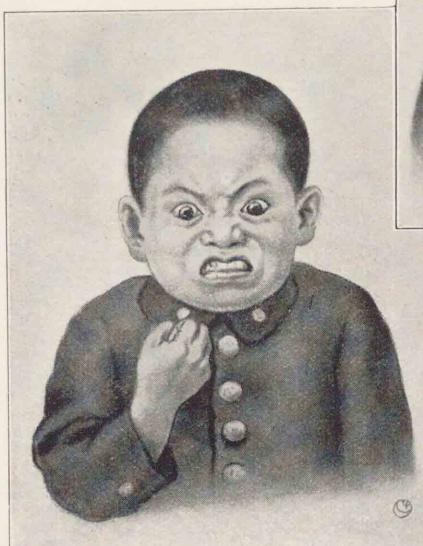
四、同情と反情 同情とは、他人の快苦を自分の快苦の如くに感ずる情緒で、始は、幼兒が他人の泣くのを見て自分も亦泣くが如く、多くは摸倣的であるが、次第に發達すると、自分の經驗に顧みて他人の境遇を思遣り、その心持が判かるやうになる。然るに、他人の快を苦と感じ、他人の苦を快と感ずる場合がある。これを反情といふ。

五、愛情 愛情とは、對者に親しみ、これを愛護し、その幸福を希ぶ情緒である。幼兒が母を愛し、尋て周圍の人及び物を愛する傾のあるのは、愛情の初步であるが、經驗を重ねるに隨つて、その對象は次第に擴大されて、朋友に對する親愛となり、卓越した人に對する欽仰

圖四十三第
一のそ 出表の緒情



圖四十三第
二のそ出表の緒情

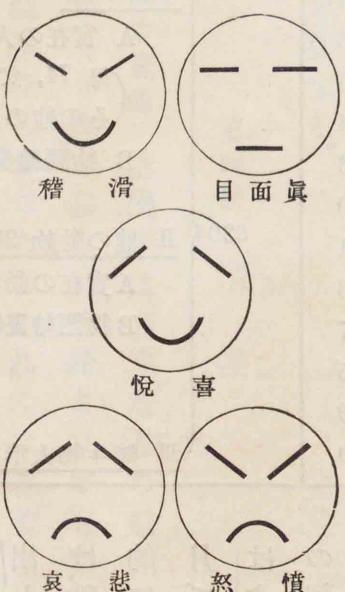


博愛
喜怒哀樂の表情

表情

作法

第三十五圖 模式の情表面顔



の念となり、更に進んでは愛郷心・愛國心を高め、博愛の情に至つては、その愛は非情の草木にも及ぶもので、所謂無我の愛である。

情緒の表現 情緒の身體的表現は實に顯著なもので、顔面を初め、四肢・脈搏・呼吸等に強い變化を及ぼす。これを表情といふ。表情と情緒とは、密接な關係があるもので、表現運動を摸すると、自らその情緒の發生反して表現運動を抑へると、情緒はいつしか靜まることもある。喜怒色に見はれず。とはこれを言つたものである。

兒童の情緒と教育 児童の感情の最初の發現は號叫である。號叫

號叫
情緒の發達

		同情	恐怖	笑	児童に於ける同情の割合
		児童生活に現はれる同情の場合			
児童年齢	場合の数				
対象の種類					
I 人 358.					
A 實在の人 285. (母 74, 父 23, 姉妹 86, その他の人 108.)					
B 物語繪畫等の中の人 73.					
II 他の動物 207.					
A 實在の動物 179. B 物語繪畫等の中の動物 28.					
III 無生物人形植物 65.					
1	3				
2	66				
3	95				
4	94				
5	93				
6	60				
7	41				
8	28				
9	37				
10	25				
11	19				
12	10				
		630			

は母體を離れて生活を營む第一の表徵で、嬰兒が健全に生きてゐるかどうかは、これによつて知られる。喜悅の表現としての笑の現はれるのは、稍後であるが、恐怖は比較的に早く現はれ、生後三四箇月で先づ音に就て恐怖を表はす。その他嬰兒は、何等危害の觀念がなくとも、新奇な事物に恐怖を感じ、三歳頃になると所謂「人見知り」をする。同情に就て、ベックがそれが児

童の生活に現はれた對象の種類を調べた結果は、上表の如くである。けれども、概して兒童の情緒は、粗野でけばけばしく、又一時的で變はり易い。彼等が忽ち泣き忽ち笑ふのも、これが爲である。教育上注意を要する。

第四節 情 操

情操の意義

情操とは、高等な心の働きに伴ふ感情で、情緒から醇化されたものであるが、情緒よりは有意的であり、永續的であり、且一層緩除なものである。これに次の數種がある。

一、知的情操

これは、主に思考の働きに伴ふもので、難かしい問題を解いた時は愉快を感じ、その解けない間は不快を感じるが如きは、これである。この情操は、眞理探求の先驅ともいふべく、世の發明・發見は勿論、學術の進歩も多くは熱心な窮知的努力の賜である。

優美 壮美 滑稽美 悲哀美

二、美的情操 これは、美醜の判断に伴ふもので、優美・壯美・滑稽美・悲哀の四種に別かれる。優美は純粹美で、單に美といふ時は概ねこれを意味する。壯美は、偉大・強力等に對する美感で、大波の當たつて碎ける絶壁に臨み、紺碧の空に突立つた白雪の峰を仰ぎ、或は勇士烈婦の物語を聞く時等に生ずる。滑稽美は、事物の關係が不快を感じない程度で不釣合な場合に感ずるもので、大人の帽子を被つた子供を見た時の快感の如きは、その一例で、滑稽文學はこれを基調とする。悲哀美は、憐れな事柄に接して同情を起す場合に生ずる情操で、悲劇を觀て悲哀の情に堪へず、涙を拂ひながらも尙それに引込まれるのは、これによる。但し自ら悲哀を體驗する場合には、悲哀美は生じない。

三、道德的情操 善い事をした時には、言ふに言はれない愉悦を覚え、悪い事をした時には、濃霧に閉ぢこめられたやうな不安を感じ

る。これは自分の行為に就てだけではなく、他人の行為に就てもそれぞれに快・不快の情を惹く。かやうに自他の道徳行為に對して起る情操を道徳的情操といふ。

四、宗教的情操 超人間的なものに歸依して、これを憧憬する情操である。その對象は神といひ、佛と稱し、宗教によつて違ふけれども、とにかく我が身の貧弱さと運命の果敢なさとを知つて、圓満完全な理想を渴仰し、その加護に頼つて祈願を成就し、慰籍を求めて煩悶をやり、そして安心立命を得るのはこの情操の働きである。

九、兒童の情操と教育 知的情操は三四歳の幼兒に現はれる。この頃の兒童には、見る物聞く物、一として疑問の種でないものはなく、「犬のお家はどこか?」、「猫のお母さんは誰れか?」、「これは誰れが造つたのか?」等は、絶えず彼等の口を衝いて迸る發問である。稍長じて見聞が廣まるとき、自然の現象に就ても、機械の運轉に就ても、絶えず質問を發

知的情操の發達
兒童の情操

求知の情

美的情操の發達
道徳的情操の發達

し、活動寫眞や幻燈の繪でも、眺めるだけでなく觸つてみやうとし、ラヂオや蓄音器も、聽くだけでなく覗き込まうとする。ロックが児童を始めて外國に到着した旅行者に譬へたのは、面白いことである。この求知の情は、年と共に進むもので、學校へも行かず、書物をも読まない者も、十二三歳になると、多少は種々の事を知つてゐるのもこの情の自然の收獲であるといつてよい。美的情操は、嬰兒に於ては、まだ十分に認められないけれども、三四歳になると、毛虫の醜いのを嫌ひ、花の美しいのを悦ぶのは、確に美的情操の芽生えである。かくて次第に色彩・音調の美を味ひ、趣味の念を長ずる。殊に壯美の情に至つては、英雄崇拜の念と結合して、最も彼等の感情を唆るもので、辯慶や加藤清正や、退治話や冒險譚が、彼等の好む所となるものもこれである。道徳的情操も、既に幼兒に根ざされてゐるもので、家庭の空氣を養分として、次第にその徳性を展開させる。宗教的情

宗教的情操の發達
達達
情操の教育

操も亦、主として家庭で培はれるもので、幼兒は、祖父母や父母が神前に額づき、佛壇に合掌するのを見て、自分も亦大人しく首を垂れ、紅葉のやうな手を合すのは、朦朧ながらもこの情操を味ふものといつてよい。情操の教育に対する家庭の任務は、特に重大である。

第四章 意志

第一節 意志發動

意志發動の意義 私達は、刺激を受けてこれを認識し、且それに伴ふ感情を有つのみならず、又これに應じて自ら發動的に行動しようとする働きをも有つてゐる。これを意志發動といふ。意志發動は、乳兒の盲目的運動に始まり、認識・感情と相交つて次第に發達し、遂に人類最高の精神生活たる思慮的行爲に至るものである。次にそ

運動の種類

の運動の種類を順を追つて挙げやう。

一、反射運動　瞬き・欠伸・噴嚏などがそれで、簡単な無意識的運動である。

二、衝動運動　花を見て知らず識らずその香を嗅ぎ、毬を手にして思はずそれを投げるなどがそれで、意識はあるが、無意的な運動である。

三、本能運動　吸乳・啼泣・争闘等の如く、先天的の傾向によるもので、複雑な意識運動であるが、まだ意志運動ではない。

四、有意運動　これは、意を用ひてする選擇的の運動である。例へば、幼児が餓ゑた時食物の良否を質さず、直ぐ口にするのは本能運動であるが、漸く長すると、その良否を確めて喰べたり捨てたりするのは、有意運動である。

五、自動運動　今述べた有意運動が屢々繰返へされると、遂に無意識

兒童の意志發動

な運動となる。これを自動運動といふ。談話・歩行等の複雑な習慣的運動は、大抵これに屬する。

兒童の意志發動と教育　嬰兒は生れながらにして反射・衝動・本能等の諸運動をするけれども、有意運動を營むまでには、一定の順序を経なければならない。例へば、彼等が直立するやうになるまでの徑路を見ると、初は僅に物に手を添へて半身を擡げやうとして、種々の亂射的運動を試み、屢々錯誤を重ねて、漸く物によつて身を支へ得るやうになる。それでも尙獨り立ちするまでには、更に幾多の失敗を免れない。そして既にそれに成功すれば、次回からは、その練習中に於て、諸々の不用運動を排除し、遂に容易に直立することが出来るやうになる。直立から歩行に至る順序も亦略々これに類するので、匍へば立て立てば歩め」と祈る親心も、その充たされるまでには、嬰兒には相當の努力が要るのである。かかる経路を呼んで試行錯誤の

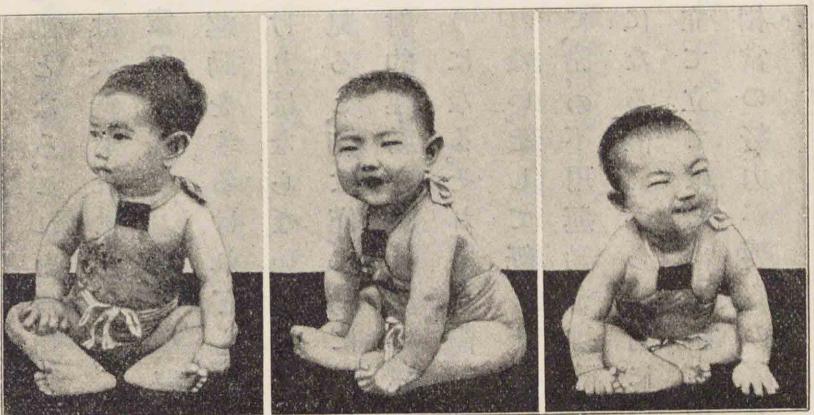
直立

歩行

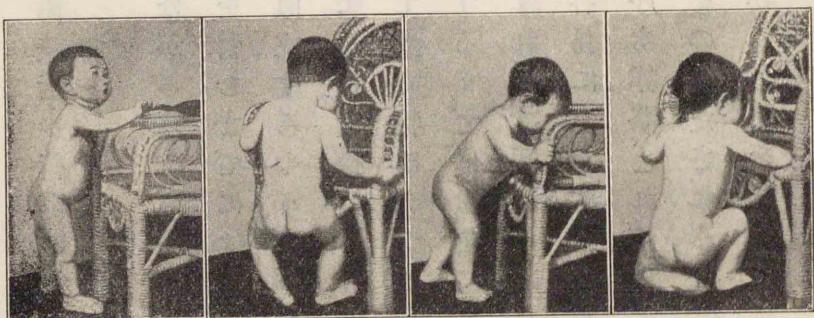
試行錯誤の方法

第三十六圖の
説明 右、手をつきながら座る
中、手を離さうとする
左、手を離して座る
第三十七圖の
説明 一、つかまり立ちを試み
二、つかまり立ちが出来
三、つかまり立ちが出来た
四、左手だけかけて右手は離した
兩圖共高島教授による

第一 嬰兒が座る圖



第二 嬉兒が立つ圖

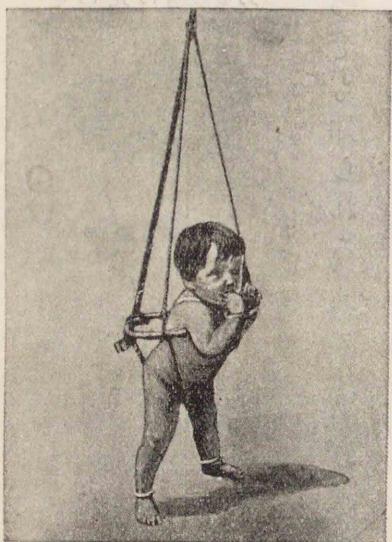


方法といふ。試行錯誤の方法を使ふのは人間のみではない。かの垂柳に飛付く蛙が飛んでは落ち、落ちては又飛び、とうとう

第三 嬉兒が歩く圖



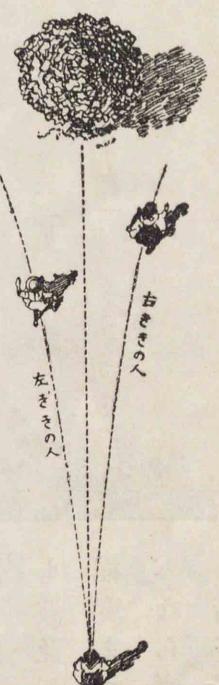
第四 嬉兒が歩く圖



飛付いたといふ昔からの名高い話は、運動收得の徑路を語るものとも見られる。試行錯誤が學習の自然の姿であり、殊に技能を會得する基本となるのも、これが爲である。そして四肢の運動にあつては、右手の練習は或程度まで左手にも波及し、左手のそれは或程度まで右手にも及ぶのみならず、手と足との間にも若干關係のあることは、

明 第四十圖の説
眼を縛つて歩
かせると右利
きは若干右方
に向ひ左利は
幾分左方に曲
がることが多
いこれ足の踏
張る力も多少
手に應じて違
ふからである

第利 右そ
四き足の
利踏の
十利踏と
力



大抵右利きの人
は右足の踏出す
力が強く、左利き
の人は左足の踏
張る力の強いの
によつても知られる。

第二節 衝動及び本能

衝動の意義 衝動とは心身必然の要求に基づく盲目的の發動傾向である。例へば渴した人が水を見たとする。忽ち手を出さうとするのは衝動で、既に手を出すのは衝動運動である。

本能の意義 何等の企圖もなく、経験もなく、然かも自己保存の目的に適つた行動をする遺傳的能力を本能といひ、それによつて起

本能の四種

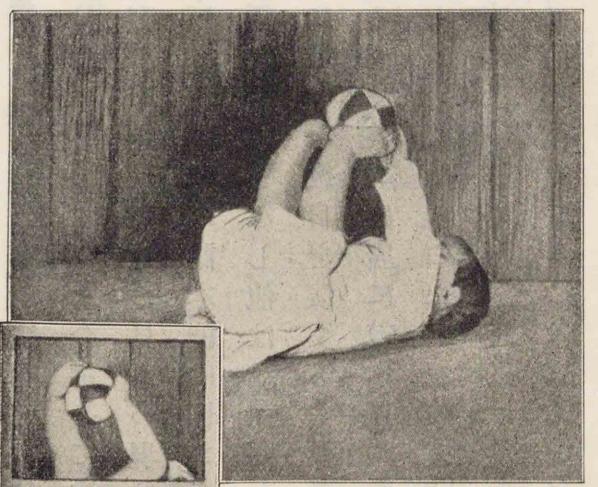
る運動が本能運動である。嬰兒が生れながらに哺乳を知り、鳥が孵化して直ぐ餌を啄むのも、皆これである。本能には四種ある。自己保存の本能種族保存の本能、社會的本能發達的本能これである。

兒童の衝動本能と教育 衝動と本能とは明かに區別し難く、兒童に於ては殊にさうである。併せて述べると、先づ發現するものは自己保存の本能で、初生の日から現はれる吸乳・號叫を始め恐怖・把持・蒐集・所有争鬭等の諸本能は皆さうである。この中、初の三つは乳兒の生活の中心をなし、他は幼兒期から少年・少女期にかけて、兒童の活動に大きな役目を演ずるものである。先づ幼兒には、把持の本能が頗る強く、彼等は店に並べられた品物さへも、直ぐ手に取つて見ようとし、果ては、親の止めるのを聽かないことさへもある。この性は、一方には感覺の發達を助け、他面自我の生長を促すもので、その働きに直接役立つものは、言ふまでもなく手であつて、殊に幼兒は

自己保存の本能

把持の本性

第一足を使ふ幼兒圖



玩具の意義
蒐集の本能

を利用しても手として働くことのある。そはとにかく、把握は勿至るまで、皆手によつて成し遂げられる。かく外界を支配する

ことが、手によるのみならず、精神の發達も、亦手の働きと密接な關係のあることは、低能児の手が概ね不器用なのを見ても判かる。そして、幼兒の把持本能がある。それは、玩具である。把持と並んで目立つて現はれるのは、蒐集の本能で、幼兒は、三歳頃から玩具を集め、六七歳からは、小石でも、木の葉でも、學用品でも、手當り次第に集め

第四十二圖の
説明
下方圓の中に
現れてゐるの
が低能児の手
である周囲の
他の児童の手
と較べて見よ

第二十図 低能児の手



る。彼等の机の引出しが、一種の採取函の觀を呈するのは、決して珍らしいことではない。青年處女期に進むと、小間切れとか、古切手とか、特に自分の興味ある物に就てこれを集める。この蒐集の本能は、自ら所有の本能を強め、又屢々争闘の本能を高める。子供の喧嘩が多くは取合ひの喧嘩であるのを見ても領かれる。これ等諸の本能は、適當にこれを導かないと、子供の性癖となる虞がある。

所有の本能

争闘の本能

發達的本能
遊戲の意義

第十四圖
戯遊の童兒の族貴の代時倉録



發達的本能は、先づ遊戲の本能として最も著しく現はれる。諺にも「遊戲は兒童の職業である」といひ、或學者が「人間に兒童期のあるのは遊戲をする爲である」といつた通り、兒童の時代は眞に遊戲の時代であつて、遊戲の爲には、彼等は雨でも風でも雪でも少しも厭はない。子供は風の子、大人は火の子。」とは寒中に於ける兩者の生活を輕妙に言表はした皮肉な對比である。然かも、兒童は遊戲によつてその心身を發達させるものである。尤も遊戲の種類は、兒童の發育の程度によつて變遷する。先づ嬰兒は、お舐り・ぞんぐん大鼓・風車・人形等を弄び、幼兒は飯ごと、土堀



第四十四圖
少女と動物
これは、少女が飼犬を愛しでゐる所で、有名な伊太利の畫家チヤンの作である。世界名畫の一で、獨逸ベルリン博物館の所蔵に係る。

摸倣の本能

歌謡性

り・貝拾ひ・繩飛び・鬼ごっこ・隠れん坊・獨樂・紙鳶・木馬・竹馬・戦争遊び・寶取り・旗取り・追羽根・翫遊び・學校遊び・商遊び等を遊び、少年・少女は尙犬・猫を愛し、虫・鳥を飼ひ、或は園藝をなし、或は角力・競走を悦び、青年處女はこの外庭球・野球・蹴毬・遠足・登山・山水泳・撃劍・柔道等を好む。これと相待つて盛に現はれるものは、摸倣の本能である。兒童がよく摸倣をするのは、誰れも知つてゐることで、幼兒はその運動が稍自由になると、不完全ながらも早や摸倣を始める。彼等がをかしい手付き、覺束ない足取りで、兄や姉の運動を摸し、又他人の歌や自然の音をも摸して、大にその歌謡性を發揚させる。歌謡性も亦一種の摸倣本能で、然かも子供の生活に取つては、遊戯と歌謡とは、實に同じ旅路の氣の合つた道連れてある。總じて子供のあどけない摸倣を、人は單なる摸擬として、唯滑稽美の微笑に湛へ去るけれども、實は彼等の内面生活の純眞な流露であることは、彼等が兄や姉の泣くの

を見て貰ひ泣をするのでも判かる。言語・道徳・宗教は勿論、家風・校風から社會の風俗・慣習に至るまで、この摸倣の本能によつて收得されるものが多い。

社會的本能
種族保存に關する本能
社交性
優越性
從属性

本社會的本能は、三四歳から漸次に發現する。それまでは室内で獨り遊びをしてゐた幼兒が、この頃からは友達を求める、仲間を喜び、戸外の共同遊戯を欲するやうになる。かかる社交性は、先づ家庭で現はれて、やがて入るべき學校生活の準備となり、又社會生活の素地となる。これと同時に、一方には、自分より劣つた者を統御しようとする優越性も現はれ、他方には、自分より優つた者に服従しようとする從属性も現はれる。種族保存に關する本能に至つては、青年・處女期から發動し始め、殊に子に對する親の愛に於て、一生を通して現はれる。

本能的經驗は、或程度までは必要であるから、總べての經驗を制

限するのは、眞に兒童の將來を慮る途ではない。隨つて望ましい衝動・本能は、よくこれを刺激して發現させ、望ましくないものは、成るべくこれを刺激しないで、乃ち衝動・本能の醇化を圖るべきである。環境の整理といふことは、かくて衝動・本能の教育に於ても頗る大切な問題となる。

第三節 意志

意志の意義 意志動作の中で、決意の意識の伴つてゐるものだけを、狹義に於て特に意志と稱する。そしてその決意の原因たるもの動機といふ。動機が二つ以上現はれた場合には、思慮を加へてこれを選擇し、そして決定に達する。それ故に、意志行爲は選擇の働きと有意運動とから成立つものである。

兒童の意志と教育 童の幼少な頃は、その行動が概ね衝動的であ

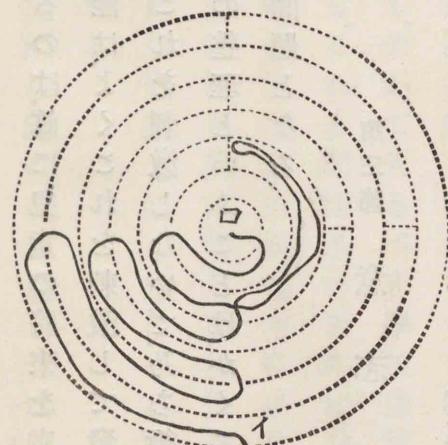
意志の教育

るが、知的作用が進むにつれて、選擇の力が働き、かくて簡単な意志發動から、複雑な意志行爲へと次第に發達する。殊に兒童は、摸倣の本能が強いものであるから、良い模範を示し、且適當に彼等の感情を動かして、その意志の發達を促すべきである。

第四節 習慣及び品性

第四十五圖の
説明
イ、入口
口、食飼

第四十五圖
宮迷るす驗實を成形の慣習



習慣の意義 同一の行動が屢々繰返へされると、それに熟練して來て、その行動が容易となる。かかる情態を習慣といふ。習慣の形成される徑路は、前に述べた運動收得の順序によるもので、これは人類だけではなく、他の

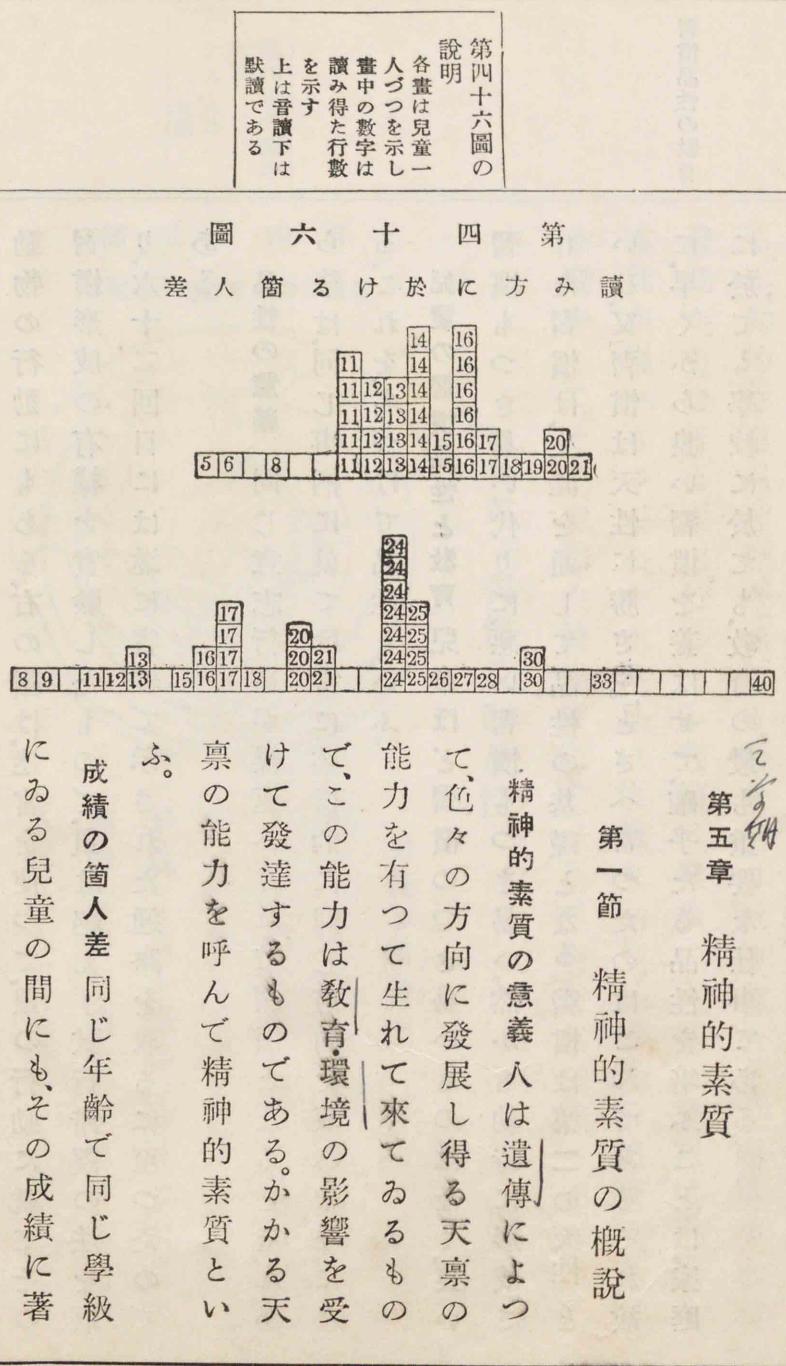
動物の行動にある。右の圖は、迷宮を使つて、鼠の行動に就てその習慣形成の有様を實驗したもので、鼠は絶えず試行錯誤の法を取り、六十二回目には遂に實線で示された通路を取るに至つたのである。

品性の意義 同じ意志行爲が繰返へされて習慣となると、それから後は、同じ事柄に就ては常に確信的に同じ方向を取るやうになる。これを名づけて品性といふ。

兒童の習慣・品性と教育 兒童ほど習慣のつき易いものはなく、良い習慣もつき易い代りに、悪い習慣もつき易い。然かも幼時に形成された習慣は、生涯を通して品性の基礎となる。「習慣は第二の天性」といひ、又「習慣は天性に勝る」とさへ言つたのはこれである。それ故に、早くから良い習慣を養はせて、確乎たる品性を培ふことは、家庭に於ても、學校に於ても、教育の最も重要な仕事である。

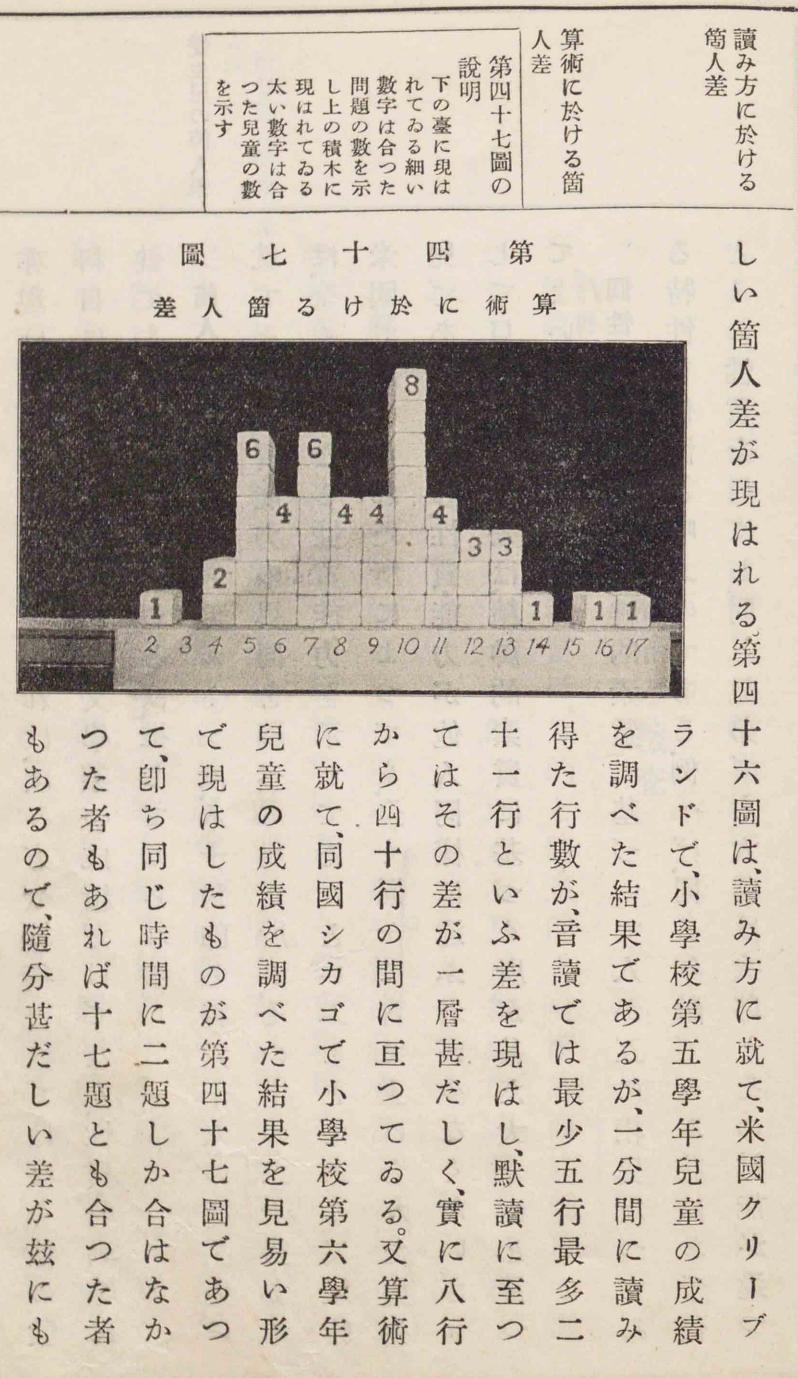
第五章 精神的素質

第一節 精神的素質の概説



精神的素質の意義人は遺傳によつて、色々の方向に發展し得る天稟の能力を有つて生れて來てゐるもので、この能力は教育環境の影響を受けて發達するものである。かかる天稟の能力を呼んで精神的素質といふ。

成績の箇人差 同じ年齢で同じ學級にゐる兒童の間にも、その成績に著



しい箇人差が現はれる第四十六圖は、読み方に就て、米國クリーブランドで、小學校第五學年兒童の成績を調べた結果であるが、一分間に読み得た行數が、音讀では最少五行最多二十一行といふ差を現はし、默讀に至つてはその差が一層甚だしく、實に八行から四十行の間に亘つてゐる。又算術に就て、同國シカゴで小學校第六學年兒童の成績を調べた結果を見易い形で現はしたもののが第四十七圖であつて、即ち同じ時間に二題しか合はなかつた者もあれば十七題とも合つた者もあるので、隨分甚だしい差が茲にも

雙生兒の箇人差

亦現はれてゐる。そしてこれは、読み方や算術だけではなく他の教科目に就てもさうであり、又學業の成績だけでなく、性質・行動等に就ても、箇人差のあることは、推して知られる。

箇人差と精神的素質 ガルトンは、八十對即ち百六十人の雙生兒に就て、その性質・能力の異同を調べて見た所が、その中の二十對までは、全く相異なる性質・能力を示してゐたといふことである。又近時米國で調べられた所によつても、全く同一に育て上げられた雙生兒でありながら、性質・能力が他人同様に違ふ者が少くない。さうして見ると、箇人差は、精神的素質に基づく所が甚だ大きいと言つてよい。

個性 かくの如く、精神的素質に基づいて人が互に相異なつてゐる特性を個性と呼ぶのである。例へば、同じ年齢でも、お花はお千代とその性質を異にし、同じ兄弟でも、太郎は次郎とその材能が違つ

てゐる。即ち、個性とは箇人の特異性である。

第二節 智能の検査

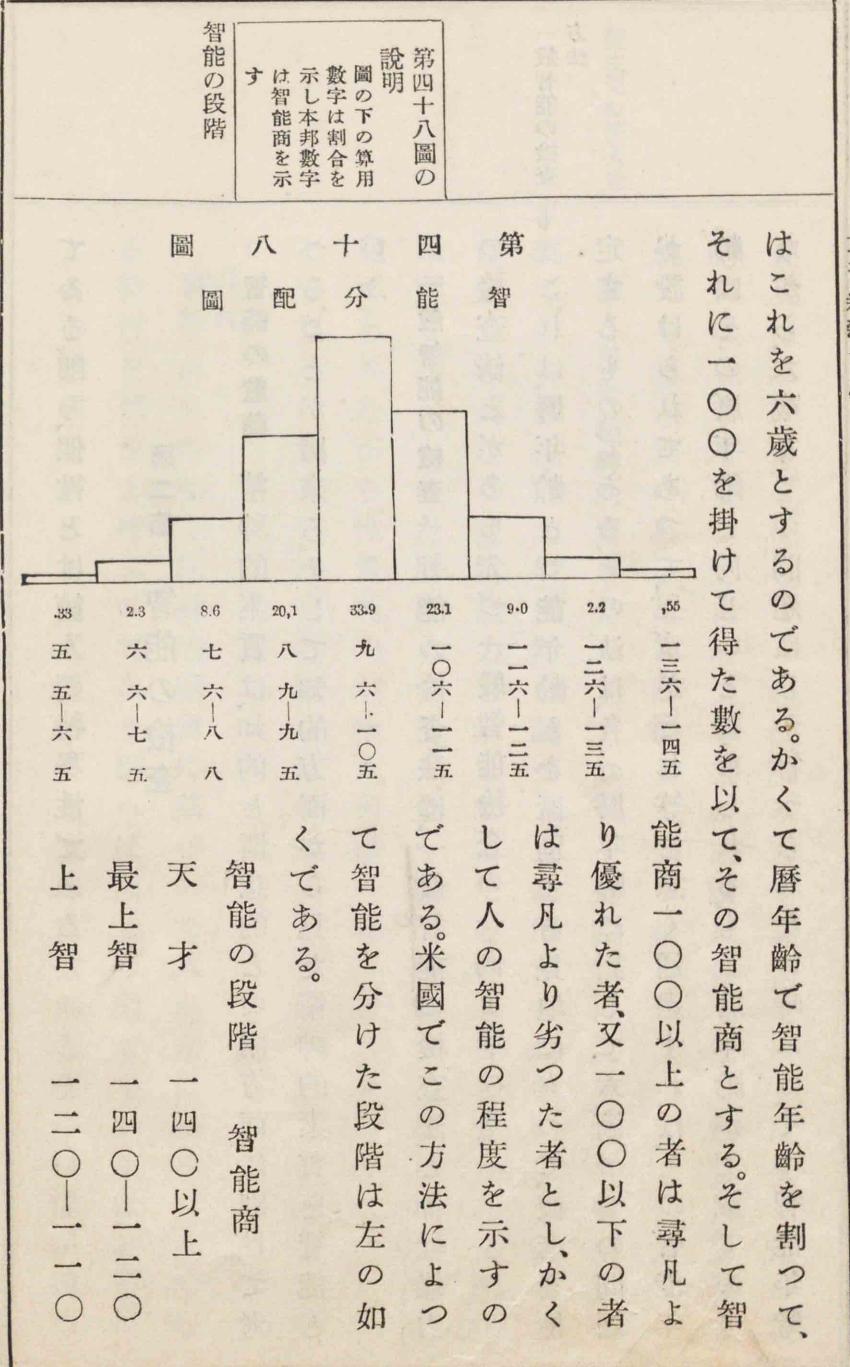
智能の意義 精神的素質は、知的と情意的との兩方面に別けて考へることが出来る。そして知的方面から見た精神的素質を智能といふ。

一般智能の検査 智能の検査法に、一般智能の検査法と各種能力の検査法とがある。先づ一般智能検査の一例を擧げる。

これは、曆年齢と智能年齢とを區別する見地に立つて、後者を検定するものである。その法は、各の曆年齢に對して、六箇づつの問題が設けられてあつて、児童がそれ等を悉く通過すれば、その智能年齢はその曆年齢と同じいと認められる。もし曆年齢が七歳でありますながら、六歳までの問題にしか答へられない時には、その智能年齢

一般智能の検査
方法

はこれを六歳とするのである。かくて暦年齢で智能年齢を割つて、それに一〇〇を掛けて得た數を以て、その智能商とする。そして智能商一〇〇以上の者は尋凡より優れた者、又一〇〇以下の者は尋凡より劣つた者とし、かくして人の智能の程度を示すのである。米國でこの方法によつて智能を分けた段階は左の如くである。



平均智	一一〇一九〇
劣等	九〇一八〇
低能	八〇一七〇
精神薄弱	七〇一二五
痴白	二五以下

今、この方法で五歳と六歳との児童に課する問題を次に示さう。

その検査問題の實例

一、重さの比較。

二、色〔青・赤・黄・緑〕の名。

三、三対の顔に就て美貌の判断。

四、用途上から見た椅子、馬、肉叉、人形、鉛筆、食卓の定義。

五、二つの三角形から一つの矩形を作らせること。

六、三つの命令を同時に與へて實行させること。

補遺、年齢、何歳であるかと言はせること。

六歳の分

- 一、右と左の區別。左の耳、右の眼。
- 二、繪畫中の缺損せる所を指示させること。

三十三錢の勘定。

四、理會力。

イ、あなたが學校へ行かうとする時に雨が降り出したらどうしますか。
ロ、あなたの家が火事で焼けてゐるのを見たらどうしますか。

ハ、あなたが何所かへ行かうと思つて停車場へ行つた所が汽車に乗り
おくれたのです。その時はどうしますか。

五、貨幣の名。銅貨、白銅貨、銀貨。

六、十六又は十八綴字の文章反復。

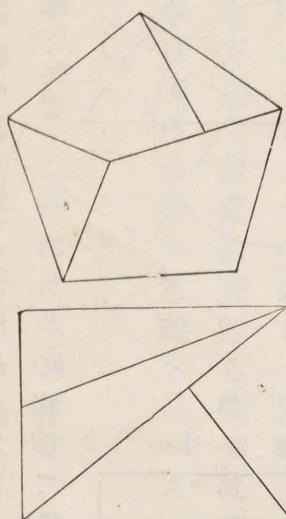
補遺、朝であるか午後であるか言はせること。

各種能力の検査 次に各種能力検査の主な方法を擧げやう。

記憶検査の方法

空間觀念検査の方法

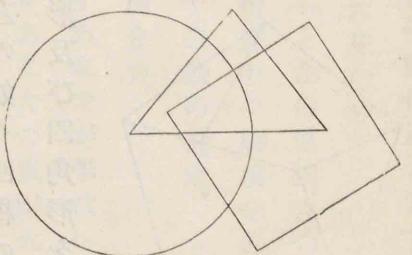
第十九圖 空間觀念検査



一、記憶検査 これは、文字、數字、無意味の語形、色、繪畫、語の系列又は文章等を視覺的に或は聽覺的に提示して直ちに或は一定時の後にこれを反復させ、又は一時に數種の命令を下して、その履行によつて兒童の記憶力を検査するのである。

二、空間觀念検査 これは、空間觀念の確實さの程度を検査するもので、左の如く、四種の三角形を與へて一つの長方形を作らせ、或は三角形及び四角形を二枚づつ與へて一つの五角形を作らせるなどは、その検査實例である。又正方形、菱形その他の幾何形を摸寫させるが如き、或は次頁右上の如き圖を示して、三角形内ではなくつて方形と圓形との中に

點を打たせるが如きも、亦この検査方法の實例である。



注意検査の方法

三、注意検査 その検査用紙の一部を下に示さう。これは、圖中の右の方の一群と左の方の一群とが相等しいか、相異なるかを答へさせて、注意の度を検するものである。

第 意 檢 用 紙 の 部 一

382.....372
9456.....9456
413927.....416927
木山水川.....木山水川
キロマミク.....キロマミク
今日は雨ふりです.....今日は雨ふりです
澤來嘗郎稚園莓.....澤來嘗郎稚園莓

被暗示性検査の方法

四、被暗示性検査 これは児童がいかに被暗示性に富むかを検査するもので、例へば「百姓の家庭」の繪畫を一定時間觀察させて後、その内容に就て尋問しつつ報告させる。そして尋問の際、時々暗示的の質問即ち繪になかつた事物に就て尋ねて、その答を求めるが如きは、その一例である。

言語支配力検査の方法

五、言語支配力検査 一定時間、事物の名を児童が知つてゐるだけ多く言はせるなどは、この方法の一つである。その外、語構成検査、即ち、例へばル・ニ・カ・ト・サの如き一定の文字を與へて、意味ある語を構成させる方法や、語彙検査、即ち、例へば蜜柑・吠える・打つ・封筒・規則等の語を擧げて、その語の意義を述べさせる方法などは、孰れも皆これに屬する。

六、聯想検査 これには、木器械・正義等の語を與へて、各語毎にこれから聯想する語を一つづつ述べさせる。多人數に就てこの検査を

聯想検査の方法

認識検査の方法

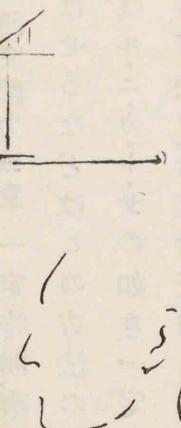
行ふ時は、一定の標準を求めることが出来、隨つて児童の聯想的性質を知る上にその效が多い。

七、認識検査 これは、缺陷ある畫を示してその何たるかを認識さ

せる検査である。例へば、上の如き繪を見せて、「この繪は何を示してゐると思ふか。」と尋ねて答へされるなどは、これである。

批判検査の方法

第十五 畫用検査 認識



八、批判検査 論理上又は經驗上

不當な文を示して、その誤つてゐる點を指摘させるもので、例へば、「私の家は山の上にあります。町はその下にあります。私は町へ行くのに、往きも歸へりも、山を下りて行く道を知つてゐます。」(仕事師が高い臺から落ちて脚を折りました)。治療を受ける爲に、その人は直ぐ病院へ走つて行きました。」の

推理検査の方法

如き文を朗讀して、内容上奇異な點を述べさせるが如きである。
九、推理検査 「三つの數の和が3となる場合を六通り挙げなさい。」

又は「甲は乙の西にあり、乙は丙の西にある。それならば、丙は甲の東・西・南・北の何れにあるでせうか。」の如く、思考作用を要する問題を數多く與へて答へさせる検査である。

一〇、補充検査 意味ある文章中に文字、動詞、形容詞、接讀詞等に就て一つ又は一つ以上の語の缺所を作つて置き、これを補充させて、その文章を完うさせる検査である。

一一、構文検査 「仕事・金・人」「砂漠・河・海」の如く三語を示し、この三語を使つて意味のある統一的の一つの短文を作らせる検査である。
一二、比較検査 二線の長さの长短、二箇の立方體の輕重、畫かれた事物の異同等に就て、比較考慮させる検査である。兩箇の繪畫をして、その美醜を判断させるなどもこれに屬する。

構文検査の方法

比較検査の方法

一、三、排列検査 種々の重量を有する立方體をその輕重の順によつて排列させ、若しくは「犬・象・鼠・牛・羊」の語を示して體の大きさに隨つて順列させるなどは、その實例である。

氣質の四種

氣質の意義 情意的素質の中で、最も著しいものは氣質である。氣質とは、情緒を中心とした素質で、これに次の四種がある。

一、多血質 これは、興奮が速くつて弱い。何事にも感動し易く、舉動は軽快であるけれども、一時的であつて、忍耐力に乏しい。

二、神經質 これは、興奮が遅くつて強い。容易に感じないが、一旦感ずると印象が強い。思考力に富み、又憂鬱に傾き易い。

三、膽汁質 これは、興奮が速くつて強い。感じ易くつて、然かも把住は確實である。一般に勇敢・着實で、稍憤怒し易い。

氣質の教育

四、粘液質 これは、興奮が遅くつて弱い。事物に動かされ難いが、しかし强硬ではない。總じて感情に激することが稀である。

兒童の氣質と教育 人は各氣質を併せて有つてゐるけれども、年齢により、性別によつて、一方に傾き易いものであり、殊に兒童にはこの傾きが強いのである。それ故に、父母や教師は、よく兒童の氣質を見て、適切にこれを導くべきである。

第六章 作業・能率及び疲勞

作業の意義 或目的を達する爲に心身を使ふことを作業といふ。學校に於ける私達の課業の如きは皆これ作業である。

能率の意義 繼續して作業を行ふ時は、その成績は前後一様ではない。例へば最初骨の折れた仕事も、慣れて來ると容易となり、その仕事の分量も多くなり、性質もよくなる。かくの如く、作業の効果の

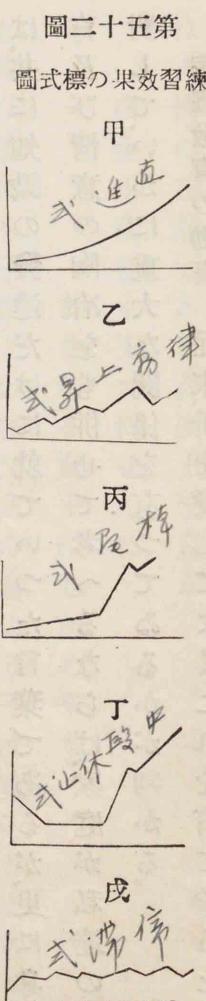
増すことを能率が擧がるといふ。

疲勞の意義 然かし、作業はいつまでも續くものではなく、能率はどこまでも高まるものではない。引續く作業も、一定時の後には、心身が疲れて来て、却つてその能率を減ずるものである。これは疲労するからであつて、疲労すると、血液の中に疲労毒素が出来て、それが神經細胞と筋肉組織とを痺痺させるのである。

練習曲線 作業の働きが發達して行く進路には、自ら一定の姿がある。即ち初は大きな進みを示すけれども、次第にその歩みを緩めて、遂には全く止るやうになる。この進路の途中に往々進歩の停滞又は退歩を示すことがある。これを一時停滞といひ、一時停滞の後には再び急速の進歩が現はれることが多い。かかる徑路を表はしたもののが練習曲線である。

練習效果の標式 練習の進路は、人によつて多少その趣を異にする。

第五十二圖の
説明 横線は時間
縦線は能率



右圖に示した如く初から略一様の進歩を示す者〔甲〕もあれば、一上一下鋸歯の状を呈し、大體に於て進む者〔乙〕もあり、末期になつて急進する者〔丙〕もあれば、中途に停滞を現はす者〔丁〕もあり、又發達が甚だ少なく、大體に於てあまり進歩の跡が見えない者〔戊〕もある。

兒童の作業能率疲勞と教育 児童の作業は、彼等の心身發育の程度に應じたものでなければならぬ。さうでないと、練習效果を發達させて、能率を十分に擧げることが難かしい。その上兒童は、概して疲勞し易いものであるから、常に休息と睡眠とを適當に取らせてこれを恢復させるがよい。

第四篇 家庭教育

第一章 家庭と教育

家庭人は、家庭に生れて家庭に生長する。家庭は児童教育の自然の場所で、家庭生活は人格育成の苗床である。或學者は、「人が生後三年間に學ぶ知識の分量は、彼が後日大學で三年間に學ぶ知識の分量よりも大きい」といひ、他の學者は、「児童は六歳までの間に於て、それから後一生の間よりもより多くを學ぶものである。」といったのは、共に知識の發達だけに就ていつた言葉であるが、更に身體の發育及び情意の陶冶をも併せて考へるならば、家庭が私達の生涯に對して、いかに重大な關係を有つてゐるかが判かる。

家庭教育の動機 元來、子を愛してよくこれを育てやうとするの

は人情の自然である。昔山上憶良が、

白金も黃金も玉も何せんに

まされる寶子にしかめやも。

と謠ひ、諺にも「子寶」といひ、又「萬の倉より子は寶。」などといつて、最も子を貴んだことは、我が邦古へからの習俗である。花山天皇の御製にも、

思ふこと今はなきかな撫子の

花さくばかりなりぬと思へば。

とあり、菅原道眞の母は、道眞が元服した時、

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしがな。

と祈つた。その外、本多作左衛門が陣中からその家に送つた簡単な手紙にも、

一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな、馬肥せ。

とある。啻に貴族や武家ののみではない、一般民衆の間にも、

あすは坊さん宮参り、宮へ参らば何といふて拜む、

この子一生まめなよに、この子一生まめなよに。

といふ俗謡があり、橘曙覽も、

樂しみはまれに魚煮て子らみなが

うましうましといひて食ふ時。

樂しみは三人の子どもすくすくと

大きくなれる姿みる時。

と歌ひ、大自然の讚美者であつたあの俳聖芭蕉でさへ、

子に飽くと申す人には花もなし。

と詠んでゐる。昔も今も、高いも低いも、總べてを通して變らないものは、實に子をよく育てやうとする親の眞心である。子も亦幼時に

あつては、その一切の願望も要求も、そして疑問も、概ね親に向つて發せられ、且親によつて最もよく充たされる。かくて家庭の教育は、實に人情の自然に成立つものである。

母性愛 殊に熾烈なものは母性愛である。母は死んだ子の歳をも屢々算へる。加賀の千代が、

蜻蛉釣り今日はどこまで行つたやら。

と詠んだのは、眞に母の至情で、今日口誦んでも、涙ぐまれる心地がする。況してや、生きてゐる子を護る爲には、母こそ水火の中をも怖れないと。夢寐の間にも決してその子を忘れるものではない。淋しい子として育つた俳人一茶でさへ

母親を霜よけにして寝た子かな、
とよみ、度會園女の句にも

負ふた子に髪なぶらるる暑さかな。

といふのがある。その他

よく寝れば寝るとて覗く枕蚊帳。

添乳してつい洗濯が夢になり。

など、野趣に満ちた川柳の上にも、言ふに言はれない母性愛は流れ

てゐる。

かくの如く、家庭は眞に愛を生命とする自然の教養場ではあるけれども、然かし親は一心に子を愛する餘り、直情徑行に過ぎ、褒めちぎるかと思へば忽ち罵りけなすなど、喜怒動もすればその常軌を逸し易い。實に藤原兼輔が、

人の親の心は闇にあらねども

子を思ふ道にまどひぬるかな。

と詠んだ通りであつて、俗間にも「子供の喧嘩に親出るな」と戒めてあるのもこれである。それ故に、私達は家庭教育の任務と方法とを

明かにしなければならない。

第二章 家庭教育の任務

家庭教育の任務は數々あるが、その主な點は左の五つである。
六

一、身體發育の養護 丈夫な身體はあらゆる幸福の背景である。そして幼時に於ける身體發育の著しいことは、第二篇で述べた通りであるから、これをよく養護して兒童の健康を進めるこそ、將來丈夫な身體の持主たらせる根本である。母を喪つた幼兒には死亡率が大きいといふ一事だけでも、家庭に於ける養護の大切さは十分に證明されてゐる。

二、言語の收得練習 西洋の諺にも「言語は思想の衣裳で、衣裳は清潔上品を尙ぶ。」とある如く、言語の教育の大切なことは今更にいふまでもない。私達の言語は、實に家庭で知らず識らずの間に覚え

る母語にその根幹を有つもので、殊に児童は、生後約一年半から二年の間に最もよく言語を覚えることは、前篇で述べた通りである。そして學校の教育は、更にそれを補充し訂正して、これに文字を附與するものである。

三、價值判断の基調の啓培 學習とは、嘗てした經驗を以て新らしい經驗をすることに外ならない。その上、人の思考も、意識の下に潜んでゐる習慣の力に支配されることが存外大きいものである。同じ一羽の蝴蝶でも、詩人はこれを春の女神と眺め、哲學者はその去來の中に宇宙の真相を観じ、動物學者は生物界の法則をその構造の上に讀む。これ皆過去の經驗と、意識の根底の相異とに基づくのであるが、その經驗の基礎や意識の根底は、概ね家庭で養はれるものである。さうして見ると、家庭に於ける價值判断の基調の啓培は、いかにも大切である。

四、品性の基礎の陶冶 「三つ児の魂百までも」とはよく言つたもので、幼時に於ける家庭の躾こそ、人間一生の品性・行動の湧き出す泉である。故意に加へられる教訓も、これに影響を與へるには與へるけれども、然かしその影響の如何に拘らず、周圍の空氣と精神とは、結局人の品性と態度とを形造るに最も力強い要素である。この意味に於て、子供は確に家庭の鏡であつて、世の中に、父母ほど子供に強い感化を與へるものは外に無い。

五、趣味の萌芽の涵養 私達の趣味性や鑑賞力は、概ね環境の中に、一つとはなしに養はれるもので、家庭が私達の根本環境であることは元より言ふまでもない。かの荒涼な周圍が、美に對する希望を餓死させるのと同じく、亂雜な家庭は、児童の趣味性を枯渇させる。かかる児童に對しては、學校の教育も、その美的趣味を培ふのに困難であり、動もすると、間接の知識・技能をそのささやかな記念物と

して彼等の上に残すに過ぎないことになる。

第三章 家庭教育の方法

第一節 胎教

胎教の意義 人の教育は、誕生の後に始まるのではなく、子供は母の胎内にあつて既に著しい發育を遂げるものである。子供を産み且育てるといふ貴い天職を有つ母は、その子の胎内にある頃から深く心を用ひて、その發育を十分ならせるやうに圖らなければならぬ。これを胎教といふ。

胎教の歴史 神武天皇 胎教は、東洋では周の頃から文献に現はれてゐるし、西洋ではアリストテレスが始めて唱へたと言はれてゐる。周の文王の母は、その妊娠するや、目に悪色を視ず、耳に惡聲を聽かず、口

に教言を出さずして文王聖人を生んだといふことである。伊藤仁齋妻は、妊娠中から常に聖經賢傳を繙き、ナボレオナポレオン一世の母は、妊娠中絶えず古英雄の傳記を讀んだ。その外胎教に意を注いだ賢母良妻は、古今東西その事例に乏しくはない。これは當然のことで、妊娠中に於ける母の思想感情及び一家の生活情態は、胎兒の上に少なからざる影響を及ぼすものだからである。

胎教の方法 それ故に妊婦は、特にその身體の健康と衛生とに注意し、生活を正しくし、栄養をよくして、胎兒の十分な發育を圖るのは勿論、常にその思念を純正にし、その感情を平和にして、甚だしい感動や心配・煩悶の爲に心身を悩ませることなどは、これを避けなければならぬ。周囲の者も亦、成るべく妊婦を勞はつて、過勞に陥らせないやうに注意を加へるべきである。これは、妊婦の爲のみではなく、胎兒の爲であり、一家・一族・國家・社會の爲でもある。

第二節 養護

養護の目的

仕事である。その目的は、自然の生長發育を助けて、兒童の健康を進め、身體各部の働きを完からせると同時に、全身を強壯にするにある。纏めていへば、丈夫な身體を造ることが養護の任務である。

養護の方法 養護は、身體の働きの全部に亘らなければならぬ。

今その主なものを述べやう。

一、睡眠 謂にも「眠る子は育つ」といひ、臺灣の子守唄にも「一晩寝れば一寸太る」といふ句がある如く、睡眠は心身の發達と活動とに缺くべからざるものである。殊に疲勞を恢復させるには、睡眠に越したものが無いのであるから、安眠を妨げないことは、兒童の養護には極めて重要である。この點だけから言つても、嬰兒を子守に託し

睡眠に就ての注

安眠

て顧みないなどは、母性の慎むべきことである。茲に私達は、次の二つの川柳の心を較べて考へさせられる。

じれつたいお子だと守は二度ゆすり。

うたた寝の團扇の風が母の恩。

二、兒童が長じても、安眠は常に必要であるから、寢所は成るべく静かな場所を選び、寢具は厚きに過ぎ又は薄きに失してはならない。

三、食事 食事は榮養の基であるから、その大切なことは言ふまでもない。殊に乳兒に取つては、母乳ほど榮養に適つた食物はなく、母がその子を哺むことは、實に自然の約束である。母乳で育つたのと、人工榮養によつたのとで乳兒の發育に著しい差があることが、その何よりも證據であつて、後者が前者に比べて死亡率の多いことが、更にこれを裏書してゐる。一般に食事に就て注意すべきは、その時刻を守ること、急いで食事をせず咀嚼を十分にすること、及び

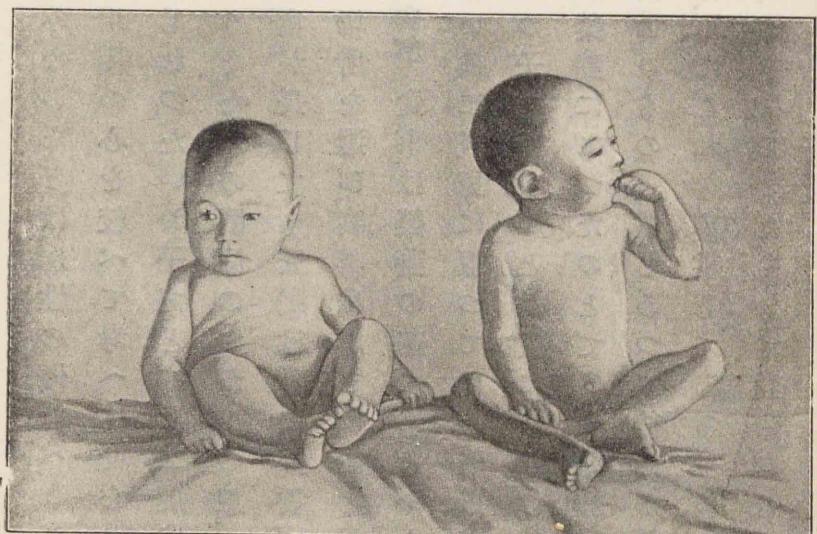
母乳榮養と人工

榮養

意 食事に就ての注

第五十三圖の
説明
左は母乳栄養で
育つた三箇月
児、右は人工栄
養で育つた十箇
月児で、目方は
同一である
太田博士による

圖 三 十 五 第
較比のと養榮工人と養榮母乳

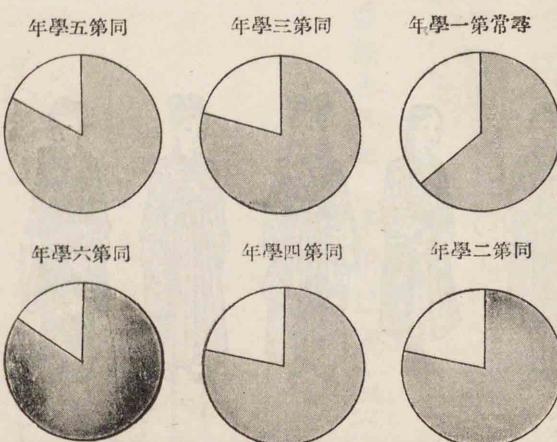


適度の食料を選んで、甚だしい刺激性の飲食物を避けること等である。尤も栄養は十分に取らせなければならぬけれども、過食は屢々疾病の原因となる。具原益軒も「小兒をやすからしむるには、三分の飢と寒とをおぶべし。」といひ、俚語にも「腹八合に醫者要らず。」といつてゐるのは、確に一面の眞理である。

猶ここに注意すべきは歯の衛生である。東京市の兒童

第五十四圖の
説明
黒は蟲齒になつ
てる者
白は蟲齒になつ
てゐない者

圖 四 十 五 第
齒蟲の歯臼るけ於に童兒校學小



衣服に就ての注意

生に注意することは、児童にとつては特に大切である。

三、衣服 児童の衣服は、容儀の上からも考へるべき點はあるが、主として體育上の要求に合ふものでなければならない。即ち成るべ

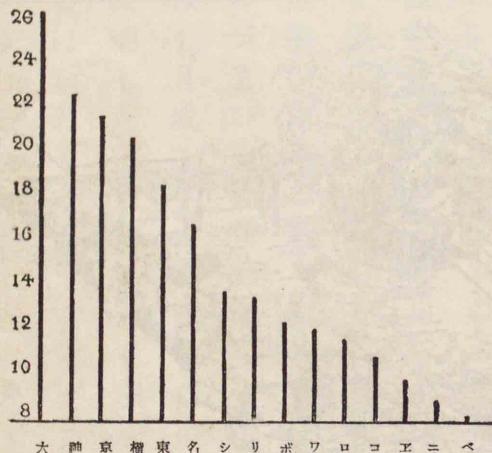
第五十五圖の
説明
イは明治十六年
頃
ロは同二十七八年
年頃
ハは同三十年頃
ニは同三十二年
頃
ホは同三十四年
頃
トは大正三年頃
トは大正十四年
頃

圖五十五 童兒裝變遷



く緩やかにし、軽便にして、運動が自由に出来るやうにし、且日光・空氣の接觸を多くすべきである。随つて、袖は成るべく筒袖とし、襟元は出来る限り廣くし、帶は必ず肋骨下に位せるがよい。紐や靴下留なども餘り強く縛つてはならない。又幼兒は抵抗力がまだ弱いから、特に保溫の必要もあるけれども、年齢の長ずるに隨つて、漸次に薄着に慣れさせるがよい。子供に色々きらびやかな装ひを重ねさせて、そして悦んでゐるやうな

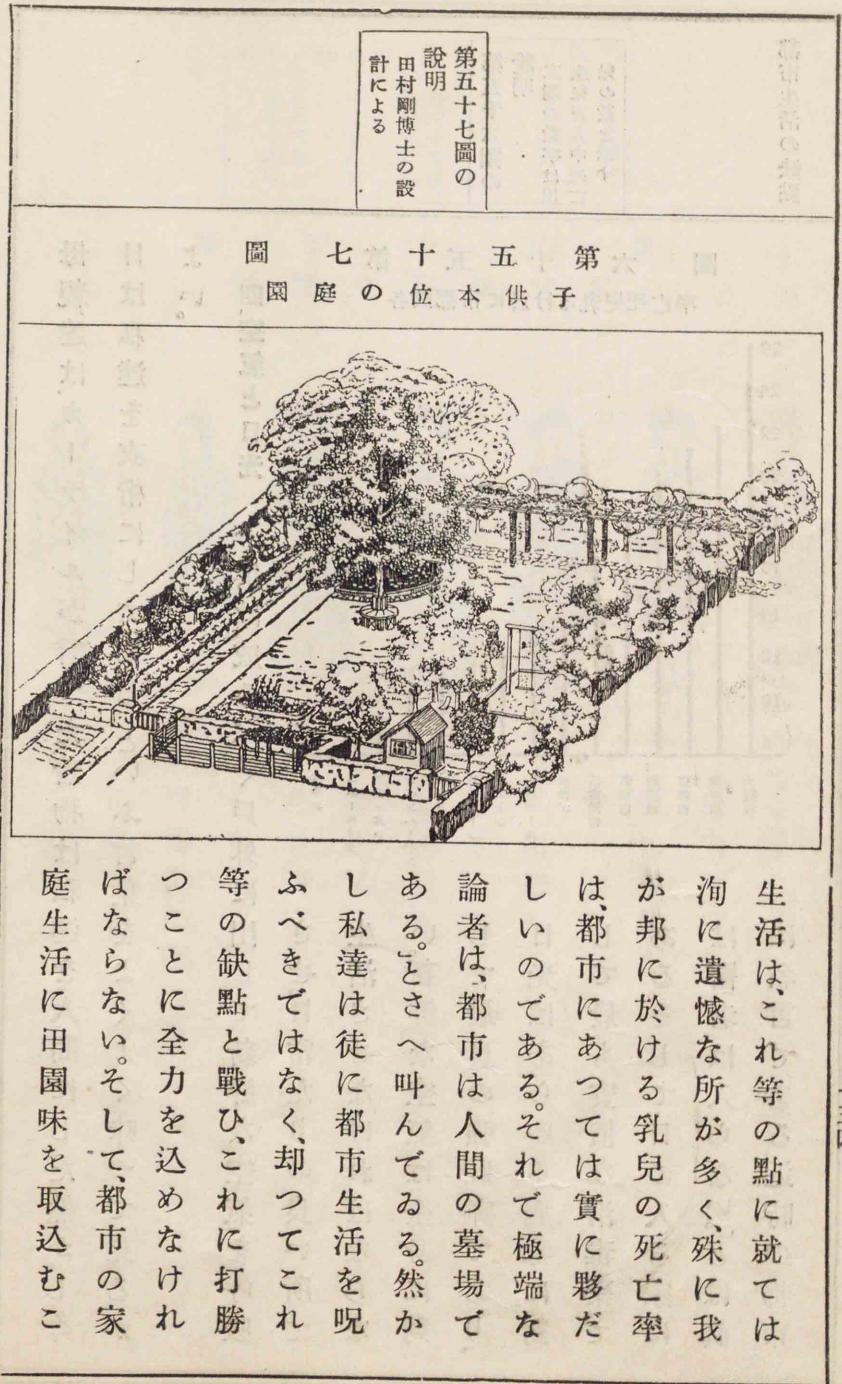
圖六十五 第
率亡死兒乳るけ於に市都國各



母親達は、カーライルが言つた着物は私達を人間にした。然しかし今日は私達を衣桁にしてゐる」といふ言葉をよくよく味つて見るがよい。

四、空氣と日光

出して新鮮な空氣を呼吸させ、目當たりの良い所で生活させなければならぬ。新鮮な空氣は全身に對して最も強壯剤であり、日光はあらゆる病気に對して最も安價な消毒薬である。そして「日の入る家には醫者は入らない」とは眞に名言である。近時の都市



生活は、これ等の點に就ては洵に遺憾な所が多く、殊に我が邦に於ける乳兒の死亡率は、都市にあつては實に夥だしいのである。それで極端な論者は、都市は人間の墓場である。とさへ叫んでゐる。然かし私達は徒に都市生活を呪ふべきではなく、却つてこれ等の缺點と戦ひ、これに打勝つことに全力を込めなければならぬ。そして、都市の家庭生活に田園味を取込むこ

子供本位の住居

意
運動に就ての注

との如きも、確に最も有效な一方法である。少なくとも、子供本位の立場から住居を選定するといふことは、私達が兒童に對して負つてゐる一つの義務であると覺悟しなければならない。

五、運動 嬰兒を強いて立たせたり無理に歩かせたりするのは、良くないことである。匍ぶのも立つのも、歩くのも又動くのも、孰れも皆身體の發育につれて自ら上達するものであるから、この自然の進みを飛越えてはならない。唯、出來る限り廣い運動の場所を提供し、且危險の虞ある物を取除き、そして彼等を思ふがままに活動させるのがよい。勿論年齢の長ずるに隨つて、その發育に相應した運動を課し、且成るべく身體各部の調和的發達を圖るべきである。或局部に偏した運動ばかりを課したり、又は運動が過度に流れたりするのは、何れも却つて有害である。そして、休息の大切なのは毫も運動の大切なのに譲らないことをも忘れてはならない。

第三節 經 驗

兒童の經驗

經驗の意義 児童は、心身の發育につれて、その自然の生活に於て絶えず試行錯誤等をなし、かくて種々の知識を得、様々の技能を練るものである。これが兒童の經驗である。

早教育の利害 児童の極めて幼少な頃から、學校の如き教育を加へやうとするのが、早教育である。その主張する所を見ると、兒童には成るべく早くから知識・技能に對する愛を目醒ませ、且これに関する批判の力を發揮させるがよい。さうでないと、不良の感化に染んで天稟の素質を害ふに至るといふのである。これは確に眞理を含んでゐる。然かしその方法として、學校の如き教育を加へやうとするのは、早計に失するのみならず、却つて心身の發育を害する虞もある。幼兒には、その心身の發育に應じて自然の經驗を積ませ、そ

早教育の弱點

の間に言語を收得させ、價值判断を練らせるがよい。幼兒の經驗は遊戯をなし、玩具を弄び、童謡・童話を聞く間に、自ら積まれる貴い收穫である。

遊戯の價值

遊戯 遊戯は本能の發現で、兒童の自然の生活であることは、前に述べた所であるが、その教育的價值は甚だ大きいものである。先づ遊戯は、兒童の自發活動によつて運動の衝動を満足させるものであるから、身體各部の働きを進め、健康を増し、心情を快活ならせる。次に遊戯は、自發の活動であるから、兒童はその中に感覺・知覺を働かせ、記憶・想像を練り、又種々の感情や意志をも働かせて、自ら知識と技能とを修練することが大きい。又遊戯は旺盛な活力の自由の發現であるから、兒童天眞の個性がそこに活躍し、これによつて品性を陶冶するのに適する。その上共同遊戯にあつては、彼等の社交性摸倣性等を満足させて、協力互助の習慣をも養ふものである。そ

れ故に、遊戯の指導にはこれ等の諸點を考へ、その種目の如きも、差支の無い限り兒童の自選・發案を許し、然かも一方に偏しないやうに注意し、殊に幼兒に就ては、父母も時々その仲間に入るのは、子供等を大悦させるだけでなく、親達を若返らせる途でもある。

玩具 多くの遊戯には、玩具がその附物であつて、それが又幼兒の生活を一層賑かならせるものである。玩具には運動の働きを促すもの、感覺の練習に適するもの、美情を養ふもの、徳性を進めるもの等多種多様であるが、これが選擇には細心の注意を要する。警視廳の調査によれば、左に舉げるものは危険である。

花火 燃える時水銀の蒸氣が出るから、室内で燃すのは毒である。

わらひぐすり 人中で臭い匂をさせて笑ふ薬で、有害な硫化アムモニアを含んでゐる。

煙草パイプ 化學作用で鹽化アムモニウムの瓦斯が出るもので、これ

玩具の價值

れ故に、遊戯の指導にはこれ等の諸點を考へ、その種目の如きも、差

危険な玩具

を吸ふのは有害である。

剝製品 その腹の中に亞砒酸が塗つてあるから、玩弄品にするのは毒である。

ゴムハウヅキ・ゴム風船 口の中に入れると咽喉を塞いで窒息させる虞がある。

童謡 童謡はお伽の部屋から生れたといふ通り、凡そ子供のある所子守唄の無い所がない。然かもその起りは至つて古いもので、子守唄こそ、歳を持たない地上の天使である。我が邦で今日知られてゐる最も古い子守唄は、平安朝時代のもので、それは、

遊びをせんとや生れけん、戯れせんとや生れけん、

遊ぶ子供の聲きけば、わが身さへこそゆるがるれ。梁塵祕抄といふのであつて、素朴な兒童觀が優雅な言葉の中に漂つてゐるではないか。次に各地方の子守唄を七つ八つ舉げる。

子守唄

ころころ小山の小兎は、なぜにお耳が長いの。母ちやんお腹にゐた時に、椎の實櫃の實たべたので、それで、お耳が長うござる。

〔關東地方〕

ねんねあそばんせ、お寶や。あすはこの子の誕生日。赤飯たいて、とと焼いて、お箸はなに箸、柳箸。〔中部地方〕

ねんねしな、鐘が鳴る。夢の浮橋とんとん、行けば龍宮の乙姫が坊やの来るのを待つてゐる。〔東北地方〕

ねんね、おねんね、おねんねよ。坊やはよい子だ。ねんねしな。坊やのお守はどこへいた。あの山越ゑてお里へいた。お里のお土産、何もろた。でんでん大鼓に笙の笛起上り小法師に、犬張子。〔近畿地方〕ねんねんころり、お休みよ。おめめをつぶつて、歌きいて、里のお守の歌きけば、私の父さん馬曳きて、日につく毎日町通り朝の出るとき月がある。晩のもどりに星が出る。〔中國地方〕

ねんねころころ、濱の石。ころころ、ころんて、どこへ行く。波にもまれて淡路嶋、通ふ千鳥の濱へ行く。わたしも行きたい夢の島。夢の島には五色濱。濱より奇麗な白い石。星よりきれいな青い石。泣けば千鳥が飛んで行く。泣かずに行きましよ夢の島。〔四國地方〕

あららん、こららん、子が泣くばい。泣かせちやおくまい、乳のませう。おちちのおねばが足らんなら、お茶かけおぶかけ進ぜませう。〔九州地方〕

これ等のどれかは、今も私達の耳の底に残つてゐる。それもその筈で、私達が母に抱かれ、子守に負はれ、或は搖籃の中に横へられて、低く優しい歌の調べに右に左に揺られながら、安い眠に就いた頃から、植付けられたものである。そして稍長すると、幼兒は自らその歌謡性を發揚して童謡の謡ひ手となり、「夕焼け、小焼け。や、かあ、かあ、

童謡の作り主

鴉」や「ほ、ほ、螢來い」や「天神様の細道」や「大黒様といふ人は」などを謡つて樂み、一層長ずると、更に進んで自ら童謡の作り主となる。そしてこれ等の經驗が、一方には言語練習の不斷の機會であり、他方には唱歌學習の自然の素地であることは言ふまでもない。

童謡 童謡の姉妹は童話である。童話と廣くいふ中には、國民童話・笑話・寓話・お伽噺・神話・傳説・歴史譚・庶物物語及び實話等數々あつて、それ等の價値にも亦それぞれの特色がある。先づ國民童話は、その結構が想像的藝術的で、愉悦の情を與へ韻律の感を高めるから、幼児の生活に對しては眞にその魂の糧ともいふべく、彼等の心情はこれを榮養として自然に生長するものである。次に笑話は、概ね無邪氣な滑稽と奇智とをその内容とし、然かも輕快な談笑の裡に親切な諷刺と比喩とを宿させてゐる。これ等は、興味が主で教訓は副であるが、それに反して教訓第一興味第二のものともいふべきは

國民童話

笑話

寓話 寓話である。殊にその擬人法は、幼兒の性情によく投合するから、巧にこれを使つて教育の效を擧げるに適する。お伽噺に至つては、さながら夢の如くに淡く、花の如くに美しい幼兒の生活に、最も適はしい詩の國を開き、頗る樂しい藝術の繪巻を展べるものといつてよい。神話・傳説も亦共に幼兒が自然に逍遙すべき純眞な天地を與へて、そぞろに祖先の生活の意義を味はせると同時に、大きな憧れの翼を遠い太古にまで延ばさせる。殊に歴史譚が、國民的の自覺を強めて民族的の感激と誇りとを高める偉力に至つては洵に大きいものである。これを聽く時、幼兒がいかにその小さい胸を躍らすかは、彼等の眼が愉悦の情に燃え、彼等の顔が歡喜の光に輝くのを見ても判かる。庶物物語は、自然界に對する知識の愛を目醒ませ、生物の生活と運命とに關する理會を與へる外、幼兒の觀察を練り、注意を深くすることが多く、實話は、幼兒の心情を感奮させて向

實話

庶物物語

歴史譚

神話傳説

お伽話

上の途に進ませるのみならず、思慮を綿密にし、知見を豊富にさせる効も亦大きい。そして、これ等の全體を通して、児童が^オ自らに経験する所のものは、實に言語の收得と價值判断の基調を練ることと



第五十八圖の
説明
イ、五歳児のも
ロ、六歳児のも
ハ、七歳児のも

第十九章 第五十九圖 創劇



第五十九圖の
説明
米國シカゴ市の
小學校第五學年
の児童が歴史で
學んだ戦争の有
様を遊戲に演出
してゐる所であ
る

て、彼等が他日學校で更に國語を學び、修身を學び、歴史や地理や理科を學ぶ基礎は既にここに養はれる。

兒童畫・兒童劇　児童の經驗が受身的に成立つとばかり思ふならば、そは大きな誤である。却つて児童は、自分の生活を表現することによつて、その経験を積むものである。幼兒の藝術的表現が即ちそれで、これは彼等が自分を對象の中に寫して、自らその姿眺める働きともい

ふべく、児童畫・児童劇は就中その著しいものである。そして、かく打開された幼兒の藝術の世界は、彼等の趣味を養ふ場面たると同時に、又學校に於ける圖畫や手工の學習の舞臺に續く花道である。

第四節 訓練

訓練の意義 訓練とは、讀んで字の如く児童を訓へ練ることで、これ亦教育の重要な仕事である。そしてその任務は、児童の躬行實踐を導いて、その品性を陶冶するにある。

家庭と訓練 家庭は訓練の自然の場所である。即ち家庭が健全であれば、それが児童の生活に平和と安靜と秩序とそして穩かな自制とを持來たして、自らに彼等の品性を陶冶する。これに反して紊亂した家庭では、児童の訓練にいかに骨を折つても、到底その效が舉がらない。これは、かの不良兒が、多く紊亂した家庭の所産である

のを見ても判かる。それ故に、圓満な家庭を造ることは、児童訓練の根本である。

殊に我が邦は、昔から家族制度の理想的に發達してゐる邦であつて、家系を尊び家風を重んずることは、我が社會組織の奥底に深く根ざした特質である。大伴家持が

しきしまや大和の國にあきらけき

名に負ふとの緒心つとめよ。

と歌つたのも、戰國時代の武士が陣頭に立てば、名乗を上げ、祖先と自分の名を告げて決闘したのも、皆この信念の雄々しい發露である。即ち、祖先を崇めて家名を輝かすことこそ、私達日本民族の血汐に流れてゐる麗はしい至情であつて、これをおし擴げると忠君愛國の精神となる。隨つて、家族精神の養成は實に國民精神涵養の大切な途である。そして、祖先を崇び、神佛を敬し、敬虔の念を養ふこと

も家庭の重要な任務である。

訓練の方法 訓練の方法には色々あるが、次にその主なものを擧げる。

訓練の諸方法

一、示範 躁を以て範を示してこれに倣はせることを示範といふ。示範は児童の注意を惹き易く、その情意を陶冶することも甚だ深い。但し實行の範は、故意に行ふ一時的のものではなく、人格の自然の發露として常に渝らないものでなければならない。

二、命令・禁止 意志を明示してこれに服従させることを命令・禁止といふ。命令・禁止は合理正當で、児童が實行出来るものでなければならぬ。そして成るべく簡単明瞭なのがよい。

三、訓諭 先づ希望を述べて児童の考慮反省を促し、彼等をして發意的に實行に就かせる途を取るのが、訓諭である。然しかし訓諭は必ずしも説得を遂げるのがその趣意ではなく、児童の發意を促すの

がその要領である。それには眞によく彼等を理會し、彼等に對する思ひ遣りが十分になければならない。

四、懲罰・示範・訓諭 もその力がなく、命令・禁止もその效を奏しない場合には已むを得ないから懲罰を加へる。即ち懲罰は、唯苦痛を感じさせる爲ではなく、これによつて將來を戒め非行を矯めさせやうとするものである。

雪の竹叩くも慈悲の一つかな。

とよみ

憎しとて叩くにあらず笹の雪。

と詠じた俳句の心こそ、味ふべきものである。

五、褒賞 懲罰が児童の不快の情を利用して過を改めさせやうとするのに反し、彼等の快感を善導して向上を勧めるものが褒賞である。幼兒には、褒めて勵ますことが利き目が最も多いものである

から、賞は罰に比べて幾分多いのが當然である。けれども濫賞に流れてはならない。濫賞は却つて賞の效力を減殺する虞があるからである。

児童を本統によく理會する必要

方法の活用 以上述べた諸の方法は、児童の個性に應じて手心を加へ、極めて適切に活用されなければならぬ。元來子供は伸び伸びと育つべきものであるのに、親は子を思ふ餘り、とかく世話を焼き過ぎる傾がある。それが爲最も温かるべき筈の家庭教育が頗る冷たいものとなり、子供は唯物言ふ人形となつてしまつて、屢々親の期待を裏切る。過ぎたるは及ばざるが如し。」とはこれを言ふので、確に家庭教育の破産である。寧ろ餘り細かいことに世話を焼くよりは、眞に彼等を理會することこそ大切である。兩親も揃ひ、物質的にも恵まれた家に生れながら、不良になつた少年の告白の中に、父も母も本統に私を理會してくれなかつたから、かうした者に成りま

した」といふ言葉がある。無論子供も悪いのであるが、然し親の方でも、子供に對して本統の理會を有つといふことが、いかに大事であるかをしみじみ感じさせられる。そして本統によく子供を理會し、思ひ遣りの十分にある親に取つては、「氣を付けよ手を付けな」といふ諺こそ、却つて家庭訓練の秘訣である。要するに、方法は單に方法として器械的に動かされるのではなく、理會を有つた親の眞心の籠つた力として働かされなければならないものである。

十分な思ひ遣り
の必要

第五篇 幼稚園教育

第一章 幼稚園及び託児所

幼稚園の起原

第十六圖 フレーベル



幼稚園の意義 幼兒には、家庭がその自然の教育所であり、母がその最良の教師である。けれども家庭には、職業その他種々の關係があり、母にもそれぞれ他の仕事もあり、幼兒の教育に全力を込め難い事情のものが少くない。そこでこれが補助機關として、特に幼兒を教育する場所が出來てゐるのが、即ち幼稚園である。幼稚園とは、幼兒が嬉遊する所であるの

第十七圖 モンテソリーリ



と、彼等の發育が園樹に喩へるべきとによつて、その開祖獨逸のフレーベルが呼び始めた名稱である。近時伊太利のモンテソリーリ女史も亦力を幼稚園の改善に盡し、その影響を受けて幼稚園教育の方法は、ここに一大躍進を見るに至つたのである。

託児所の必要

託児所の意義 社會の生活が日に繁劇を加へた今日、殊に都會の地にあつては、父母共に朝から晩まで外に出て、勤務に又は勞役に就かなければならぬ家庭が益々多くなつて來た。かかる場合に於ては、留守の家庭に子供を残して置くのも、又父母のみない家庭に残つてゐるのも、親子共に不安でもあり、不幸でもある。そこでかう

いふ家庭に對して、晝間だけ母に代つて子供を預かつて教育を加へる場所が必要となり、又諸所に設けられて來た。それが即ち託児所である。

第二章 保育の任務

保育 保 媽

保育の意義 幼稚園や託児所に於ける教育を保育と稱し、保育を掌る教育者を保姆といふ。保育の目的に就ては、幼稚園令第一條に幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トスと示され、幼稚園幼兒の年齢に就ては、同第六條に

幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムル

コトヲ得

と示され、尙幼稚園令施行規則第一條に左の如く規定されてある。

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

保育の任務の要約 即ち保育の任務は、心身を健全に發達させる

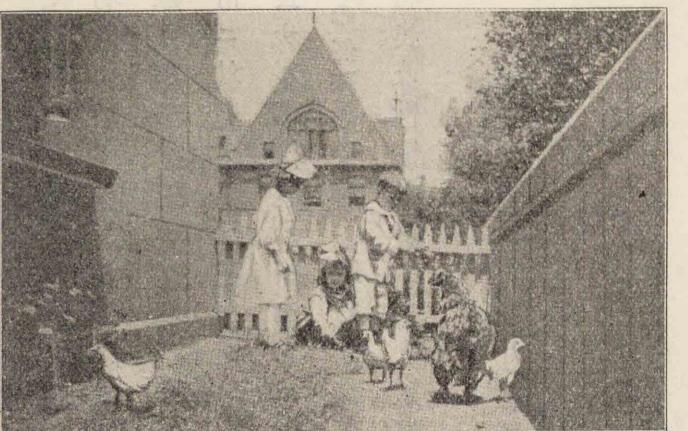
こと、善良な性情を養ふこと、家庭教育を補ふことの三點にある。

第三章 保育の方法

第一節 保育上の施設

保育上の施設で必要なものは、遊園と保育室・遊戯室とである。

第一圖 第二十六圖
市都幼稚園の兒幼が鶏を飼ふてゐる所



一遊園 遊園は、自然の保育場で、幼児の戸外生活を全うさせる樂園である。ここで彼等は、十分な日光に浴し、新鮮な空氣を吸ひ、嬉戯と觀察とを縱にすることが出来る。それ故に、花壇・砂場を設け、適當な運動機具を備へ、又成るべく菜蔬類を植え、鶏・兔等をも飼ふがよい。園藝は子供の農業で、農業といつても、無論職業を教へるのでもなければ、又強ち汗の値を知らせるのでもない。田園の謳歌者となり大地の禮讃者となる生地と趣味とを養ふ爲である。遊園は實に

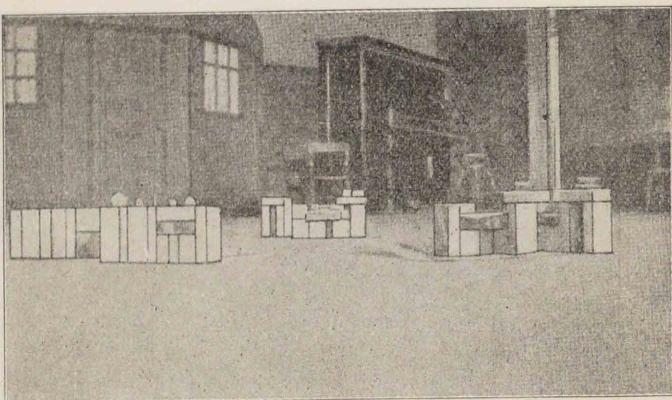
保育所の生命であつて、幼稚園や託児所に遊園の無いのは、河に水の無いのと同じい。

二、保育室遊戯室

これ等は、幼児の屋内生活を全からせる場所であるから、柔か味と温か味とを有つた快樂い所にするがよい。近時の進んだ幼稚園は、机・腰掛を並べた教室風を撤廃して、家庭風とし、プロジェクトによつて共同社会の實際生活を演する遊戯や作業、即ち子供の工業子供の商業ともいふべきものをするのに適當な設備をも加へることに努めてゐる。

第六十三圖の説明
米國シカゴ教育大學附屬幼稚園の遊戲室
*一七九頁プロセクト法参照

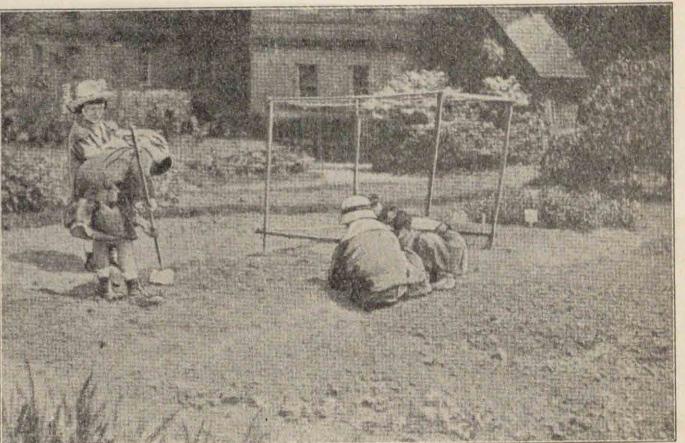
第三十六圖 近時進んだ幼稚園の設備



第二節 保育の項目

保育の項目は、遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等である。

第十四圖 幼兒の園藝



所に於ける生活の第一線に立つもので、これに自由に遊ばせる隨意遊戯と、團結して遊ばせる共同遊戯とがある。孰れにしても、危険なものや道徳上不良なものは避けさせなければならぬ。

二、唱歌 唱歌は、幼兒の歌謡性を満足させて、その心情を晴れやか

にし、兼ねて徳性の涵養にも役立つ。随つてその歌詞や樂譜は、彼等の趣味に合したものでなければならない。この意味で童謡や軍歌が適好である。但し野卑に傾き悲哀に過ぎたものは、避けるがよい。又適度の表情運動は、その自然の傾向を満足させてよいが、歌謡が多過ぎて、倦怠・疲勞の感を起させてはならない。

三、觀察 幼兒には、庶物や自然現象をよく觀察させるが

第六十五圖の

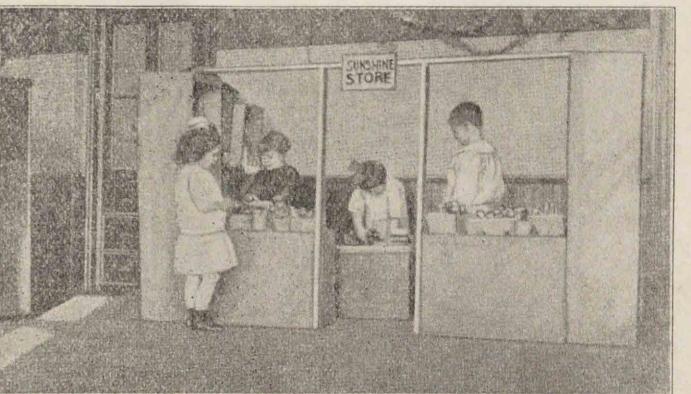
説明
伊太利のモン
テソリーラ女史
の幼稚園で幼
児が言語と共に
行動を練習し
ておじぎをしな
さい」といふの
がこの場合言語
練習の題材であ
る

第五十六圖 第
五十一圖 同時
の練習と運動と
言語の習



よい。但し、詳しい説明を加へたり理由を覺えさせたりする必要はない。却つて、論理は證明の具である。といつたボアンカレーの言葉こそ、幼兒指導者の味ふべきものである。

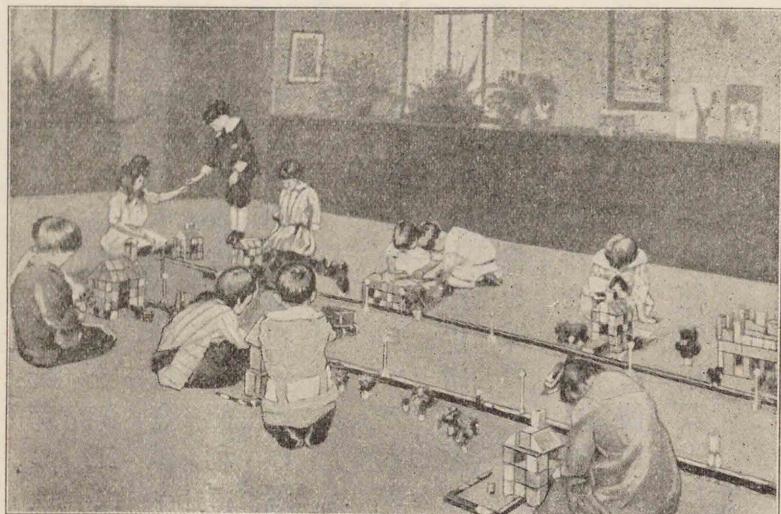
四 談話 談話も亦、幼兒が愉悦の情を以て知らず識らず話中の人となり、その間に自ら啓發される所があればそれで十分で、必ずしも常に分離して教訓を抽出するには及ばない。談話の方法には聽話法と對話法とがあり、對話法は、擬人法と結合して幼兒を行動の練習にまで導く。



第十六圖 幼稚園に於ける遊び

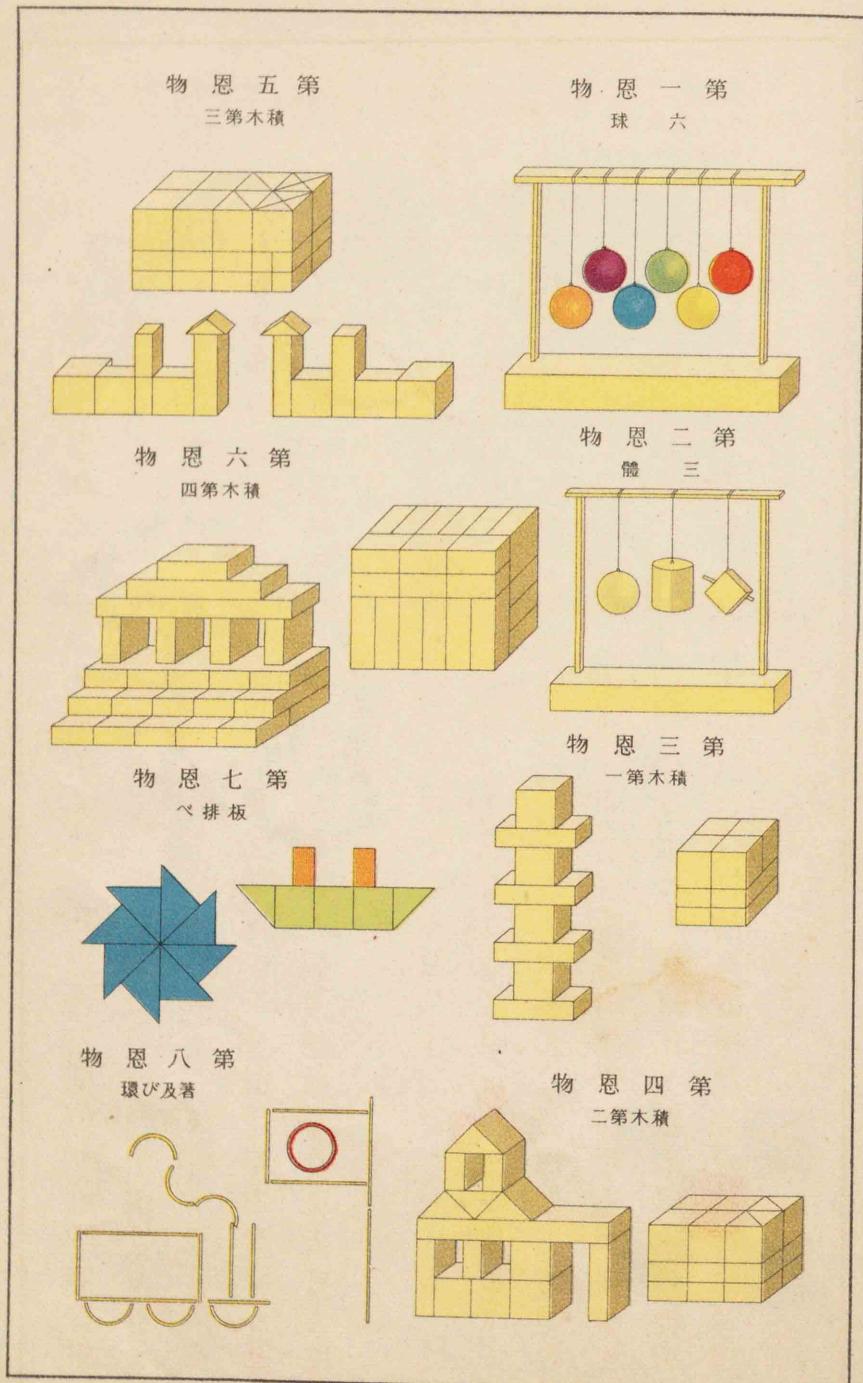
恩物
遊具

第十六圖 幼稚園に於ける遊び



五 手技 手技は、幼兒の活動性を満足させて、その自然の経験を積ませるものである。フレーベルは、幼兒の心身を練習させる爲種々の用具を工夫した。これを恩物といふ。恩物とは、幼兒に恵まれた賜といふ意味である。モンテソリートも亦遊具を工夫して感覚及び手指の練磨を圖つた。

フレーベルの恩物 フレーベルの恩物は二十種から成る。六球・三體・四種の積木板排



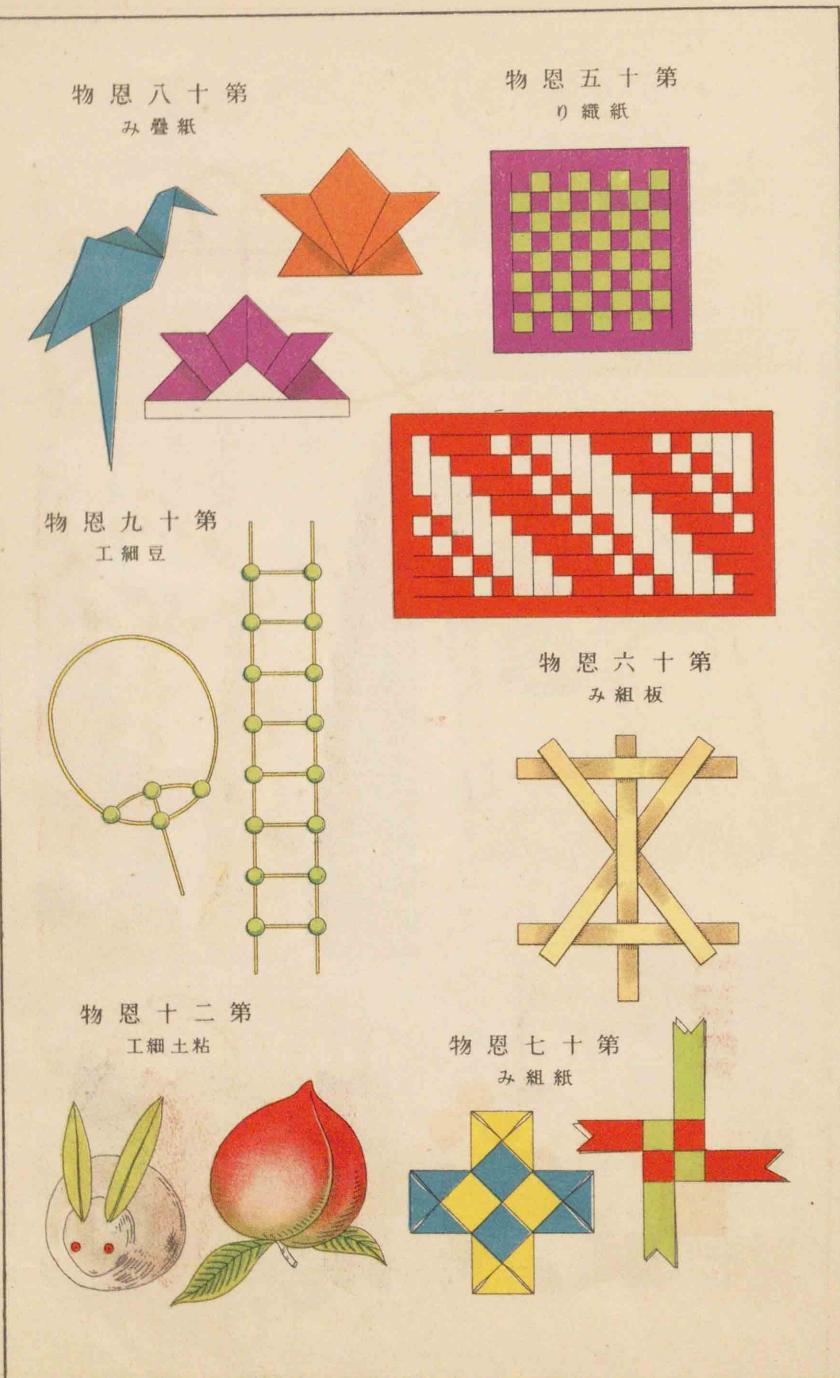
遊具の種類

べ箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し・縫取り・書き方・紙剪り・紙織り・板組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工である。この中前の十種は、そのまま玩ばせて形體の構成・破壊を試みさせるに適し、後の十種は、多様な實物の形體を表はすのに便利で、幼兒の工夫・創作の力を練らせるのに適する。通例、前者を狹義の恩物と稱し、後者を作業と呼んで區別してゐる。

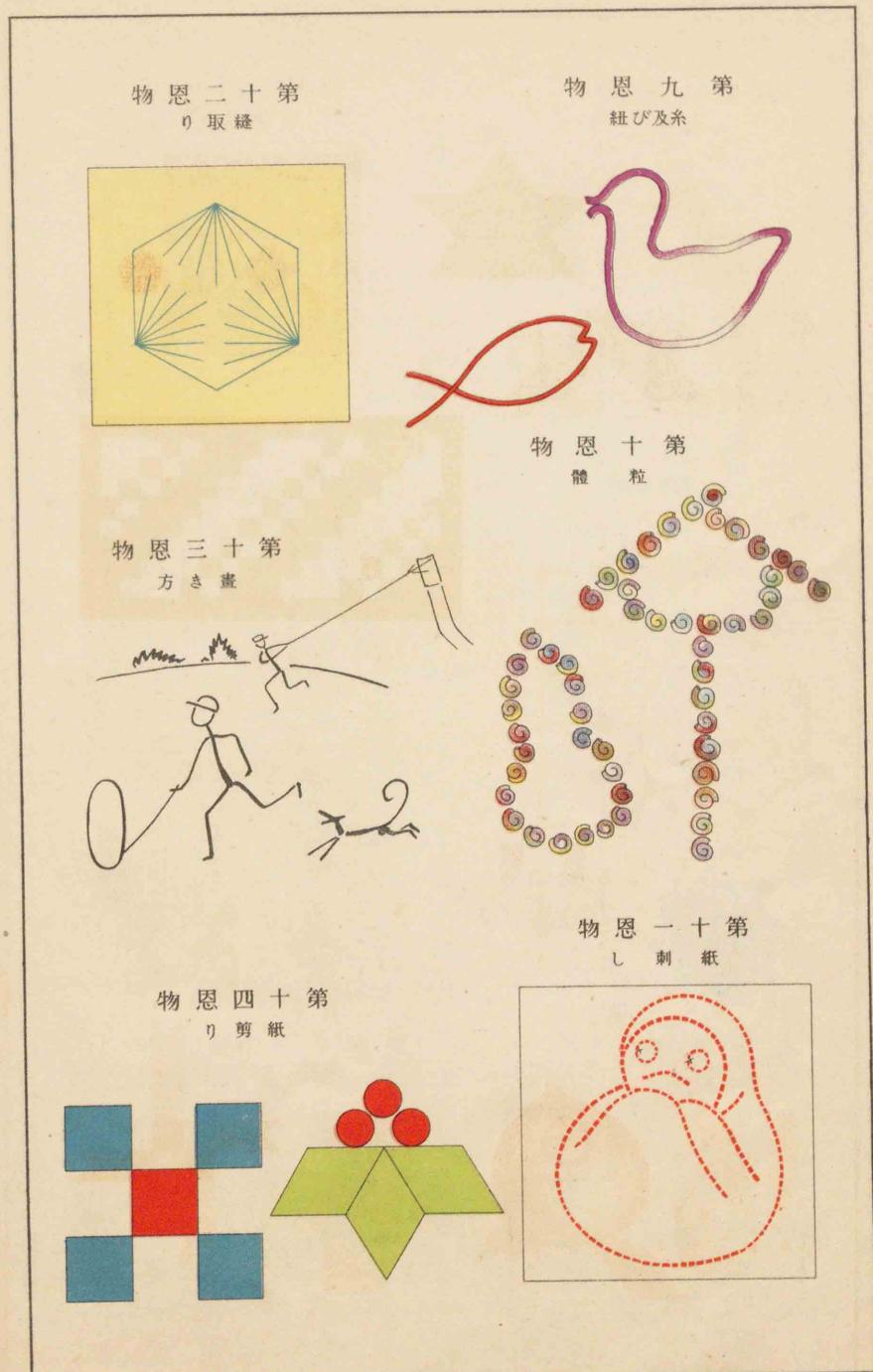
モンテソリーの遊具

モンテソリーの遊具は七種から成る。一は砂紙板で、これによつて皮膚覺を練習させる。二は輕重の木板で、これを以て重量の感覺を練習させる。三は高塔・大梯・圓柱嵌木で、視覺によつて物體の大小を識別させるに使ひ、四は幾何形木板嵌木で、幾何形狀を識別させるのに使ひ、五は絲卷排べて、色の識別の練習に供する。六は聽官の練習用具、七は紐結び・鉤掛け等の手指練習用具である。

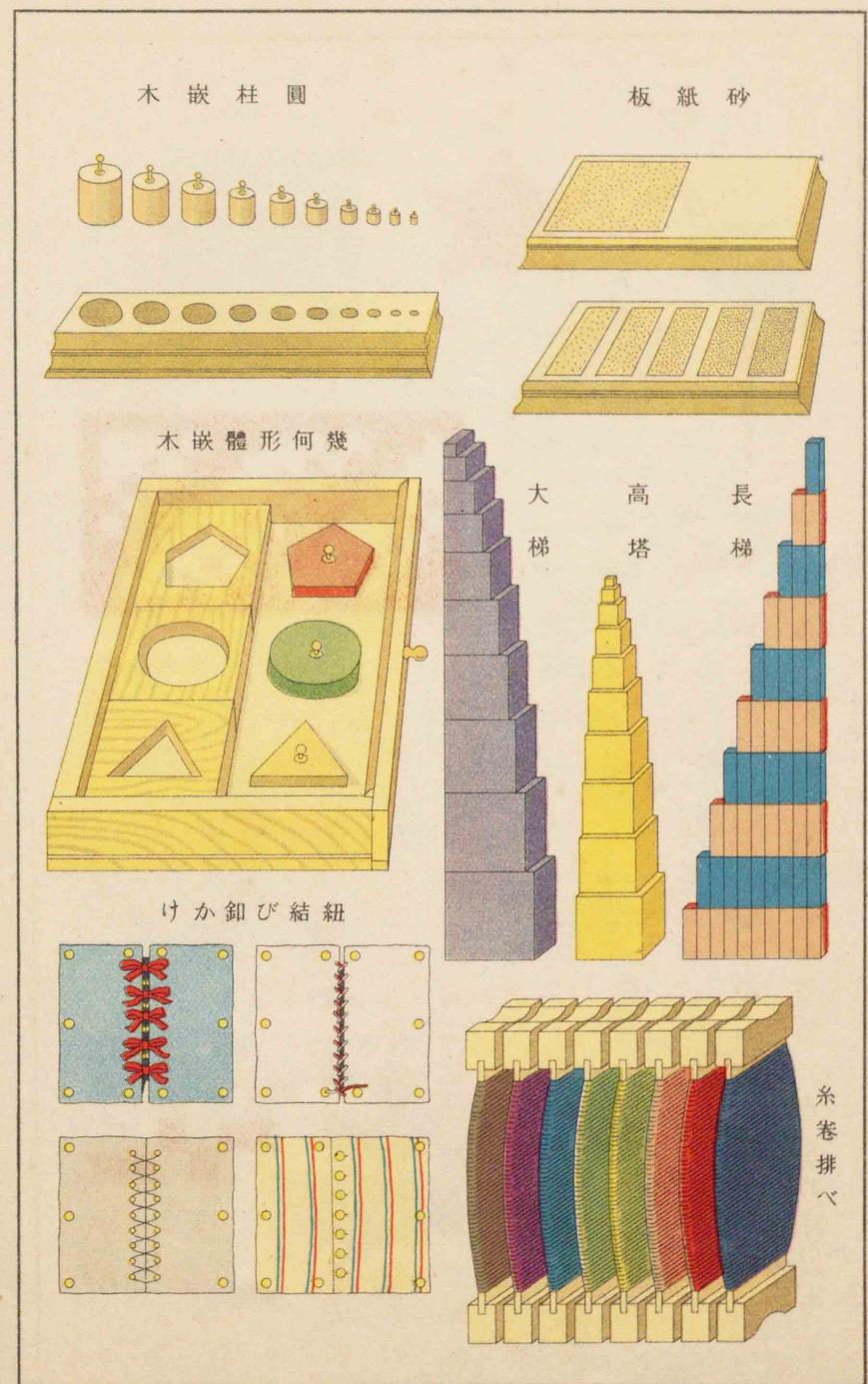
三のそ 物恩のルベトレフ 圖八十六第



二のそ 物恩のルベトレフ 圖八十六第



第十六圖 圖九十六



第六篇 學校教育

第一章 小學校教育の目的

學齡と就學 我が邦では、兒童が満六歳に達した翌日から満十四歳に達するまでの八箇年を學齡としてある。學齡とは、學に就くべき期間といふ意味で、これに達した兒童は皆小學校に入つて學ばなければならぬ。これを就學といふ。就學は、兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始を以てその始期とし、尋常小學校を卒業した時を以てその終期とする。學齡兒童を就學させることはその父兄の義務であつて、これを義務教育といふ。

小學校教育の要旨 これに關しては、小學校令第一條に

小學校令第一條

義務教育

學齡
就學

基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と示されてある。進んでこれを説明しよう。

一、兒童身體の發達　強健な身體の必要なことは屢々述べた通りである。殊に小學校兒童の身體は盛な發育の途中にあるのだから、十分な考慮を加へて、その發育を助ける方法を講ずると同時に、これを害するものを取除くのは、極めて肝要なことである。
二、道德教育及び國民教育の基礎　小學校は、國民の何れにも缺くべからざる基礎教育を施す所であるから、人格の育成を眼目とすべきである。道德教育とは、徳性の涵養、德行の練磨を指し、國民教育とは國民的の思想・感情・意志の教養を意味する。これ等の教養は、小學校だけで完成するものではないけれども、その基礎は小學校で十分に養はれなければならない。

道德教育
國民教育

普通の知識技能

三、生活に必須な普通の知識技能　兒童が生長の後は實際の生活に立つて一身一家の計をなし、國家・社會の爲に盡さなければならぬから、知識・技能を授ける必要は言ふまでもない。けれども各種の職業に適する知識技能を一々に授け、又その程度も相當に高からることは、到底小學校教育の果たし得る所ではない。小學校では、どの業務にも共通で然かも日常の生活に必須な普通の知識技能を授けることで満足しなければならない。

第二章 學校に於ける養護

保護と鍛錬　學齡兒童の身體發育の著しいことは、既に第二篇で述べた通りであつて、それは、初めて入學した兒童と卒業まぎはの兒童とを較べて見ても直ぐ判かる。即ち初入學の頃は、その身體がまだ薄弱で抵抗力も弱く、その上入學は、兒童の生活を一變するも

ので、彼等の身體の上にも影響を及ぼすことは、入學後半箇年間は、彼等の體重が殆ど殖えず、中には減る者さへあるのによつても判かる。それ故に、彼等に對しては保護を主としなければならない。けれども今も述べた通り、兒童の身體は、學齡期間に於て目醒ましい發育を遂げるものであるから、それに應じて、次第に適當な鍛錬を加へることも亦極めて必要である。かくの如くにして、兒童は他日劇しい生存競争にも堪へ得る丈夫な身體の持主となることが出来るのである。

學校衛生 それ故に、學校衛生は設備上・教授上・運動上の三方面から絶えず周到な注意を加へる。設備上の衛生とは、校地・校舎・校具は勿論、教室の通風・採光・暖室・清潔法等をいひ、教授上の衛生とは、學習時間と休憩時間との割合・疲勞・姿勢・座席の關係・文字の大さ等を含み、又運動上の衛生は、服装・體操・遊戲・競技・遠足・登山・水泳・氷滑等に亘る。

らなければならぬ。

學校に於ける疾病並びに治療 學校生活の境遇上から起り易い疾病が數々ある。これを學校病といふ。學校病の主なものは、脊柱彎曲症・眼疾・頭痛・消化不良・呼吸器病・神經衰弱等である。これ等に就ては學校はその原因を除去し、又家庭と相待つて十分に救治の方法を講じなければならない。

又學校は多數の兒童を收容する所であるから、傳染病の發生はその最も恐るべきことである。それ故に、これが豫防は大切である。コレラ・赤痢(疫痢を含む)・腸チフス・バラチフス・痘瘡・發疹チフス・猩紅熱・デフテリア・流行性腦脊髓膜炎・ペスト及びコレラ・ペストの疑似症に罹つた者は、治癒した後でなければ昇校することが出来ないし、これ等の病原體保有者は、その病原體が消失した後でなければ昇校することが出来ない。但し罹患後の病原體保有者で、その主要

症狀消退の時から算へて、赤痢にあつては十四日、腸チフス・バラチフスにあつては二十一日、チフテリア・流行性腦脊髓膜炎にあつては七日の期間を経過し、學校醫に於て適當と認める處置をした者は、この限りではない。又百日咳に罹つた者は特有の咳嗽消失したもの、癪疹に罹つた者はその主要症狀消退後七日を経過したもの、流行性耳下腺炎に罹つた者は耳下腺の腫脹消失したもの、風疹に罹つた者はその痂皮全部脱落したものでなければ、何れも昇校するこことが出来ない。肺喉頭その他の機關の開放結核・癩・トラホームその他の傳染性眼炎・疥癬その他の傳染性皮膚病に罹つた者も亦、治癒した後でなければ昇校することが出来ない。但し肺喉頭の開放結核以外のものでは、學校醫に於て適當と認める豫防處置をした時、又は病況によつて傳染の虞がないと認めた時はこの限りではな

年齢 要項	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
就寝時刻	8	8	8	8	9	9	9	9	9½	10	10	10
起床時刻	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6½	6½
睡眠時間	11	11	11	11-10	11-10	10	10	9½	9	9	8½	8½
股衣着 衣面に 洗する 時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食事及びこ れに伴ふ休 憩時間	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
遊戯及 び自由 時間	6	6-5	5	4-3	4-3	3	3	2½	2½	2½	2½	2½
學校家庭 に於ける 時間	2-3	3-4	4-5	6	6	7	7	8	8½	8½	9	9
作業時間	1-2½	2-3	3-3½	4	4	4-5	*-5	5	5	5	5	5
學校に於 ける着席 時間	½	1	1½	1½	1½	1½	2½	2½	2½	3½	3½	3½
家庭に於 ける豫習 復習時間												

* は一週間の中三日は4宛他の三日は5宛とするのである

い。又法定の種痘は必ずこれを完了させなければならない。

身體検査

兒童身體發育の情況、疾病の有無、その他身體に關する諸般の事情を明かにして、その改善の途を講ずることは、教育上極めて重要である。それ故に學校では、法令の規定によつて、毎年四月兒童の身體検査を行つて、教育上の參

考とし、又その結果を児童に知らせて自覺を與へ、且速に父兄にも示して児童教養上の参考に供する。

學齡児童の時間表 前頁に、衛生上から割出した學齡児童の時間表を掲げた。これは、孰れの邦でも標準とされてゐるものである。
養護の特別施設 學齡児童特に身體虛弱な者の爲に、林間學校・戶外學校・休暇聚落・船上學校・天幕學校等特別の施設を講ずることは、歐米諸國では極めて盛であるが、近時我が邦にも次第に多く行われて來た。これは實に児童養護上の新福音ともいふべく、益々それを發達させなければならぬ。

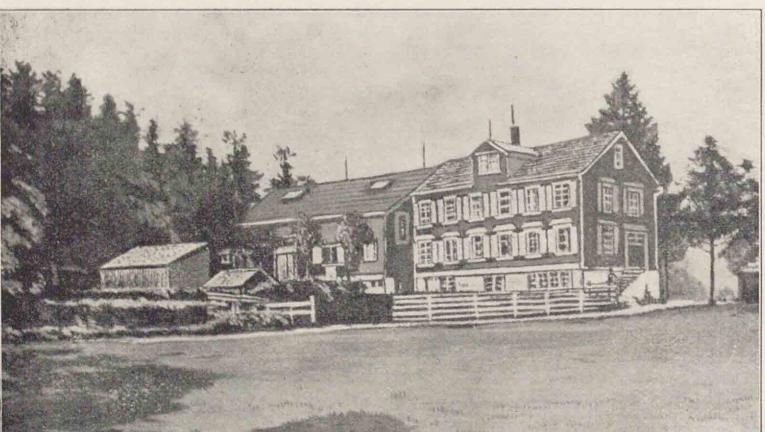
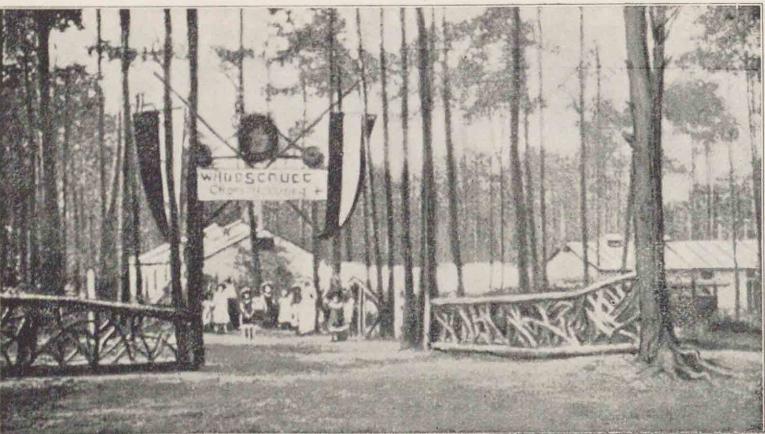
第三章 教授

第一節 教授の任務

獨逸に於ける最初の林間學校
〔入口及校舎の一部〕

瑞西に於ける最も有名な休暇聚落の
滯留所
〔正面から見た全景〕

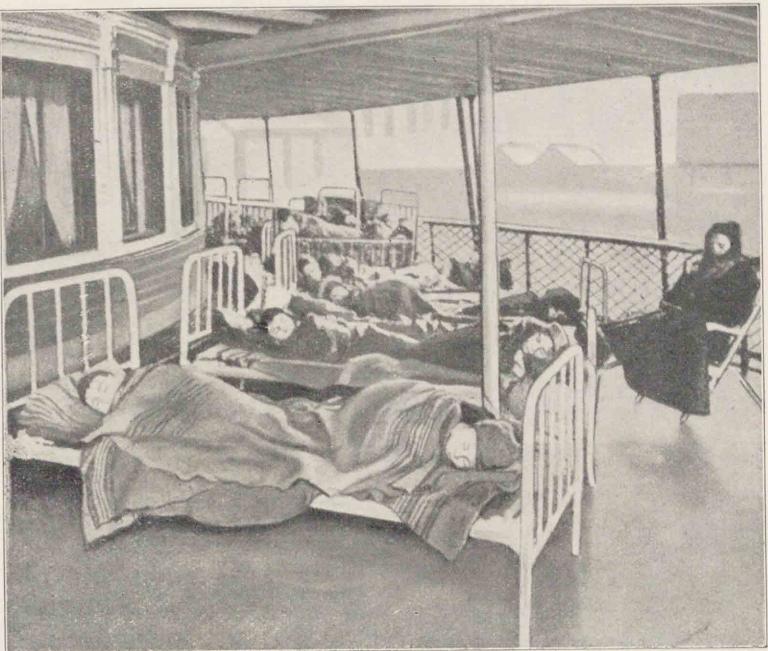
英國に於ける戸外學校
〔學習時間〕



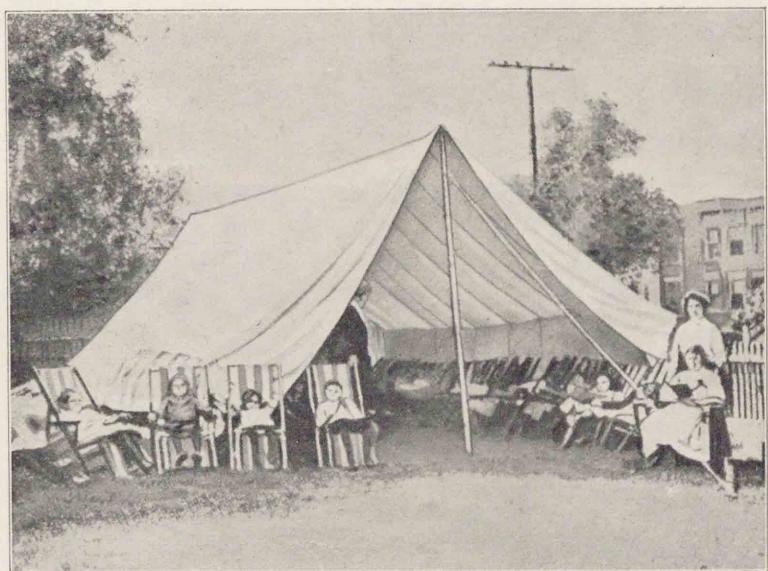
一のそ 設施別特の護養るけ於に米歐 圖十七第

二のそ 設施別特の護養るけ於に米歐 圖一十七第

米國に於ける船上學校 [休養時間]



米國に於ける天幕學校 [學習時間]



教授の任務

教授の意義 教授とは道徳・知識・技能を教へ授けることで、教育の重要な仕事の一つである。そしてその直接の任務は、児童の理會を導いて、その経験を擴充させる爲に、文化財を提供することである。尤も教育の目的たる人格の育成は、知能の啓發だけでは達せられないから、教授は情意の涵養をも圖らなければならない。約言すれば、教授は教育の目的たる人格の育成を全うする爲に、文化財を提供する仕事であつて、普ねく認識・感情・意志の諸方面に亘るべきものである。

教授の目的 人の意識は、文化財に直面してこれを理會する働きを營み、又文化財は人の意識に影響してこれを陶冶する力を有つてゐるから、人格の育成は、廣義の教育に於ても全く行はれない譯ではない。児童が家庭で自然に種々の経験を積むのも、それである。けれども人生は短かく、然かも文化財は廣大である。そこで狹義の

教育に於ては、この陶冶を最も有效に遂げさせる爲に、教師が文化財を提供して適切な指導を與へ、児童の學習を進めさせてその理會を一層確實に働くので、これが即ち教授である。それ故に教授の目的は有效な陶冶、確實な理會にあるといつてよい。

實質的陶冶と形式的陶冶 教授の目的に就て從來二つの見方がある。一つは、文化財を成るべく多く提供して、それを收得させやうといふのであつて、これを實質的陶冶といふ。今一つは、寧ろ心意の働きを成るべくよく練磨させやうといふのであつて、これを形式的陶冶といふ。けれども、これ等は所謂楯の兩面に過ぎない。確實な理會を全うするには、心意をよく練磨することが大切であり、又有效な陶冶を遂げるには、多くの文化財に面接する必要がある。それ故に、この兩面は調節されるべきものであつて、決して一方に偏してはならない。

實質的陶冶
形式的陶冶

教授の任務の要約 これを要するに、小學校に於ける教授は、適切な指導を與へて児童の學習を進めさせる仕事であつて、その目的は、實質的陶冶と形式的陶冶とを調節して有效な陶冶、確實な理會を遂げさせるにある。

第二節 教科課程とその實施

教科課程 児童に提供する爲文化財を具案的に組立てたものを教科課程といひ、その内容を教材と稱する。小學校の教科課程表は、小學校令施行規則に示されてある。

教科目 現行小學校の教科目は次の如くである。

尋常小學校 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操とし、女兒の爲には裁縫を加へ、土地の情況によつては手工を加へることが出来る。

尋常小學校の教科目

高等小學校の教科目

高等小學校 修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業
〔農業・工業・商業の一科目又は數科目〕とし、女兒の爲には家事・裁縫を加へる。又土地の情況によつては外國語その他必要な教科目を加へることが出來、且それを隨意科目とすることが出来る。

教科用書 教授の事項を順を追つて挙げ、教授・學習の實際に直ぐ使へるやうに書述べたものが教科用書である。教科用書に教師用と兒童用とがあり、教師用書には教授に必要な事項が挙げられ、兒童用書には兒童が學ぶ事柄が纏めて述べてある。

日課表 日課表とは、各教科目の毎週教授時數に應じて毎日の教授時限を配當したものである。各教科目の毎週教授時數は、教科課程表に規定され、且土地の情況によつて多少の加除は許されてあるが、一日中の配合は、教科目の性質・兒童心身活動の實況等によつ

教師用書
兒童用書

合科的取扱 機宜の變更

て適宜に安排しなければならない。その上最低學年では合科的取扱も出來るやうにし、又場合によつては二时限を通して同一の學習を繼續させる等、機宜の變更は、規定に觸れない限り、教師の運用に委ねられてゐる。

教授案・指導案 教科用書・日課表等に基づいて、實地に取扱はれるべき教授・指導の計畫は立案される。これを教授案・指導案といふ。

第三節 學級の編制

學級學校では、心身發育の略同一程度にある者を集めて同一學年に組織することになつてゐる。そして、一人の教師が一教室内で同時に教授する兒童の群を學級といふ。

學級編制の種類 普通は、同一學年の兒童を一箇若しくは數箇の學級に組織するもので、これを單式編制といふ。けれども又、相異なる

複式編制

二部教授編制

單級編制

つた二箇學年以上の兒童を合せて一學級を組織することがある。これを複式編制といふ。時としては全校の兒童若しくは一部の兒童を一日の中前後の兩部に分けて教授するものもあつて、これを二部教授編制といひ、又全校の兒童を單一な學級に組織することもあつて、これを單級編制といふ。

學級數・兒童數

一學級の兒童數は、尋常小學校では七十人。高等小學校では六十人を限度とし、特別の事情があれば各十人までを増すことが出来る。又一學校の學級數は、二十四學級以下とし、これを超える時には、府縣知事の認可を要する。これは兒童數でも學級數でも、餘りに多いと教育の徹底を妨げるからである。

第四節 學習と指導

學習の意義 學習とは、生物が環境に順應する爲その經驗を擴充

家庭での經驗と

習教授と一生の學

する働きである。兒童は、自然に恵まれた伸びて行かうとする心身の力を有つてゐる。この力がその魂の糧ともいふべき種々の文化財を取り入れ、自らその經驗を大きくして生長し行く所に生ずる活動が、學習である。それ故に、學習は學校に入つて教授を受けて後始めて生ずるものではなく、家庭で經驗を積むのも實に學習の芽生えである。これと同時に學校が済んだから學習が済んだのだとは決して言へない。却つて學校に於ける教授は、一生に亘つての學習の土臺を築くものである。

學習の自然の姿 學習が自然に行はれる姿には様々ある。先づ試行錯誤がその一であり、摸倣がその二であり、遊戯がその三であり、疑問がその四である。まだ外にあるが、主なものはこれ等である。そして兒童に於けるこれ等の働きに就ては、第三篇で述べた所であり、これ等によつて兒童が既に家庭に於ても經驗を積む有様

は、第四篇で明かにした通りである。

指導の意義 かくの如く、児童の學習は自然に起るものではあるけれども、それを有效確實に進めさせる爲には、教師はこれを適切に導かなければならぬ。それが即ち指導である。

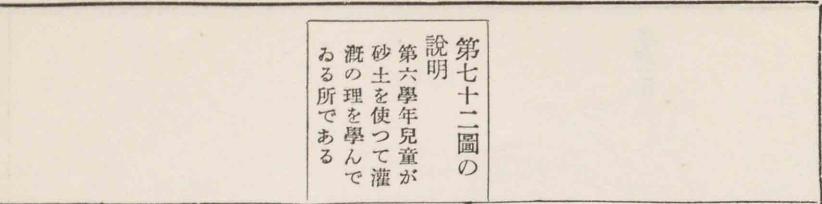
有效確實な學習の所由 これに就ては色々の見方がある。次にそれを述べやう。

興味 その一つは、興味を重んぜよといふ考である。興味とは、心が引付けられた適意の有様であるから、學習には大切なことである。唯、それを、觀念を收得する際に起る心の姿とだけに解すると、行動の方面を軽んずるといふ弱點を表はすのである。

努力 次は、努力を重んぜよといふ考である。學習には意志も働く以上、努力の必要なことは言ふまでもない。けれども、恰も馬を強いて水邊に連れ出すことが出来ても、飲まふとしない馬に強いて水

を飲ませることは出來ない如く、自ら問題を解決しようとする考に伴はない努力は、唯、學習へ無理押しする力となるだけである。

プロジェクト法 そこで擡頭したものがプロジェクト法である。これは、教材を自己に直面する必要な問題として、児童自らに解決させようとする方法で、社會の實際生活から問題を取つて、それを攻究する計畫を自分で立て



第十一圖 ジェロブトクエジロト法による地理教習

第七十二圖の
説明
第六學年児童が
砂土を使って灌
溉の理を學んで
ゐる所である

て、實演的にそれを調べて行くやうに兒童を導くのである。隨つて文化財と兒童の生活との間に直接の交渉が開けて、生きた経験が積まれるから、これは學習の眞の意味に觸れたものといつてよい。けれども、この法に於ても、兒童が自ら學ぶといふことこそ、その成否の岐かれる最も大事な決勝點である。

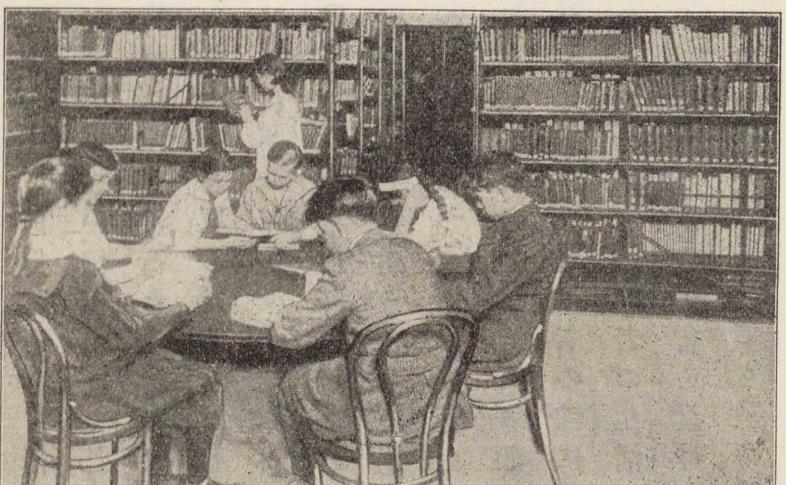
學習室

第十七圖 パーカー・トス



ドルトン案 この兒童の自學といふことを骨子とするものがドルトン案である。これはパーカースト女史の考案で出來たもので、自由と共働とを重んじ、多くの参考書類・實物・標本・繪畫・模型その他必要な一切の資料を備へた學習室を設け、兒童はここで教師の掲げた指導案に基づいて、自學自習をするのである。これは自學自習を重んずる點

第十七圖 于けりる自学



で、確に一生面を開いたものではあるけれども、然しかし大體に於て高學年又は中等以上の學校では行へるけれども、低學年には實施の難かしい所がある。この點に於ては、ウインネット組織の方がより多く適する。

ウインネット組織

トン案と同じ泉から湧いて稍異なつた方向に流れたもので、先づ學習の目標を定め、その進歩を吟味するにはテストを使ひ、又學習の方法に於ては、自ら

學んで行くこと、自ら訂正して行くこと、及び自ら治療して行くことの三つの仕事を、絶えまなく且秩序正しく押進めて行くのである。これは、自學の途行きとしては最も進んだ仕方である。然しかし、唯、自學の途行きを取るだけでは、有效な陶冶を遂げるのにはまだ十分ではない。

體驗
理會

體驗と理會 ここに肝心なことは、體驗と理會といふことである。體驗とは、伸びて行かうとする倦みない力が、刻々に積む内面的直接的な經驗であつて、この體驗を通して意識は漲り高まり、知識でも、技藝でも、それは恰も浮彫の如くにくつきりと浮び出る。かくの如くにして、教材は學習者の魂に生きて、温かい血汐の通つた理會が營まれる。そして學習者の生活は伸び、その世界は擴がるのである。かかる體驗、かかる理會を遂げさせるには、唯、自學を奨めるだけでは飽足らない。どうしても、教育愛に満ちた教育信念の籠もつた

教師その人の精根一杯の指導が要るのである。

第五節 教授の方法

單元

豫備段の要領

教授の段階 教授を實際に行ふには、先づ教材を適當に分節しなければならない。かく分節された教材を單元又は題材と呼ぶ。教授の段階とは、一つの單元に就て兒童の學習を指導する順序であつて、次の如くに分けるのが適當である。

一、豫備 これは、教授の仕事の出發點で、兒童に學習態度を十分に整へさせる足場である。この段の要領は、問題を兒童の現前に構成して、その學習の動機を遺憾なく喚起させることである。

二、教授 これは、教授の仕事の中堅であるが、その教材が知識であるか技能であるかによつて、多少その趣が違ふ。知識の場合には、判断を正確にさせて、啓發を十分にさせなければならぬし、技能の

教授段の要領

整理段の要領

場合には、手本を示して實習をさせ、又は工夫を凝らせて考案をさせるのが、その要領である。

三、整理 これは、教授の仕事の仕上ともいふべく、收得した知能を反省し、整頓し、應用し、訂正して、體驗を全うさせ理會を十分にさせるのがその要領である。

段階の活用 教授の段階は、大體の標準を示した共通の模式であるから、兒童の程度と教材の性質とによつて、適宜斟酌して活用すべきである。教師は段階を使ふべきもので、決して段階に使はるべきものではない。

教授の様式 段階は、教授が進められる順序であるが、様式は、教授が行はれる情態であつて、これに教様・教式の兩方面がある。

一、教様 教様には、傳達教様・輔導教様・自學教様の三種がある。教師が能動の位置に立つて兒童が被動の情態にあるのを傳達教様と

傳達教様

輔導教様

自學教様

示教教式
示範教式
講話教式
問答教式

いひ、教師と兒童と交々活動するのを輔導教様といひ、兒童が専ら能動の位置に立つて教師がこれを監督し若しくは質問に應じて指導を與へるのを自學教様といふ。

二、教式 教式には示教教式・示範教式・講話教式・問答教式の四種がある。實物・實況・繪畫・標本等を指示して觀察させ思考させるのが示教教式であり、模範を示して摸倣させ練習させるのが示範教式であり、話述して説明するのが講話教式であり、發問・應答によつて理會を進めさせるのが問答教式である。

様式の運用 教様は主に兒童の程度によつて變はり、教式は大抵教材の性質によつて定まるが、然かし各の教様・教式には、それぞれ特長もあれば又短所もある。その上孰れの教授も、單一の様式で進められるものではないから、長短相補はせて便宜諸様式を運用すべきである。

第六節 學習法の指導

主な學習法 學習法の主なものは次の如くである。

一、復習法 これは、一旦學習した所を復習するもので、學校で課することもあり、家庭でさせることもあり、又事柄も方法もそのままにされることもあり、形を變へてさせることもある。要は忘却し去らざる時期に於て課することと、成るべく形を變へてさせて乾燥無味を避けさせることである。

二、豫習法 これは、まだ學習しない所を自ら練習させるものである。必要な材料を集めさせることもあれば、試行錯誤の法を取らせることもある。教材の性質と兒童の程度とを酌んで、適當にその範圍と方法とを指定するがよい。又平素からも校外の觀察に訴へて經驗を積ませることは、大切な豫習の一つである。

三、監督法 これは、自學によつて課業を修めさせると同時に、その攻究を監督して兒童の學習の進捗を指導する方法で、近時米國で行はれる攻究監督法の如きはそれで、これは學習室内で各兒の自習と教師の指導とが交起るやうにして、學習の經濟を圖ると共に個性暢達の餘地を多くする方法である。

四、質問法 これは、疑問の點、不審の箇所を質問させるもので、學習はこれを缺いてはその效を收め難い。それ故に、教師は兒童の質問を歡迎すべきのみならず、成るべく機會を捕へてこれを誘發すべきである。

五、相談法 これは、兒童が互に相談をし助言を與へることによつて學習を進める方法で、學級學習では自學教様の場合に多く用ひられ、家庭學習では高學年の兒童に好適する。

六、討論法 これは、或問題に對し、各自が所見を述べ、理由を擧げ、討

論によつて學習を進める方法で、これを主要部とするものを討論組織といふ。前者と同様に高學年の兒童に適する。

學習法指導の必要 學校には、圖書標本・器具・機械等學習室として必要な設備をよく整へると同時に、兒童に對してその學習の方法を十分に指導することが大切である。學習法の指導に骨を折らなつて、徒に自學自習を望むのは、花を咲かせないで、唯實のなるのを待つやうなもので、望む方が無理である。

家庭に於ける兒
童學習の監督

學習法と家庭課業 學習は學校だけで済んでしまふものではないから、教師は、兒童の家庭課業に就ても、亦行届いた指導と親切な注意とを惜しんではならない。親も亦、子供を學校にさへやれば責任が解除されたやうに思ふのは大間違である。尤も家庭課業も成るべく兒童の自學を誘導し、成績不良又は缺席した場合等の外は故らに援助を與へるには及ばないが、然しかし復習・豫習等の習慣を

つけることは、實際に於て極めて必要であるから、親はよくこれを監督し、且兒童の成績品は必ず父母がこれを檢閱して、獎勵を加へるべきである。今家庭課業の時間に關して一般の標準を次に挙げる。

尋常科第一二學年	一日に三十分以内
同 第三・四學年	同 一時間以内
同 第五・六學年	同 二時間以内
高等科各學年	同 三時間以内

第四章 學校に於ける訓練

良習慣の養成と自治の體驗 訓練に於ても、學校は家庭と相待つて教育の效果を擧げなければならぬ。そして最初は、周到な監督と親切な誘導とによつて、良い習慣をつけることを主とし、兒童心身

の發達に應じて、次第に自治の精神を養ひ、自律の生活を體驗させるやうにすべきである。

個性と訓練 元來、教育は自然に反して行はれるものではないが訓練に於ては殊にさうである。訓練は、児童の個性に應じてその生活體驗を導かなければならぬ。恰も望遠鏡を通してみ空に輝く星を眺めるやうなもので、教師は望遠鏡を逆さに覗くやうなことをしてはならない。然しかし個性を尊重せよといふことは、唯個性の放奔するがままに任せよいといふ意味ではない。個性には十分に伸ばすべき點もあると同時に、又大に修正を加へるべき點もある。素生の良い梢を伸ばす爲には、贅芽を摘取らなければならぬ。如く、良い個性を伸ばす爲には、悪い僻を矯めなければならないのである。

學校生活と作業 児童の生活は遊戯と作業とてあるが、遊戯は家

庭生活の主なもので、作業は學校生活の大部を占める。そして作業は遊戯から醇化されるもので、殊に小學校の作業には遊戯と作業との中間に位するものが多い。けれども、その教育的價值は甚だ大きい。先づ作業は、自然の活動を正しい作爲にまで導いて、人を有爲ならせる基となり、懶惰煩悶の機會を少なくして、生活を幸福ならせる礎となる。殊に共同作業は、協力互助の必要を悟らせ、連帶責任の意味を味はせ、共同一致の實が舉がれば舉がるほどその能率が加はつて、その團體が榮るゝといふことを體驗させるから、この點で學校の作業は、児童の社會心を實行に繋ぐ礎である。その上作業は、その關係が多方面に亘るから、これによつて廣く人事界・自然界との接觸を十分ならせ、且身體を強健にし、四肢を器用にし、將來公民として實際社會に立つべき本を養ふ。今學校生活で、學習の外に作業と認められる主な事柄を擧げる。

一、當番勤務 當番を定めて、児童に交代で諸種の勤務に服させることを當番勤務といふ。例へば、教室内の整頓、教室日誌の記入、學校園の手入、動植物の飼養・栽培等である。これ等は學校の便宜の爲に児童を使役するものではなく、これによつて作業的訓練を施すものである。

儀式 會合

二、儀式・會合 學校に於ける諸種の儀式並びに會合は、孰れも訓練の好機會である。先づ儀式に就いていふと、三大節その他學校記念日、入學式・卒業式等に於て全校の師弟が一堂に參集してこれが式を舉げるのは、これは學校といふ共同團體の嚴肅な活動で、児童が將來實際生活に立つて國民生活を營む良訓である。講堂訓話も亦、共同の精神を養ひ、全校の統一を圖る效が大きい。次に他の諸會合には學藝會・運動會等があつて、それぞれ訓練上の效果がある。

三、遠足修學旅行

これ等は、必ずしも訓練の爲に行ふものではな

いけれども、それが訓練上に及ぼす影響も亦至つて大きいものである。

自治訓練 自治訓練とは、學級・學校を自治團體の如くに組織し、選舉によつて諸種の役員を定め、學級内の事務は勿論、圖書・教具の始末から當番勤務・諸會合・遠足・修學旅行等のこととに至るまで、これを児童に分擔處理させやうとするものである。これは、自治の精神を養ひ自律の人格を造る上に必要なことであるが、然しかし児童の訓練には、彼等の心身發達の程度を十分に顧みなければならぬ。

第五章 學校教育の種類と學校系統

學校教育の種類 學校教育に種々の別がある。その程度によつて、これを初等教育・中等教育・高等教育に別けることが出來、その性質によつて、これを普通教育・専門教育に別けることが出來、更に又そ

の内容によつて基礎教育・補習教育・師範教育・實業教育・特殊教育等に別けることも出来る。

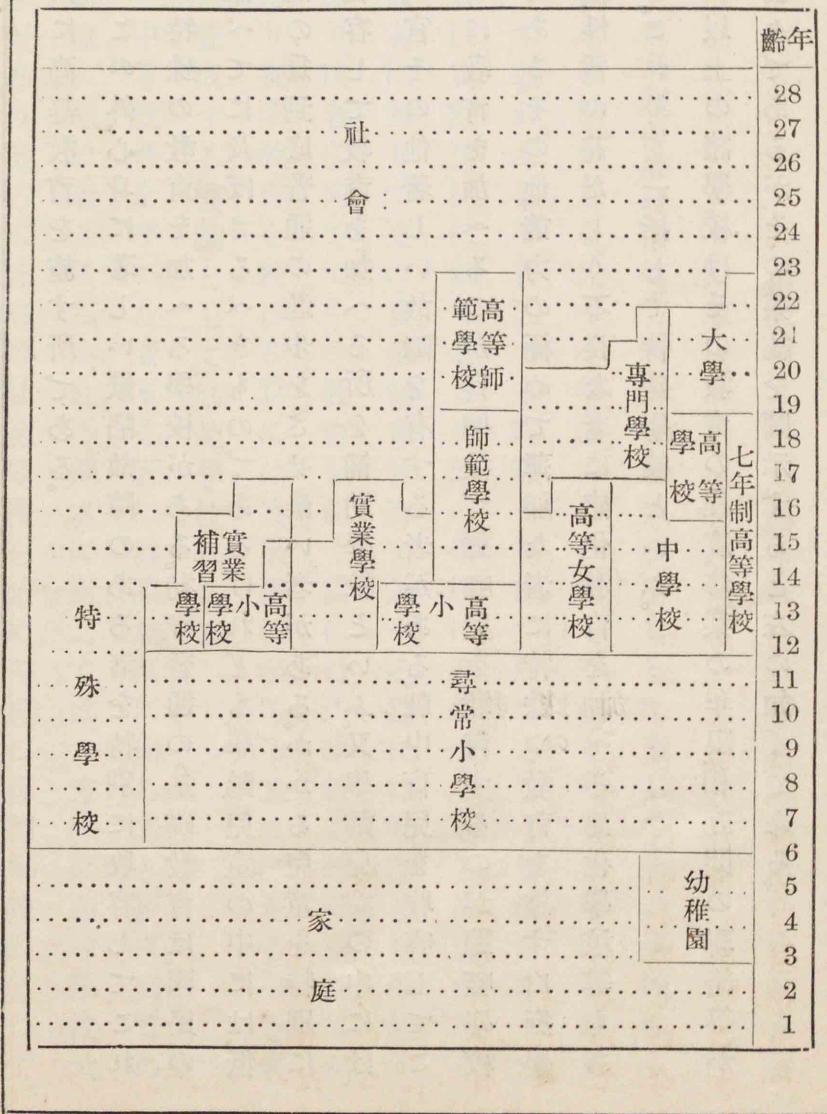
我が邦の學校系統 教育の種類の異なるに應じて、その學校にも種々の別がある。先づ小學校には尋常小學校と高等小學校とがあつて、孰れも初等普通の基礎教育を施す所である。小學校を卒へた者は、實際生活に就く者と高等の學校に進學する者とに別かれる。前者に對して更に實業補習教育を加へる爲には實業補習學校があり、後者に向つて中等教育を施す爲には中學校・高等女學校等があり、實業教育を授ける爲には實業學校がある、又教師たるべき者を養成する機關として師範學校がある。

中等教育を卒へた者も、亦直に實際生活に出る者と、更に高等の學校に進む者とに別かれる。後者に對しては、一方には高等學校・大學があり、他方には高等師範學校を始め各種の専門學校があつて、

共に高等教育を施す所である。

この外、心身に著しい缺陷故障のある者を特別に收容して、これに特殊の教育を加へる學校がある。初等普通の基礎教育は、國民の總べてに及ぼさるべきものであるけれども、學齡兒童の中には、低能の爲到底普通の進歩をさせ難い者がある。かかる兒童を特別に收容して教育を加へる所を補助學校といふ。又學齡兒童の中には、失官その他著しい故障を有する者がある。就中盲兒を收容してこれに教育を加へるのが盲學校で、聾啞兒を教育するのが聾啞學校である。その他能力の極めて薄弱な者に特殊の教育を施す白痴學校、性質の甚だしく不良な者に感化教育を加へる感化學校等もある。これ等を一括して特殊學校といふ。

以上の諸學校は、その教育の程度、修業の年限、相互間の聯絡等が色々であるが、その系統を圖示すると左の如くである。



第七篇 社會教育

第一章 社會と教育

社會社會は、兒童が卒業後に進むべき所であるのみならず、實は家庭にある間も學校にある間も、兒童は絶えずその感化を受けつつあるものである。

社會教育の意義 總じて活社會の現象は、頗る強い示唆の力を有つてゐる。そして兒童は、思慮が單純で、意志も弱いから、直ぐそれに感染し易い。その上兒童は、好奇心に富み、且摸倣の念が強いものであるから、事の良し悪しを辨へないで、唯年長者の行動を摸し、新奇な所爲に倣はうとする。殊に都會の地には、兒童の好奇心を唆るものが甚だ多く、彼等が街上の惡例を見習ひ、或は不健全な讀物から

受けける弊害には、往々人を戰慄させるものがある。然しかし、社會を一概に悪い所と考へるのは、その暗黒面ばかり眺めた偏見である。却つて社會にも、廣義の教育は行はれてゐるので、殊に世の進歩につれて、社會は學校以外尙多くの教育的の仕事をして、文化の傳達擴充を圖るものである。これを社會教育といふ。

第二章 社會教育の任務

社會教育には、種々の任務がある。次にこれを擧げやう。

一、道德教育　これは、國體・家族制・國民性等に關する國民道德から、生活に必要な實踐道德は言ふに及ばず、更に進んで國際道德に至るまで、一切の道德に關する教育であるが、その中堅は實に國民精神の振作更張である。

二、公民教育　私達は、一面は箇人であると同時に、他面は國民であ

り、府・縣民であり、又市町・村・民でもあつて、即ち公民である。公民としてかかる團體の生活に必要な認識・情意を養ふ爲に加へられる教育が公民教育である。

三、職業教育　人は、それぞれの職業を有つてその生活を全うするものであるから、それに應ずる必須な知識・技能を授けるのが職業教育である。そして、各箇人の理想を實現させる上にも、又國利民福を増進させる上にも、職業教育は大切である。

四、趣味教育　趣味は、慰籍ともなり、娛樂ともなつて、人生を潤はせ、兼ねて社交を圓満ならせる。ゾロモンの榮華も一輪の花に若かないと謳つた哲人もある通り、趣味の生活こそこの世ながらの淨土である。そして、低級な娛樂を避けて、高尚な趣味を養ふ上に社會教育の及ぼす影響は實に大きい。

五、體育保健　體育・保健は、學校生活で大切なのみならず、實際

生活でも大切であり、児童・少年に必要であるのみならず、青年・壯年にも必要である。縱令老年になつても、私達は健康を保つ爲には、常に身體の練磨を怠つてはならない。そして學校・家庭以外、總べての人々に身體練磨の適當な場所と機會とを提供することは、社會教育の一つの任務である。

第三章 社會教育の方法

社會教育には、左の如き種々の施設がある。

一、圖書館博物館・展覽會　圖書館は、讀書の教養を目的とし、博物館・展覽會は、鑑賞と研究とに役立てる爲に設けられたもので、これ等をよく利用することは自から修養を進める途である。

をりをりに遊ぶ暇はある人の

暇なしとてふみ讀まぬかな。〔本居宣長〕

二、講演會・講習會　これ亦學術・技藝の普及を目的とするもので、官廳・學校・教育會・學會等が主催するものは勿論、近時盛に開かれる成人教育・夏期大學・通信學校等も皆さうである。新聞・雜誌の如きも、亦社會教育の一方面といつてよい。就中、児童の生活に直接關係のあるものは児童讀物である。

三、青年訓練所・少年團・青年團・處女會　青年訓練所は、青年男子を收容して、彼等に必要な事項を、嚴密な課程を辿る學科組織に於てではなく、寧ろ實際的訓練の形に於て授ける所であり、少年團・青年團・處女會も亦有力な社會教化の事業である。

四、教育的セットルメント　これは、教化を目的とする常設の機關であつて、獨立して又は寺院・學校・公會堂・圖書館その他の建物に附設して、適當な設備を加へ、修養・社交等の中心とするものである。

五、體育・保健及び娛樂の諸施設　一定の設備があつて、そこで競技や

遊戯を練習させる體育場・競技場、歳時に開催される運動會・遠足・旅行・登山會・游泳會、生活の改善・傳染病の豫防・禁酒の勵行等に就ての各種の宣傳や實行等は、孰れも體育・保健に關する施設であるし、又三大公衆娛樂と呼ばれる寄席・芝居・活動寫眞等は、娛樂に關する施設である。

六、動物園・植物園・水族館及び公園 これ等は、鑑賞と教化とそして保健とを同時に達しようとするものである。就中、都市に缺くべからざるものは公園で、公園は實に都市の肺臓ともいふべく、その綠滴する丘や、紅葉燃える林や、鯉躍る池の汀の佇みや、毛氈を布きつめたやうな芝生の眺め程、生活に疲れた人達を甦らせるものはない。殊に兒童に直接關係のあるものは兒童遊園で、都市の兒童に、打窓いで遊び戯れることの出来る遊園を提供することは、大人の務でもあり又樂みでもある。

兒童遊園

明月や兒達ならぶ堂の櫻。芭蕉

第四章 家庭教育・學校教育・社會教育の關係

兒童の教育を植物の生長發育に譬へると、家庭はその苗床で、學校は田畠、又社會は風雨寒暑の如きものである。幼兒が愛に満ちた家庭の懷に抱かれて育つのは、苗が苗床で培はれるやうなもので、それが父母の膝下を離れて學校に入るのは、恰も植物が苗床から田畠に移し植ゑられるやうなものである。これは兒童に取つては先づ境遇上の一變化である。それ故に、學校は常に家庭の情況を顧み、絶えず父兄と聯絡を取り、養護は勿論、教授に於ても、訓練に於ても、互に協調を圖り、そして家庭で積まれた兒童の經驗が自らに學校の生活に打續くやうにしなければならない。これは學校教育の爲に必要であるのみならず、家庭教育の方から眺めても、極めて大

切なことであつて、かくの如くにして家庭教育は学校教育の根底となる。

これと同時に、學校は兒童が家庭から社會に乘出す波戸場ともいふべく、兒童はここで八重の汐路に船出する用意をよく整へなければならぬ。實際社會には、順風の吹くこともあれば、荒浪の逆巻くこともある。それ故に、學校は活きた社會の小模型として、その組織を十分に整理し、かくて兒童は所謂與へ且取ることによつて成立つ共同社會の眞義を味ひ、愈々實際生活に帆を張り揚げても、さまで心のおののきを感じないやうに彼等を教育し上げなければならぬ。況んや教育は、學校の卒業を以てその終りを告げるものではなく、社會には前章で述べた通り諸般の施設があつて、廣義の教育は行はれてゐるのである。即ち學校は、徒にその門戸を閉ぢて社會と離背すべきものではなく、寧ろ進んで社會と握手し、そして

社會教育と學校教育とは、木に竹を繼いだやうなものではなく、却つて、學校教育は社會教育の基礎であるといふ意味を發揮させなければならない。家庭から見てもその通りであつて、家庭は常に社會の實情を知り、兒童の爲に良い環境を提供することに心掛けなければならない。

教育の大きな力は、家庭・學校・社會の上に普ねく働くものであるから、この三つは、三つ巴の如くに相待ち相助けて進まなければならぬ。若し家庭が學校・社會と離れ、學校が家庭・社會と聯絡を圖らず更に社會が家庭・學校を顧みないやうなことがあつては、教育の力は分れて支離滅裂となる。それでは、どうして教育の目的を達することが出来やうか。どうして教育の效果を擧げることが出来やうか。國家の前途は未成年者の上に繋り、文化の將來は兒童の如何による。善良・有爲・強健・優美な日本人を養成して國運の進展に貢献

させ、文化の貴い寶を傳達して益、これを擴充させることは、總べての家庭の努めるべき所であり、あらゆる學校の企てるべき所であり、そして社會一般の齊しく盡すべき所である。

〔女子新教育學終り〕

附錄 小學校及び幼稚園教育關係法規抄

小學校令摘要

第一章 總則
第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 寻常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 寻常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ

爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業)ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ
土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得
前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ
手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得
實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム
實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ

之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋

常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ
學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ
第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得コノ場合ニ於テハ府縣知事ニ報告スヘン
市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス
第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限り教授スル者ヲ專科正教員トス

- 本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス
- 第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ
- 免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス
- 第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ検定ニ合格スルコトヲ要ス

小學校令施行規則摘要

第一章 教科及編制

第一節 教則

- 第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ
- 道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
- 知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス
男女ノ特性、其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公徳ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニアリテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシメンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授タルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモノニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整數ノ範圍内ニ於テ其ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初步ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ
算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ
算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又圖表複利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシメンコトヲ要ス
算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ
第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

國史ヲ授タルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目擊シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水產、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條　圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目擊セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハシコトニ注意スヘシ

第九條　唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ德性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ第十條　體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條　裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、縫ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工 簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤労ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類、性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水產ヲ授ケ又ハ農事、水產ヲ併セ授クヘシ
農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ

理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水產ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法並工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ

授ヶ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ
家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ
外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ
手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ毎週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ毎週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ毎週教

授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ〔第二・三・四項略〕

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得〔第二項略〕

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得
第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ
第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 每日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童、君カ代^ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編 制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各五十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫手工、實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ狀況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得〔第四項略〕

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第四號表 [尋常小學校教科課程表]

第五號表 [高等小學校教科課程表] (修業年限二箇年ノモノ)

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ毎週一時之ヲ讀カルニ日未得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ毎週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ毎週二時之ヲ
ノトヲ得

第五號表		〔高等小學校教科課程表〕（修業年限二箇年ノモノ）		圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ毎週一時之ヲ課スルコトヲ得		手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ毎週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ毎週二時之ヲ課スルコトヲ得	
算術	國語	修科	學年	授每時週數	授每時週數	授每時週數	授每時週數
四形、珠算	六綴り方	二道德ノ要旨	第一學年	授每時週數	授每時週數	授每時週數	授每時週數
四形、珠算（日用簿記）	八綴り方	二道德ノ要旨	第二學年	授每時週數	授每時週數	授每時週數	授每時週數

附錄 小學校令施行規則摘要

前項ノ外本表各教科目ノ毎週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ毎週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス

手工	一 簡易ナル製作、製圖、手	一 藝	一 簡易ナル製作、製圖、手	一 簡易ナル製作、製圖、手
體操	一 (單音唱歌、複音唱歌)	三 體操	一 (單音唱歌、複音唱歌)	三 體操
實業	二五 (農農業ノ大要) (工商業ノ大要)	女男 二五 (農農業ノ大要) (工商業ノ大要)	女男 二五 (農農業ノ大要) (工商業ノ大要)	女男 二六 (農農業ノ大要) (工商業ノ大要)
裁縫	四 通常ノ衣類ノ縫ひ方、裁 チ方、縫ヒ方、裁	四 通常ノ衣類ノ縫ひ方、裁 チ方、縫ヒ方、裁	四 通常ノ衣類ノ縫ひ方、裁 チ方、縫ヒ方、裁	五 通常ノ衣類ノ縫ひ方、裁 チ方、縫ヒ方、裁
計	女男 三〇九	女男 三〇九	女男 三〇九	女男 三二〇

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得。前項ノ外本表各教科目ノ毎週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ毎週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス。實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得。

幼稚園令摘要

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス。

第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得。
第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得。
第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得。

第九條 保母ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル。

保母ハ女子ニシテ保母免許狀ヲ有スル者タルヘシ。

幼稚園令施行規則摘要

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ。幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス。
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ做ハシメンコトヲ務ムヘシ。

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯唱歌、觀察、談話手技等トス。

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第五條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保母ヲ置クコトヲ要ス

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ
一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設タルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト

三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

〔附錄終り〕

文部省検定文書 五月二十日正大

改訂新子女教育學



發行所

培風館

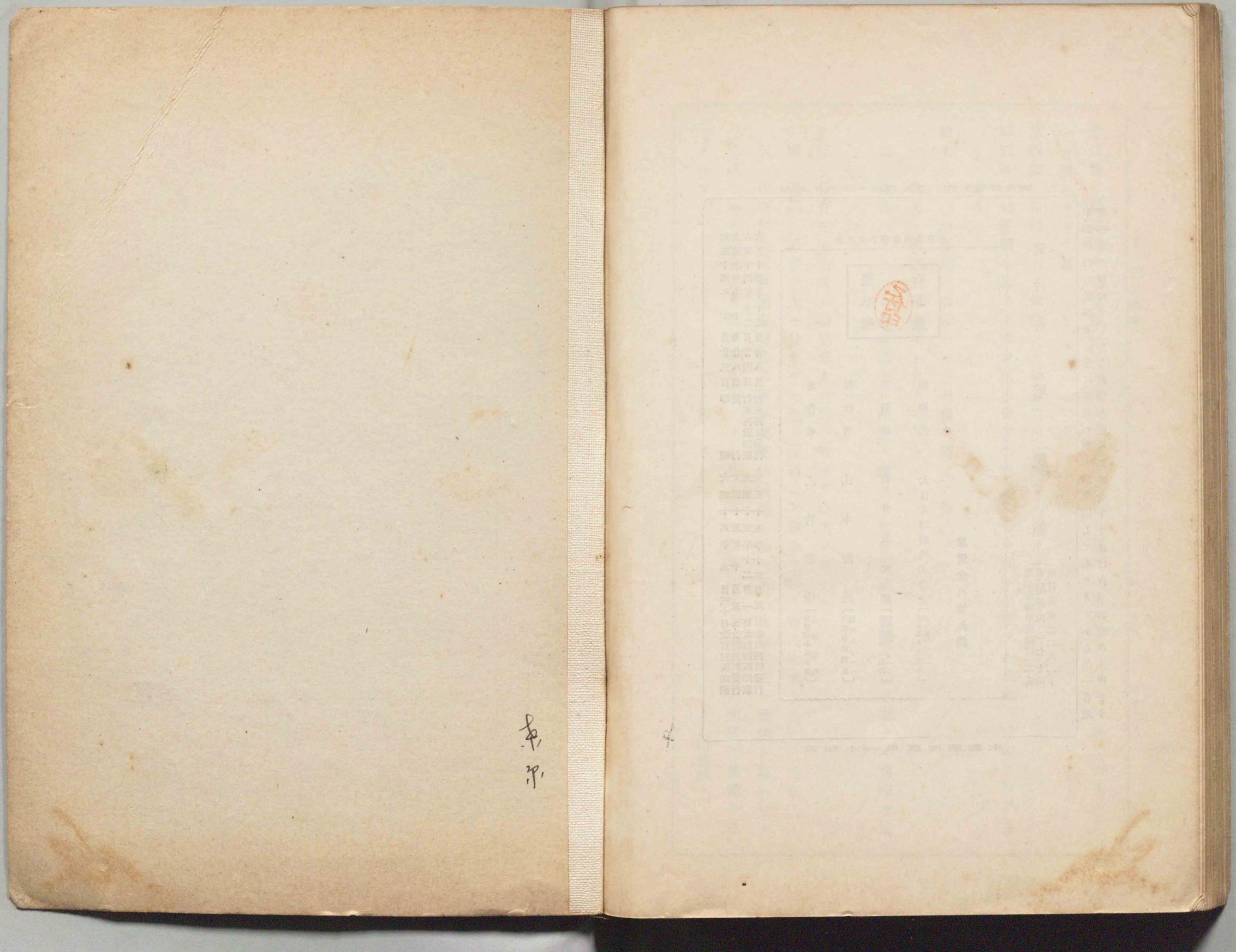
館

（東京市神田区錦町三丁目
電話神田三七一七四
振替東京三二六）

定價金八拾九錢

昭和十一年度製刷本

本館發行の教科書は常に多數の製本が準備してありますから萬一各地
賣捌所で賣切でしたら直接本館へ御註文下されば直ぐお送申上げます



卷一

広島大学図書

2000038042

